

平成29年9月定例会会議録（第1号）

平成29年9月8日 金曜日 午前10時00分開会
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第1号）

平成29年9月8日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第8号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第9号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第10号平成28年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第60号財産の処分について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 9 議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第63号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第21 決算特別委員会の設置
- 日程第22 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 2 3 議案第 7 3 号平成 2 9 年度新庄市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 4 議案第 7 4 号平成 2 9 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 5 議案第 7 5 号平成 2 9 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 6 議案第 7 6 号平成 2 9 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 7 議案第 7 7 号平成 2 9 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 8 議案第 7 8 号平成 2 9 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 2 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

小野周一議長 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成29年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において今田浩徳君、新田道尋君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る9月1日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは副市長、関係課長並びに議会事務局職員の

出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成29年9月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成29年9月定例会日程表のとおり、本日から9月22日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告3件、諮問1件、議案4件、平成28年度決算の認定等9件、補正予算6件の計23件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告3件の後、諮問1件及び議案第60号につきましては、提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第61号から議案第72号の議案12件につきましては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、平成28年度決算の認定等9件を除いた議案3件につきましては、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し、審議をしていただきます。平成28年度決算の認定等9件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託して審査をしていただきます。

議案第73号から議案第78号までの補正予算6件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月22日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特段をお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。よろしくお願ひします。

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月

22日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

会期は9月8日から9月22日までの15日間と決しました。

平成29年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	9月8日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(3件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	9月9日	土	休 会			
第3日	9月10日	日				
第4日	9月11日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 高橋富美子、佐藤悦子、 小嶋富弥、小関淳、石川正志 の各議員
第5日	9月12日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 今田浩徳、佐藤卓也、 清水清秋、星川豊の各議員
第6日	9月13日	水	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第7日	9月14日	木	常任委員会	総 務 文 教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 8 日	9 月 15 日	金	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成28年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益の処分及び決算の審査
第 9 日	9 月 16 日	土	休 会			
第10日	9 月 17 日	日				
第11日	9 月 18 日	月				
第12日	9 月 19 日	火	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成28年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益の処分及び決算の審査
第13日	9 月 20 日	水	休 会			(本会議準備のため)
第14日	9 月 21 日	木	休 会			(本会議準備のため)
第15日	9 月 22 日	金	本 会 議	議 場	午 前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（6件）の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

小野周一議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、新庄まつりについて行政報告をさせていただきます。

ユネスコ登録後、初めての開催となりました新庄まつりではありますが、奇跡的な、神がかり的な天候回復で、無事運行できたこと、心から感謝申し上げたいと思います。

本年は、ユネスコ無形文化遺産登録ということで、県内のマスコミ掲載や、あるいはテレビでのPR、首都圏や県内外でのPRキャンペーン、さらにはユネスコ登録記念事業の実施など

により、多くの人出がございまして、過去最高の55万人の人出となったところでございます。

初日の8月24日は、初めてとなる飾り山車の実施や、駅前ロータリー付近を新たな観覧所として確保し、観客の受け入れ体制の充実を図ったところであります。

日中の激しい雨の影響により、昨年より1万人減の20万人の人出となりましたが、宵まつりは吉村知事もごらんいただき、花を添えていただき、アビエス有料観覧席は例年同様完売し、山車が入場するたびに大きな拍手が湧き起こったところであります。

25日の本まつりは、ユネスコ登録記念事業としてアビエススタンド観覧席を無料とした結果、スタンド観覧席は満席となりました。さらに、午後からの人出も多く、昨年より2万人増の20万人となりました。

26日の後まつりは、安定した天候に、土曜日と重なったことで、街中鹿子踊や飾り山車には

幾重もの人垣ができるなど、昨年より3万人増の15万人の人出となりました。

今後も世界に誇れる祭りとして、新庄まつり実行委員会への支援を通じ取り組んでまいりますので、今後のさらなる御理解と御協力をお願いし、本年の新庄まつりの報告とさせていただきます。御協力まことにありがとうございます。

日程第4報告第8号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

小野周一議長 日程第4報告第8号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第8号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市体育協会の経営状況を報告する書類として、平成28年度事業決算報告書を議会に提出するものでございます。

市体育協会の報告書2ページに記載しておりますが、平成26年度に新庄市施設振興公社と統合したことに伴い、市の体育施設を指定管理者として管理運営するとともに、市の都市公園や公有財産の管理業務を受託しております。

また、平成27年度からは県の最上中央公園も指定管理者として管理運営し、昨年度は県の補助事業も実施したことから、経常収益が1億6,553万6,776円、経常費用が1億6,175万7,886円となっております。

なお、市体育協会の平成28年度事業及び決算については、本年6月21日に開催されました同協会の定時評議員会において承認されたものであり、詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告といたします。

小野周一議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5報告第9号新庄市土地開 発公社の経営状況の報告について

小野周一議長 日程第5報告第9号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第9号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告することになっております。

平成28年度新庄市土地開発公社の決算でございます。

なお、この決算につきましては、去る5月17日に公社監事による監査を行い、5月26日の理事会におきまして御承認をいただいております。

平成28年度の事業につきましては、小桧室2期地区における5区画の宅地分譲のうち、残り1区画につきまして新聞折り込みや広告看板の設置などにより販売促進に努め、問い合わせや申し込みもありましたが、売却までには至りま

せんでした。

平成28年度の損益につきましては75万2,658円の当期純損失となっております。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては決算附属明細表を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で平成28年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

小野周一議長 本件につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願いします。

日程第6報告第10号平成28年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

小野周一議長 日程第6報告第10号平成28年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第10号平成28年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので、数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度の9.7%より0.6ポイント改善の9.1%でございました。前年度は県内13市の中で4位の比率となっておりますので、今年度も同程度の順位になるものと思われま。

将来負担比率につきましては38.4%となり、前年度の57.9%より19.5ポイント改善しております。こちらの数値については、前年度は県内13市の中では5位の比率となっておりますが、今年度についてはより上位の順位になるものと思われま。

次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございまして、健全な財政運営により順調に改善しております。

以上で、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

小野周一議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承をお願いします。

日程第7諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

小野周一議長 日程第7諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第3号人権擁護委員の推薦に

つき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成29年12月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

今回新たに推薦する方として、加藤岩雄さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号はこれに同意することに決しました。

日程第8議案第60号財産の処分 について

小野周一議長 日程第8議案第60号財産の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第60号財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、新庄中核工業団地の土地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

新庄中核工業団地で操業しております協和木材株式会社より、このたび同団地で貯木場として活用しております用地に隣接する土地の譲り受け申し込みがございました。同社は現在集成材工場を操業しておりますが、今後事業を拡大し、燃料チップ製造工場を行うこととしたものであります。

売却する土地は、新庄中核工業団地J-2-15区画の1万8,224.77平方メートル、売却価格は9,000万円でございます。

売却の相手先は、協和木材株式会社、代表取締役、佐川広興氏であります。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第60号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しま

した。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） この財産処分そのものに対して異議を申し上げるつもりはありませんが、この売却に至る流れ、新庄市としての対応が、団地の関係、これがどうも私には理解できない部分があると思いますので、質問をいたしたいと思います。

前々から団地分譲に関してはいろいろなお話が工業団地のほうから耳に入ってきましたが、今回がいいチャンスというふうなことで、先般、現地の立地企業のほうに私が出向いて、いろいろ問題点があるかないか、聞いてまいりました。それで出てきたのが、その経緯ですね。今張りついている企業のほうに説明が不十分であるというふうな各社の話が出てまいりました。今回訪問させていただいたのは団地内の3社であります。なぜ市役所ではきちんとした説明ができないのかというふうなことを言われました。その話は前から聞いていたんですが、もう少し丁寧に、従来から進出している既設の会社を不安に陥れるようなことがないように、しっかりと説明をなすべきだというふうに私は思ってまいりました。

それで、今回の売買契約、私ども議会に提示されたのは全員協議会、8月7日が初めてですね。ここで売買の申し入れがあったということがわかったんですが、この話は相当前から進んでいるものというふうに推測いたしました。

1つ目の質問は、いつごろから協和木材との話し合いがなされたか。そして、大体どの時点でこれが合意がされて、売却よしとなったか、その辺を1点お伺いしたいと思います。

それから、全体的に見ますと、団地内に木材産業に携わる会社がこれを入れると3社となるわけですね。マルカ林業、協和木材と、それか

らチップ工場と。団地の中の相当な面積を占めるし、一番問題は私も以前から申し上げましたとおり作業所から出る粉じん、あとばい煙、騒音、私は素人ですが、考えることができるわけですね。その対応をどうやっているかということは非常に心配だということから、今回の企業の訪問に至ったわけでございますので、歩いて聞いてみますと、その辺のちゃんとした説明は一切ないというふうな答えが返ってきています。

それから、その会社が言うように、事態が起きると一大事だと思ったのは、マルカ林業がこれからやろうとするバイオマス発電による送電線から出る電磁波、これが今使っている機械に影響を及ぼすか及ぼさないかというようなところが非常に不明な点がある。事業者に聞いても、やってみないとわからないというような回答が来たということで、非常に心配をしておりました。

それから、あそこの現在を見ても、木材が山のように積まれています。原木丸太。あんなことになるとは思っていなかったというふうな話もありました。景観もそうですけれども、あそこから虫が発生しないかどうかと、その辺が非常に心配だと。もちろん排出される粉じん、それから30メートルとかの煙突を設備するということですが、そこから出るばい煙の影響はないだろうか、あるだろうかというふうな不安を持っていました。そんなことで、それに対する市からの説明が一切ないというふうな、非常に今不安を持っているようでございます。事実聞いてまいりましたので。

そんなことで、その辺をどうやってこれから現地の企業に説明をして、説得して、もし仮にそういうふうなことが起きたときの対応策を考えていると思うんですが、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 ただいまの御質問の中で、協和木材のほうからの説明が不十分ではないかということでありましたけれども、我々としてもまず立地企業の会長初め役員会、また企業で周辺のほうには御説明に行っていたということでお願いしております、役員会等においては十分企業から説明があったのかなと思っていたところでございますけれども、そういう部分が不十分であったとすれば、企業のほうには今後何度か説明する場を役員会等で設けていただければなと思っております。特に今回の企業におきましては、中核工業団地の立地企業協議会の会員でございますので、その辺、会長、役員としっかり連携をとっていただくように我々のほうではさらに指導したいと思います。

また、今回の土地の売却に関する申し出につきましては、5月ごろに御相談がありまして、それから何度かやりとりがあったという経過があります。詳細については省かせていただきますけれども、そのあたりから新たな事業展開を考えていたのではないかなと思っております。

あと、今後マルカ林業のバイオマス発電につきましても、さまざまな御心配事を新田議員のほうで聞き取りなされていることを今知りましたので、そこにつきましてもマルカ林業のほうにお伝えして、立地協議会の会長ともお話をしていきたいなと今改めて思っている次第でございますので、よろしく願いいたします。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 私が質問したことに回答が1つ抜けていた、いつから話があったかということを知ったんですよ。私たちには8月に報告があったわけですが、その前から延々と私は続いているというような想定をしているので、大体でいいですから、いつごろから話し合いがあったかと。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 先ほどちょっと説明が不足したかなと思いますけれども、御相談があったのは5月ごろからであります。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 5月で、決定したのはいつかちょっとわからないんですが、私どもには8月だから6月ごろかなというふうな感じはするんですが、これは県からの補助金も出るわけですね。県に聞いてみたところ、6月29日に交付決定をしているということでした。そうだとすれば、もう少し早く現地のほうにも対応できるし、我々のほうにもできたんじゃないかなというふうな気がするんです。今回のみならず、前々から対応が非常に遅いというふうには私は印象を持っています。もう少し早くできないかなと。これは団地の皆さんも言っていました。契約が終わって、スタートする時点で説明が今まではなされてきたと。非常に憤慨していました。もう少し丁寧なやり方ができないかと。市でいいというものを我々が拒否するわけにはいかないんだと、何も権限を持っていないしということで、それでも状況というのはやっぱりきちんと把握したいというふうなことを言っていました。

今回、チップ工場に隣接する会社に行きましたところ、そんな話は初めて聞いたと。会社の人間が2人、私と接しまして、話をしたんですが、初めて聞いたと言っているんですよ。知らないんです。今課長が役員会で報告したというようなことを言いましたが、そこから広がらないですよ。役員会のみならず、私はもう少し丁寧に周辺の企業にもやっぱり知らしめるべきじゃないかなというふうに思っています。

それから、マルカの件は、マルカから聞いたんですね、いろんなことを。隣の会社が質問し

て、情報を得たけれども、返答することができない部分があったということで、非常に今心配事が多いんですね。そんなことがあるので、やはりこの辺は行政側が承諾して売却しているわけですから、行政側がもう少し足を運んで調査をして、相手方に報告すべきじゃないかなと、不安を解消する報告をすべきだと私は思うんですが、その辺どう考えているか。

それから、全体的に団地がもうちょっとで完売になりますね。あと二、三カ所あるわけですが、空き地がなくなればいいという問題じゃないのではないかというふうに思います。ある程度業者を選定して、やはり新庄市にふさわしい企業を誘致するというのが一番ベターじゃないかというふうに思います。この間配付されたアンケート、これを見ましたところ、市民が要望しているのは、ニーズ度が一番高いのが「魅力ある雇用の場が確保されていること」と。各年代層においてこういうふうに言っているわけですね。ニーズ、要望です。それから、その会社の内容。その次に行きますと収入の面が載っていますね。49ページ。これで今の収入に満足していないというふうなデータがアンケートの中から出てきていますね。見ていると思うんですが、そうしますとそれに整合するかどうかということも、市民側から見れば検討する必要があると。今あいている団地の土地を、どんどんどんどん売却してゼロにするのは政策上はいいとは思いますが、中身の問題もやっぱり十分検討する必要があるんじゃないかと。こういうふうに市民がアンケートの中で言っているんだから。そこら辺を考慮してくれないと、何のための作業だったかわからなくなるんじゃないですか。今現実としてことしのアンケートでこう言っているんですよ。もう少し何とかしてもらいたい。雇用の場の確保をきちんとしたものにしてもらいたいと言っているんですよ。片っ端から埋めていくのはいいですけども、なく

なったとき、後で例えば別の企業が来て、進出したいんだというときに、どう対応するんですか。残る土地は余りないんですよ。大変私はこれはもったいない契約になるんじゃないかなというふうな気がする。もう少し神経を使って、市民側に立って判断すべきじゃないかというふうに思うんですが、その辺どうですか。まだ完売したわけじゃないですから、まだありますが、次のステップを踏むときにどう考えますか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まず初めに、説明の部分で、立地企業等の役員会やそういう部分で説明して広がらなかったという部分で、この辺は今後誘致する上で反省材料とさせていただきます。相談に来た企業につきましては、そのような部分を十分指摘して、指導したいと思います。

また、マルカの話が出ていますけれども、行政のほうで聞き取りをして、指導というお話もいただきました。その辺、聞き取り等我々が不足していた部分があるのかなと思いますけれども、ただいまいたいたような部分を聞き取りしながら、そういった心配があるんだということ伝えて、事業をする企業のほうからそういった部分を説明していただくかなと、本当に今感じているところでございます。ありがとうございます。

最後に、企業の選択ということにつきましては、我々も雇用の場をつくりたいという思いで企業を誘致しておりますので、今後もその方針というか、その気持ちは変わっておりません。残り少ないですけども、この用地の中を有効に活用して、魅力ある企業が新庄に来ていただければいいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号財産の処分については、原案のと
おり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案 1 2 件一括上程

小野周一議長 日程第9議案第61号新庄市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定についてから日程第20議案第72号平成28
年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の
認定についてまでの12件を、会議規則第35条の
規定により一括議題にしたいと思います。これ
に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条
例の一部を改正する条例の制定についてから議
案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の
処分及び決算の認定についてまでの12件を一括
議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第61号新庄市職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて御説明申し上げます。

本案は、本市職員の育児支援に係る環境整備
をさらに進めるため、必要な改正を行うもので
す。

内容といたしましては、育児休業を再度取得
する場合、育児休業の期間を再延長する場合、
育児短時間勤務を再度取得する場合における特
別の事情として、保育所等に入所を希望してい
るが入所できない間も育児休業等を取得できる
規定を加えるものであります。

次に、議案第62号新庄市介護保険条例の一部
を改正する条例の制定について御説明申し上げ
ます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護
保険法等の一部を改正する法律」の施行により、
介護保険法が一部改正されたことに伴い、過料
に関する規定を整備するものです。

改正の内容といたしましては、介護保険法第
202条第1項に定める調査において、過料を科
す場合、第2号被保険者の配偶者や世帯員もそ
の対象とするものであります。

施行日につきましては、公布の日であります。

次に、議案第63号市道路線の認定及び廃止に
ついてご説明申し上げます。

本案は、道路網の整備を図り、市民福祉の増
進に資するため、市道として認定及び廃止する
必要が生じたことから、5路線の認定及び6路
線の廃止をするものであります。

初めに、トウメキ5号線につきましては、民
間の宅地開発により、新たに道路として追加整
備された箇所があり、終点部の変更となること
から、旧路線を廃止した上で、新規に認定する
ものであります。

梨ノ木線につきましては、市道起点部が県道
瀬見新庄線の歩道整備により県道区域となり、
起点変更が伴うことから、旧路線を廃止し、新
規に認定するものであります。

角沢松本線につきましては、道路改良整備の進捗に合わせ、終点部が神室産業高校前の中島緑町線へと接続する路線に変更されることから、旧路線を廃止し、新規に認定するものであります。

本宮後中島線につきましては、先ほどの角沢松本線の廃止に伴い、分割された路線と終点に接続する中島3号線を整理統合することにより、旧2路線を廃止、新規に認定するものであります。

最後に、磯ノ沢向野線につきましては、主要地方道新庄次年子村山線との交差部において、管理区域の変更が発生したことから、当路線の延長線上にある向野5号線を整理統合し、新規に認定するものであります。

次に、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から賜りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私からの説明は終わりますが、御審議をいただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 それでは、続いて議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長伊藤洋一君より説明をお願いします。

会計管理者兼会計課長伊藤洋一君。

(伊藤洋一会計管理者兼会計課長登壇)

伊藤洋一会計管理者兼会計課長 議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきまして、お配りしております平成28年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

初めに、5ページの会計別歳入歳出決算総覧をお開きください。

全会計の状況は、一番下の合計欄に記載しておりますが、予算現額が287億448万6,000円、収入済み額が279億9,285万9,969円、支出済み額が269億1,861万782円。予算現額に対し、収入率は97.52%、執行率は93.78%であります。差し引き残額は10億7,424万9,187円となっておりますが、一般会計で翌年度繰り越しが生じておりますので、後ほど御説明を申し上げます。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算書を御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

歳入につきましては、1款市税から10ページの21款市債まで、予算現額が183億2,958万2,000円、調定額が181億2,034万4,921円、収入済み額が176億257万137円、不納欠損額が3,908万2,721円、収入未済額が4億7,869万2,063円あります。

不納欠損額の内訳としましては、9ページ、1款市税が3,653万5,851円、12款分担金及び負担金が249万3,170円。11ページの13款使用料及び手数料が1万2,700円、20款諸収入が4万1,000円となっております。

収入未済額の内訳は、9ページ、1款市税が1億9,716万7,607円、12款分担金及び負担金が1,073万7,816円。11ページの13款使用料及び手数料が502万6,298円、14款国庫支出金が2億

5,599万4,000円、20款諸収入が976万6,342円となっております。

なお、9ページ、1款市税の収入済み額は45億2,106万4,972円であり、調定額47億5,476万8,430円に対する収納率は95.08%であります。

歳出は12ページからになります。

1款議会費から14ページの14款予備費まで、支出済み額が171億3,664万4,667円であります。翌年度繰り越しが生じており、13ページ、2款総務費、3款民生費、8款土木費及び15ページの10款教育費の合計額は7億6,850万2,040円であります。不用額は4億2,443万5,293円、歳入歳出差し引き残額は4億6,592万5,470円となっております。

16ページから国民健康保険事業特別会計であります。

歳入1款国民健康保険税から11款諸収入までの合計は、予算現額が47億5,021万9,000円、調定額が51億9,496万3,872円、収入済み額が49億432万8,417円、不納欠損額は1款の2,873万2,795円、収入未済額は1款と11款を合わせまして2億6,190万2,660円であります。

1款国民健康保険税の収入済み額は10億4,089万5,980円であり、調定額13億3,020万4,435円に対する収納率は78.25%であります。

歳出は、18ページ、1款総務費から20ページの12款予備費まで、支出済み額が43億7,362万1,311円あります。翌年度繰り越しはなく、不用額は3億7,659万7,689円。歳入歳出差し引き残額は5億3,070万7,106円となっております。

22ページから、交通災害共済事業特別会計であります。

歳入1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの合計は、予算現額が811万1,000円、調定額と収入済み額が同額の633万279円であり、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳出は24ページ。1款事業費の支出済み額が633万279円、翌年度繰り越しはなく、不用額は

178万721円であります。収入済み額と支出済み額が同額のため、歳入歳出差し引き残額はございません。

26ページから、公共下水道事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から7款市債までの合計は、予算現額が13億1,717万9,000円、調定額が13億3,112万6,015円、収入済み額が13億438万5,072円、不納欠損額は1款と2款、使用料及び手数料を合わせて99万1,027円、収入未済額は1款と2款合わせて2,574万9,916円あります。

歳出は28ページ。1款総務費から3款公債費まで、支出済み額が13億318万8,651円、翌年度繰り越しはなく、不用額は1,399万349円、歳入歳出差し引き残額は119万6,421円となっております。

30ページから、農業集落排水事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から5款諸収入までの合計は、予算現額が8,329万4,000円、調定額が8,420万7,489円、収入済み額が8,215万8,027円、不納欠損額は2款使用料及び手数料の3万4,335円、収入未済額は1款、2款を合わせて201万5,127円あります。

歳出は32ページ。1款農業集落排水事業費と2款公債費を合わせて、支出済み額が8,215万8,027円、翌年度繰り越しはなく、不用額は113万5,973円あります。収入済み額と支出済み額が同額のため、歳入歳出差し引き残額はございません。

34ページから、営農飲雑用水事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から5款諸収入までの合計は、予算現額が2,806万8,000円、調定額が2,805万3,668円、収入済み額が2,771万9,715円。不納欠損はなく、収入未済額は2款使用料及び手数料の33万3,953円あります。

歳出は36ページ。1款営農飲雑用水事業費と2款公債費を合わせまして、支出済み額が2,771万9,715円、翌年度繰り越しはなく、不用額は34万8,285円であります。収入済み額と支出済み額が同額のため、歳入歳出差し引き残額はございません。

38ページから、介護保険事業特別会計であります。

歳入1款保険料から10款諸収入までの合計は、予算現額が37億7,849万1,000円、調定額が36億8,403万2,518円。収入済み額が36億6,412万2,436円、不納欠損額は1款の483万5,030円。収入未済額は1款と2款、分担金及び負担金、10款を合わせて1,507万5,052円あります。

歳出は40ページ。1款総務費から8款予備費まで、支出済み額が35億9,648万6,187円あります。翌年度繰り越しはなく、不用額は1億8,200万4,813円。歳入歳出差し引き残額は6,763万6,249円となっております。

42ページから後期高齢者医療事業特別会計であります。

歳入1款保険料から5款諸収入までの合計は、予算現額が4億954万2,000円、調定額が4億231万4,676円。収入済み額が4億124万5,886円。不納欠損額は1款の22万4,090円、収入未済額は1款の84万4,700円あります。

歳出は44ページになります。1款総務費から4款諸支出金まで、支出済み額が3億9,246万1,945円あります。翌年度繰り越しはなく、不用額は1,708万55円。歳入歳出差し引き残額は878万3,941円となっております。

以上、歳入歳出決算書でございます。

続きまして、52ページをお開きください。

52ページからは、各会計の事項別明細書を掲載しております。会計ごとに歳入歳出の順に掲載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

続きまして、290ページをお開きください。

ここからは、実質収支に関する調書でございます。

290ページの一般会計につきましては、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額が697万1,040円ございます。そのため、歳入歳出差し引き額から繰越明許費繰越額を差し引いた4億5,895万4,430円が実質収支額となります。平成28年度におきましては、一般会計以外に翌年度へ繰り越す財源はございませんので、特別会計では歳入歳出差し引き額と実質収支額が同額となっております。

また、292ページの交通災害共済事業、それから294ページの農業集落排水事業、295ページの営農飲雑用水事業では、歳入総額と歳出総額が同額でありますので、歳入歳出差し引き額はございません。

300ページからは財産に関する調書を掲載しております。

なお、決算書は例年どおりの構成で作成しているところでございます。

以上、平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書についての御説明とさせていただきます。議案第64号から議案第71号につきまして、十分なる審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明のありました議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司君。

(大場隆司代表監査委員登壇)

大場隆司代表監査委員 それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びその中の各基金の運用状況について、高橋富美子委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから33ページにわたり記載してございます。その主要な点は、34ページ、35ページの第6、むすびで言及しておりますので、こちらで説明をいたしたいと思います。

34ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位とし、単位未満を四捨五入して説明させていただきますので、御了承ください。

第6、むすびでございます。

それでは、むすびを口述させていただきます。

平成28年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入が279億9,286万円で、前年度に比べ6億1,882万7,000円、2.3%増加し、歳出が269億1,861万1,000円で、4億9,612万7,000円、1.9%増加している。その結果、当年度の形式収支は歳入歳出差し引き残高10億7,424万9,000円を計上している。この額から、翌年度に繰り越すべき財源697万1,000円を差し引いた実質収支額は10億6,727万8,000円の黒字となり、前年度に比べ1億2,596万5,000円、13.4%増加している。前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、一般会計では9,193万9,000円の赤字、特別会計では2億1,790万4,000円の黒字、全会計では1億2,596万5,000円の黒字となっている。

一般会計では、歳入は176億257万円で、前年度に比べ4億8,682万7,000円、2.8%増加している。これは主に市債、地方消費税交付金、財産収入などは前年度に比べ減少したが、寄附金、繰越金などが増加したことによるものである。

財源別内訳では、自主財源は前年度に比べ8億5,084万5,000円、12.6%増加し、自主財源と依存財源の構成比率が43.1%対56.9%となり、自主財源の比率が3.8ポイント高くなっている。

自主財源の根幹をなす市税収入は、前年度に比べ7,212万8,000円、1.6%増加している。これは主に法人市民税が2,012万6,000円、5.4%、市たばこ税が1,341万円、3.6%減少したものの、個人市民税が5,272万3,000円、3.9%、固定資産税が3,367万4,000円、1.7%、軽自動車税が1,644万1,000円、18.8%増加したことによるものである。

一方、依存財源は前年度に比べ3億6,401万8,000円、3.5%減少している。これは主に国庫支出金が1億4,874万円、8.1%、地方交付税が3,070万9,000円、0.7%増加したが、市債が4億7,540万円、27.8%、地方消費税交付金が

7,408万7,000円、10.1%減少したことによる。

歳出は171億3,664万5,000円で、前年度に比べ5億7,541万7,000円、3.5%増加している。これは主に教育費、衛生費、農林水産業費などは減少したが、総務費、消防費、民生費などが増加したことによるものである。

歳出の中には、他会計の繰出金は13億1,526万6,000円が含まれており、その主なものは介護保険事業特別会計へ4億5,959万6,000円、公共下水道事業特別会計へ3億6,730万円、国民健康保険事業特別会計へ2億9,867万円となっている。

特別会計では、歳入は103億9,029万円で、前年度に比べ1億3,200万円、1.3%増加している。これは主に公共下水道事業特別会計などでは前年度に比べ減少したが、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計などで増加したことによる。

歳出は、97億8,196万6,000円で、前年度に比べ7,929万円、0.8%減少している。これは主に介護保険事業特別会計などでは前年度に比べ増加したが、国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計などで減少したことによる。

不納欠損額は一般会計と特別会計を合わせ7,390万円で、前年度に比べ1,282万9,000円、14.8%減少している。これは一般会計では市税などで93万8,000円、2.5%増加したものの、特別会計では国民健康保険事業、公共下水道事業などで1,376万7,000円、28.3%減少したことによる。不納欠損処理に当たっては、滞納者の状況を十分に把握し、引き続き慎重かつ適正な取り扱いに努められたい。

収入未済額は一般会計が4億7,869万2,000円、特別会計が3億592万1,000円、合わせて7億8,461万3,000円となり、前年度に比べ5,904万4,000円、8.1%増加している。

一般会計では、市税が1億9,716万8,000円で、前年度に比べ1,636万8,000円、7.7%減少した

が、国庫支出金が2億5,599万4,000円で、前年度に比べ1億939万6,000円、74.6%増加したことなどにより、9,602万2,000円、25.1%の増加となっている。

特別会計では、国民健康保険事業、公共下水道事業などで3,697万8,000円、10.8%の減少となっている。また、税外収入の収入未済額は保育所入所負担金などが大きな割合を占める。分担金及び負担金は210万円、16.4%の減少、公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料は39万3,000円、8.5%の増加、諸収入の収入未済額は470万1,000円、92.8%の増加となっている。収入未済額の合計は、国庫支出金の影響により増加となったが、全般的には減少傾向にある。歳入確保とともに、負担の公平性の観点から引き続き対策に取り組み、縮減に向け一層の努力を期待するものである。

市債残高は224億9,198万円（一般会計148万8,690万8,000円、公共下水道事業特別会計72億225万3,000円、農業集落排水事業特別会計3億8,223万6,000円、営農飲雑用水事業特別会計2,058万2,000円）となり、前年度に比べ2億7,146万8,000円、1.2%減少している。これは一般会計では370万2,000円増加したが、特別会計では2億7,517万1,000円減少したことによる。

一般会計の市債残高は4年連続で増加していることから、後年度の元金償還額を考慮し、市債の適正な発行に努められたい。

平成20年4月1日から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により算定した実質公債費比率は、平成28年度決算では9.1%となる見込みで、前年度より0.6ポイント改善されている。しかし、今後学校の建てかえや老朽化施設の改修等により実質公債費比率が悪化することも考えられるので、限られた財源をより有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

また、財政構造の弾力性をあらわす指標であ

る経常収支比率は92.6%となる見込みで、前年度に比べ2.2ポイント悪化し、財政の硬直化が懸念されることから、改善へのさらなる努力を期待したい。

経済動向に関しては、ことし7月の政府月例経済報告では緩やかな回復基調が続いているとされ、同じく7月の山形県金融経済概況では、県内の景気は着実に回復しているとされており、雇用環境の改善など一部に明るい兆しが見えるものの、地方経済は依然として先行き不透明な状況が続いている。

一方、少子高齢、人口減少社会において、行政を取り巻く環境は大きく変化しており、課題への的確な対応が求められている。

このような中、昨年度、住民ニーズに対応し、人口減少という大きな課題の克服に向け、第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画の後期5カ年がスタートした。重点プロジェクトである雇用・交流の拡大、安全・安心の充実、子育て・人づくりへの取り組みの強化を柱とし、持続可能な健全財政を維持しながら、計画に掲げられた施策及び事業の着実な推進を望むものである。

次に、別冊の平成28年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書をごらんください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状態であると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は9.1%であり、早期健全化基準25.0%と比較するとこれを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較しますと0.6ポイント改善しております。

将来負担比率は38.4%となっており、早期健全化基準である350%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると19.5ポイントと大きく改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につきましては、水道事業、公共下水道事業、農業集落排

水事業、営農飲雑用水事業の各特別会計とも資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められます。

以上が平成28年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要並びに健全化の意見でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

小野周一議長 次に、議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、上下水道課長奥山茂樹君より説明をお願いいたします。

上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

奥山茂樹上下水道課長 議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、平成28年度の利益の処分につきまして、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものであります。また、決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定により議会の認定に付するものであります。

それでは、別冊の平成28年度新庄市水道事業会計決算報告書により御説明申し上げます。

初めに、2ページをお開きください。

まず、(1)収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の予算額合計10億8,029万5,000円に対し、決算額は10億8,855万5,848円で、予算額に比べまして826万848円の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額合計10億7,224万9,000円に対し、決算額は10億6,848万1,161円で、執行率は99.65%でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入の予算額合計1億2,569万9,000円に対し、決算額は1億2,386万7,529円で、予算額に比べまして183万1,471円の減でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は5億2,673万8,000円に対し、決算額は5億1,855万4,611円で、執行率は98.45%でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額3億9,468万7,082円は、過年度損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、6ページをお開き願います。

平成28年度新庄市水道事業損益計算書について御説明申し上げます。

営業収益の減少及び事業費用の増加に伴い、経常損失は23万8,037円、当年度純損失は172万7,843円となり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は7億8,971万2,540円となります。

7ページをごらんください。

平成28年度新庄市水道事業剰余金計算書でございますが、利益剰余金の部として減債積立金は前年度繰入額を繰り入れ、(4)当年度末残高は1億1,477万6,719円となっています。

建設改良積立金は、繰り入れ等はございませんので、(4)当年度末残高は1億2,417万1,826円となっています。したがって、積立金の合計額は2億3,894万8,545円となります。

続きまして、8ページをお開き願います。

資本剰余金として、これまでに資本として調達いたしました国庫補助金等の内訳でございますが、平成29年度への繰越資本剰余金は420万3,780円となっております。

9ページ、平成28年度新庄市水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

平成28年度未処分利益剰余金が7億8,971万2,540円となっておりますので、(1)の減債積立金へ1,000万円を積み立て、起債償還に充てることとし、残額の7億7,971万2,540円を平成29年度へ繰り越すものでございます。地方公営企業法の規定に基づき、この利益の処分につきまして議決をお願いするものであります。

10ページをお開き願います。

平成28年度新庄市水道事業貸借対照表でございますが、資産の部として固定資産、流動資産、繰延勘定の資産の合計は、123億3,763万356円となります。

負債の部ですが、11ページ中ほどの負債合計額は53億9,888万2,077円となります。

資本の部として、資本の合計は69億3,874万8,279円となり、負債資本合計は123億3,763万356円となります。

12ページには、一会計期間の現金の流れをあらわすことで、収入と支出の実態を把握するための平成28年度新庄市水道事業会計キャッシュフロー計算書を記載しております。

以上が平成28年度新庄市水道事業決算諸表についての説明でございます。

次に、決算附属書類でございますが、14ページに水道事業報告書、23ページに収益費用明細書、28ページに資本的収支明細書、30ページに固定資産明細書、32ページに企業債明細書を記載しておりますので、ごらんいただきまして、説明は省かせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 それでは、ただいま説明のありました議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司君。

(大場隆司代表監査委員登壇)

大場隆司代表監査委員 それでは、同じように、お配りしております水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付され

ました水道事業会計の決算について御報告申し上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び事業報告書、収支費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを照合調査し、関係職員の説明を受けるなどにより、地方公営企業法及びその他関係法令等に準拠して作成されているか、財務状況及び経営実績を適正に表示しているか、公共性と経済性が確保されているかに審査の主眼を置いて実施をいたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。審査に付された決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令の規定に基づいて作成されており、水道事業の財務状況及び経営成績を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから11ページに記載してございますが、その主要な点は12ページ、第5、むすびで言及しておりますので、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

12ページをお開き願います。

むすびでございます。

平成28年度水道事業会計の決算審査の概要は以上のとおりである。

給水状況について、給水世帯は1万2,769世帯で、前年度より100世帯増加しているが、給水人口は3万4,170人で、前年度に比べ248人減少している。行政区域内人口（平成29年3月末、外国人を含む）3万6,463人に対する普及率は93.7%、前年度93.4%より0.3ポイント向上している。また、水道料金徴収の対象となる有収水量は3,183万365立方メートルで、前年度に比

べ2万552立方メートルの減少となり、総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年、同じ割合で推移している。無効・無収水量の減少に向けた漏水防止対策等に積極的に取り組まれ、さらなる向上に努められたい。

平成26年度からの新会計基準に基づく決算は3年目となるが、経営状況を見ると、収益的収支は前年度と比べ給水収益の減少等により収益が62万9,075円、0.1%減少している。費用は原水及び浄水費、減価償却費が減少したものの、配水及び給水費、資産減耗費の増加等により455万5,550円、0.4%増加している。その結果、当年度純利益はマイナス172万7,843円（純損失）となり、前年度に比べ518万4,625円、150.0%減少している。給水人口の減少や節水志向の高まり等、給水収益の大幅な増収が見込めない中、県からの受水費は3億5,328万9,825円（税抜き）で、前年度より203万528円下がっているもの、営業費用の37.6%を占めている。現在の給水協定は平成29年度に満了することから、新たな給水協定締結時には他の受水団体と連携しながら負担軽減に取り組まれたい。

給水原価と供給単価を比較すると、1立方メートル当たりの給水原価は279円86銭、供給単価は258円94銭で、給水原価が供給単価を20円92銭上回っており、前年度の差額16円79銭に比べると4円13銭の増加となっている。

また、営業未収金は過年度分が3,066万716円で、前年度に比べ440万6,835円多くなっており、現年度分は2,895万3,887円で、前年度より770万8,780円少なくなっているが、依然として高い水準にあることから、負担の公平性が確保されるよう効果的な徴収体制を整備するとともに、関係機関との連携を図り、改善に向けた一層の努力を期待するものである。

資本的収支においては、前年度と比較すると資本的収入は国庫補助金、出資金の減により8,456万6,448円減少し、資本的支出は建設改良

費の減により1億1万6,154円減少した。

その結果、資本的収支の不足額は前年度に比べ1,544万9,706円減少し、3億9,468万7,082円となり、この不足額は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整金、過年度損益勘定留保資金により補填されている。

施設や設備の老朽化が進む中で今年度も住民サービスの確保と経営の健全性を両立し、人口減少社会に対応した投資に取り組まれない。

財政状況において、資産総額は固定資産、流動資産及び繰延勘定の減により前年度に比べ2億1,663万7,002円、1.7%減少した。負債合計は前年度に比べ2億6,021万3,688円減少し、資本合計は自己資本金の増により前年度に比べ4,357万6,686円、0.6%増加した。

平成26年度より新地方公営企業会計制度が始まり、経営状況をよりの確に把握することが可能となったことから、今後とも専門的知識を有する職員の養成及び新会計基準に基づく適正な財務処理に努め、一層の経費削減と財源確保による経営基盤強化に取り組み、市民生活に欠くことのできない安全・安心な水道水の安定的な供給に努められることを希望して、意見とする。

以上が平成28年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。どうぞよろしくお願いたします。

小野周一議長 これより、ただいま説明のありました平成28年度の各決算を除く議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第63号市道路線の認定及び廃止についての3件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第21 決算特別委員会の設置

小野周一議長 日程第21決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第64号から議案第72号までの平成28年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決まりました。

決算特別委員会委員の選任

小野周一議長 これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願いたします。

日程第22 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

小野周一議長 日程第22議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております平成29年9月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

平成29年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
総務文教常任委員会 議案（1件） 請願（1件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第5号「地方財政の充実・強化を求める請願」について
産業厚生常任委員会 議案（2件） 請願（2件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第63号市道路線の認定及び廃止について ○請願第3号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について ○請願第4号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について

小野周一議長 それでは、ただいまから午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

議案 6 件一括上程

小野周一議長 日程第23議案第73号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第28議案第78号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から議案第78号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第73号から議案第78号までの平成29年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第73号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億4,258万8,000円を追加し、補正後の予算総額を162億5,417万7,000円とするものであります。

7ページからの歳入には、14款国庫支出金に新庄藩主戸沢家墓所整備事業費補助金を増額補正しております。

15款県支出金では、中山間地域所得向上支援対策事業費補助金を新規計上しており、経営体

育成支援事業費補助金については減額補正としました。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上していますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して市民から寄せられました相談などに対応したものを初め、学校、各種施設や道路、側溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

2款総務費には町内防犯灯LED化事業費補助に係る経費を増額補正しております。

3款民生費には国庫補助金を活用した地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金を計上し、4款では上水道高料金対策費繰出金を増額しております。

6款には補助事業の内示を受け、事業費をそれぞれ補正しており、また中山間地域所得向上支援対策事業費補助金を新規計上いたしました。

10款では追加交付となります国庫補助金を活用し、新庄藩主戸沢家墓所整備事業費を増額補正しております。

続きまして、特別会計ですが、議案第74号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第77号介護保険事業特別会計補正予算までの4特別会計及び議案第78号水道事業会計補正予算につきましては、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

（板垣秀男財政課長登壇）

板垣秀男財政課長 それでは、私から議案第73号から議案第77号まで御説明をいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

議案第73号一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億4,258万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額は162億5,417万7,000円となります。

各款各項の補正予算、それから補正後の額につきましても、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

7ページからの歳入について御説明申し上げます。

初めに、14款国庫支出金でございますが、2項2目民生費国庫補助金におきまして、民間の介護施設が行いますスプリンクラー整備事業に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金288万2,000円を計上してございます。

また、6目教育費国庫補助金におきましては、追加交付となります新庄藩主戸沢家墓所整備事業費補助金を1,100万円増額補正してございます。

次に、15款県支出金でございます。2項4目農林水産業費県補助金でございますが、経営体育成支援費補助金など補助事業の内示に伴います補助金の増額、こちらを補正してございます。

また、低温倉庫整備補助に係ります中山間地域所得向上支援対策事業費補助金5,454万5,000円でございますが、新たに計上したところでございます。

8ページをごらんください。

19款繰越金でございます。こちらにつきましては、このたびの予算の補正に充てます一般財源といたしまして、前年度繰越金8,978万2,000円を補正してございます。

続きまして、9ページからの歳出について御説明いたします。

まず、1款から10款まででございますが、先ほど市長からもお話ありましたが、人件費に係る予算の補正を計上してございます。これは4

月の人事異動に伴って、職員給与費の各款の調整によるものでございます。また、各款を通して市民からの要望、それから相談、そういったものに対応するための経費といたしまして、学校、各種施設、それから道路、側溝など、維持補修や機能強化に係る予算を計上してございます。

個々の細目でございますが、2款の総務費をごらんください。こちらにつきましては、1項7目企画費におきまして、10ページ、ふるさと納税事業費の組み替えを計上してございます。これは事務の効率の改善と、あとは寄附金の確保、そういったものを目指すということでの組み替えでございます。また、看護師養成機関開設準備に係る経費として増額補正をしてございます。

それから、11目市民生活対策費には町内防犯灯LED化事業費補助金を433万3,000円計上してございます。

次に、13ページをごらんください。

3款民生費でございます。1項5目老人福祉費でございますが、こちら歳入でも触れましたが、民間の介護施設でのスプリンクラー整備事業に対する補助金として、地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金288万2,000円を計上してございます。

また、あわせまして老朽化した設備の修繕費の補助ということで、老人福祉センター運営費補助金160万5,000円を増額補正してございます。

14ページをごらんください。

4款衛生費でございます。こちらでは、次の15ページの上段になります、1項8目水道費に水道事業の経営安定化を図るための水道事業会計への繰出金656万8,000円補正してございます。

次に、6款農林水産業費でございます。1項3目農業振興費におきまして、歳入でも触れま

したが、経営体育成支援事業費補助金など補助事業の内示に伴います補正をしてございます。また、あわせまして中山間地域所得向上支援対策事業費補助金5,454万5,000円を新たに計上したところでございます。

次に、17ページをごらんください。

7款商工費でございまして、1項2目商工振興費でございまして、商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金を84万1,000円増額補正してございます。

また、3目観光費でございまして、ふるさと応援隊の増加など、PRの強化を図るというようなことで、物産振興会議負担金100万円増額したところでございます。

次の8款土木費から10款の教育費におきましては、これも先ほど申しましたが主に施設などの維持補修、それから機能強化に係る経費を補正してございます。

22ページをごらんください。

教育費でございまして、5項6目文化財保護費でございまして、こちらに追加交付となります国の補助金、それから県の補助金、そういったものを活用しまして事業をさらに進めるということで、新庄藩主戸沢家墓所整備に係る経費としまして文化財保護管理事業費2,201万円を増額したところでございます。

以上で一般会計を終わります、特別会計に入らせていただきます。

25ページをごらんください。

議案第74号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、こちらは、歳入歳出それぞれ6,644万8,000円を追加しまして、補正後の予算総額を46億792万5,000円とするものでございます。

29ページをごらんください。

歳入でございまして。

3款国庫支出金でございまして、交付決定に基づきます介護納付金負担金を減額してござい

ます。

また、10款の繰越金でございまして、前年度繰越金7,672万1,000円を計上してございます。

30ページをごらんください。

歳出でございまして。

1款総務費でございまして、こちらには国保のシステムの改修費用として54万円を計上してございます。

また、6款の介護納付金でございまして、負担額の決定に基づきまして1,449万円を減額補正してございます。

11款、諸支出金でございまして、前年度の国庫支出金などの精算によります償還金8,039万8,000円を計上してございます。

次に、31ページをごらんください。

議案第75号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、こちらは歳入歳出それぞれ1,744万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を15億1,386万4,000円とするものでございます。

35ページをごらんください。

歳出でございまして。

各款において、職員給与費の補正をしてございますほか、1款の総務費では2項1目処理場管理費で処理場施設の維持に係る経費として1,779万5,000円を増額補正してございます。

また、2款の建設費でございまして、1項2目施設建設費におきまして、管渠建設事業の執行に必要な予算の組み替えなどを計上してございます。

ちょっと戻りますが、34ページ、歳入でございまして、今申しました歳出の財源といたしますために歳入のほうで一般会計繰入金1,625万2,000円、それから前年度繰越金119万5,000円を増額補正してございます。

続きまして、37ページをごらんください。

議案第76号農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、こちらは歳入歳出

それぞれ1万4,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を7,927万7,000円とするものでございます。

40ページをごらんください。

補正内容につきましては、職員給与費の補正でございまして、これに伴いまして一般会計の繰入金金を減額するものでございます。

次に、41ページをごらんください。

議案第77号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして。こちらは歳入歳出それぞれ8,157万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を38億665万4,000円とするものでございます。

45ページをごらんください。

歳入につきましては、主に職員給与費の補正に伴います国県支出金、それから支払基金交付金の補正でございまして。

また、46ページをごらんください。

8款繰入金には介護保険給付費準備基金繰入金1,368万4,000円、9款の繰越金には前年度の繰越金6,763万6,000円の増額を計上してございます。

47ページから歳出でございしますが、こちらにつきましては職員給与費の補正のほかに、48ページをごらんください、7款諸支出金でございしますが、国庫、それから県、あとは社会保険診療報酬支払基金への償還金ということで、補正を組んだところでございます。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

（奥山茂樹上下水道課長登壇）

奥山茂樹上下水道課長 議案第78号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正ですが、第1款水道事業収益の既決予算額11億2,076万2,000円に補正予定額656万7,000円を増額し、11億2,732万9,000円とします。これは第2項営業外収益の増額で、主に上水道高料金対策費の一般会計繰り入れで、国の繰り出し基準である資本費の変動によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用の既決予算額10億8,737万6,000円に補正予定額539万5,000円を増額し、10億9,277万1,000円とします。これは主に人事異動などに伴う職員給与費の増額と、浄水場施設の機器修繕などであります。

次に、2ページをお開きください。

第3条、資本的支出の補正ですが、第1款資本的支出の既決予定額6億3,363万3,000円に補正予定額21万3,000円を増額し、6億3,384万6,000円とします。こちらにも主に人事異動に伴う職員給与費の増額であります。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額6,016万8,000円に補正予定額395万8,000円を増額し、6,412万6,000円とします。

第5条におきましては、予算書第7条に定めた他会計からの補助を受ける金額を、補正予定額656万7,000円を追加し、3,109万3,000円に改めるものでございます。

なお、3ページ以降に実施計画書を添付しておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につ

きましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第78号までの補正予算6件については、委員会への付託を省略し、9月22日金曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

本日は以上で散会いたします。
御苦労さまでございました。

午後1時24分 散会

日程第24議員派遣について

小野周一議長 日程第24議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、議会報編集委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に、また全議員を最上市町村議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員6名を、また最上市町村議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

9月11日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いします。

平成29年9月定例会会議録（第2号）

平成29年9月11日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	三原恵
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第2号）

平成29年9月11日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 高橋富美子 議員
- 2番 佐藤悦子 議員
- 3番 小嶋富弥 議員
- 4番 小関淳 議員
- 5番 石川正志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成29年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	高 橋 富美子	1. 山屋セミナーハウスの機能強化について 2. 教員の過酷勤務改善について 3. 認知症予防検診と認知症簡易チェックサイトの導入について 4. 新生児聴覚検査の助成について	市 長 教 育 長
2	佐 藤 悦 子	1. 水道料金の引き下げについて 2. 人手不足解消のために 3. 介護保険滞納によるペナルティーの改善について 4. 地域農業の守り手を支援することについて	市 長
3	小 嶋 富 弥	1. 地域活性化について 2. 学校教育について 3. 南東北総体2017（バドミントン）大会について 4. 新庄まつりについて	市 長 教 育 長
4	小 関 淳	1. 市民サービスを担う職員体制の充実について 2. 登録後初の新庄まつりについて	市 長
5	石 川 正 志	1. 指名競争入札に係る規定の見直しについて 2. 都市公園の桜の管理について 3. 橋梁修繕工事に関わる迂回路について	市 長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は9名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

高橋富美子議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に高橋富美子君。

（11番高橋富美子議員登壇）

11番（高橋富美子議員） おはようございます。市民・公明クラブの高橋富美子です。

本日は、東日本大震災より6年半を迎えました。昨日は市内で自主防災組織の防災訓練が数カ所で開催されました。私も防災士会の方々とともに川西町内会の防災訓練の視察をさせていただきました。本当に改めて自主防災組織の重要性を深く感じたところです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1点目に、山屋セミナーハウスの機能強化について。

「奥羽金沢温泉」が施設の老朽化や利用者の減少などを理由にことしの12月末で閉鎖との新聞報道がありました。昭和61年より健康増進と憩いの場として多くの方々に親しまれてきた奥羽金沢温泉です。諸事情により一時休業されていましたが、再開へ向け、1万名を超える署名も届けられ、昨年3月に営業が再開、市内外から訪れる方々より大変喜ばれております。そのような中での突然の新聞報道に、利用者の方からは不安の声が多く上がっているようです。

奥羽金沢温泉のすぐ近くに山屋セミナーハウスがあります。年間約900名の方が利用され、部活の合宿などにも利用されておりますが、浴槽が1つしかないことから、源泉を利用して山屋セミナーハウスの浴室を拡充する構想が出ておりました。平成27年12月定例会において、山屋セミナーハウス機能強化調査業務委託の補正予算が計上された経緯がありますが、この機能強化について、今後どのような対応をなされるのかをお伺いいたします。

2点目に、教員の過酷勤務改善についてをお伺いいたします。

文部科学省が4月28日に公表した公立小中学校教員の勤務実態調査(2016年度速報値)で1カ月の時間外勤務が月80時間を超える教諭が小学校で34%、中学校で58%もいるなど、過酷な勤務実態が明らかになりました。

今回の文科省の実態調査では、前回調査の2006年度と比べ教諭や校長ら全職種で勤務時間がふえた。例えば教諭の場合、平日1日当たりの平均勤務時間が小学校で11時間15分、前回より43分の増、中学校では11時間32分、前回より32分の増、副校長・教頭の場合は小学校・中学校ともに12時間を超える。業種別に見ると、1

日当たり授業が小学校で27分、中学校で15分ふえ、授業準備が小学校で8分、中学校で15分増加した。これは脱ゆとり教育を掲げる学習指導要領により、前回調査時から授業こま数がふえた影響と見られる。さらに中学校では土日の部活動・クラブ活動が前回の1時間6分から2時間10分にほぼ倍増しており、教員の長時間勤務の一因と指摘されています。

このような文部科学省の調査結果をどのように受けとめられたのでしょうか、お伺いいたします。また、本市の教育現場の実態と改善に向けた方策等についてをお伺いいたします。

3点目に、認知症予防検診と認知症簡易チェックサイトの導入についてをお伺いいたします。

本市における65歳以上の高齢者は、平成29年4月1日現在1万1,027人で、総人口に対する割合は30.2%と高齢化が進んでいます。

認知症は、脳が正常に機能しなくなるために生ずる症状です。今、高齢者と言われる65歳以上の約7人に1人は認知症の人と推定されています。平成37年には65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になるとの試算も出ています。また、認知症に至らなくても、脳の機能が衰えてしまっている軽度認知症の人は高齢者の13%ぐらいいると言われています。

今後さらに高齢者がふえていけば、このままどんどん認知機能が衰えていく人がふえていきます。認知症は国の最重要課題だとも言われています。そのため、認知症の早期予防のために特定健診受診の際に認知症予防健診を導入してはどうか、お伺いいたします。

また、認知症の早期発見につなげるため、パソコンや携帯電話、スマートフォンから簡単に診断できる認知症チェックサイトの導入についてをお伺いいたします。

認知症簡易チェックシステムには「これって認知症?」、これは家族・介護者向けで、身近な人の状態をチェックできます。もう一つが

「私も認知症?」、本人向けで、自身の状態をチェックできます。このように2つのサイトがあります。

認知症は、早期発見・診断が効果的で、医師から処方された薬の服用で認知症の症状をおくらせたり抑えたりすることができます。認知症簡易チェックの結果とともに、相談先や医療機関が表示され、さまざまな相談窓口や認知症に関する事業を紹介しているようです。認知症の早期発見のため、チェックサイトの導入について提案いたします。

最後になります。4点目に新生児聴覚検査の助成についてお伺いいたします。

新生児聴覚検査とは、新生児聴覚スクリーニングとも呼ばれ、新生児の耳がちゃんと聞こえているかどうかを調べるための検査です。出産した病院で生後3日以内に初回検査が実施されます。

新生児聴覚検査は任意検査のため、受けなくていいのではと考える方も中にはいるようです。我が国では1年間に100万人の赤ちゃんが誕生していると言われておりますが、そのうち1,000人に1人ないし2人に聴覚に障害があると言われております。難聴の発見がおけると言語能力やコミュニケーション能力が正常に発達できなくなります。

検査に伴う保護者の経済的負担を軽減することで受診率を上げ、先天性難聴の早期発見につながると考えます。助成制度の創設についてお伺いいたします。

以上で通告の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、高橋富美子市議の御質問にお答えさせていただきますと思います。

初めに、3月11日の東日本大震災における6年半で、自主防災組織の活動を紹介していただきましたが、昨日、議長と私、高萩市の新庁舎落成式に参加してまいりました。震災で庁舎が使えないということで、市民の皆さん、仮設の庁舎から新しい庁舎へということで、地域づくりのかなめとして期待が寄せられているところでありました。また、海岸のほうも防潮堤が長く建設されておりまして、この6年間の間にさまざまな防災に対する備えが進んでいるなということを実感してまいったところでもあります。

さて、御質問であります、初めの2番、3番目については教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目から御答弁させていただきます。

現在、認知症に関する健康診査では、物忘れなどの気になる症状をチェックできる内容にはなっておりませんが、認知症の原因の一つでもある脳卒中の予防や、糖尿病や腎臓病を重症化させない健康づくりの取り組みは、健康寿命を延ばす上で重要と考えております。

地域での介護予防教室や地域ふれあいサロン活動において、閉じこもりを予防し、体を動かすことが介護予防、認知症予防につながると考えており、今後も地域での活動を支援してまいります。

高齢化が進行する中で、簡単なチェックで認知機能が低下しないかを早期に把握できる機会を設けていくことは重要と考えております。

認知症の早期発見、早期対応に向けた取り組みとしての認知症簡易チェックサイトの導入については、システム設置市町村の状況などを確認し、自分でできる認知症チェックについて「高齢者ふくしだより」を通じて普及を図り、認知症が心配な方が相談窓口や医療機関に早期につながるよう支援してまいりたいと思っております。

認知症の人やその家族に早期に気づくため、

地域と家族と行政との連携が重要と考えております。自己の認知症を感じるということは非常に難しく、発症したときには既に認知症の認がないというようなこともございます。そういうときにはやはり家族あるいは地域と行政の連絡が重要と考えておりますので、今後とも速やかになるよう力を入れてまいりたいと考えています。早期対応に向けた支援体制の強化というふうなことを重点的に進めてまいりたいと考えております。

次に、新生児聴覚検査の助成についてですが、聴覚障害の早期発見、早期療育のために新生児聴覚検査が実施されておりますが、国では平成29年度より新生児聴覚検査体制整備事業が開始され、県においても平成29年度より、新生児聴覚検査の推進体制の整備のため関係機関による協議会の設置、パンフレット作成などによる普及啓発、医療機関への精度の高い検査機器の導入の支援が開始されました。

市では、出生後の乳児訪問において、新生児聴覚検査の実施状況を確認しており、任意の検査ではありますが、多くの新生児が検査を受けております。

聴覚障害の早期発見としては、1歳6カ月児健診の発語等の状況や3歳児健康診査のささやき声検査を行い、その後、耳鼻咽喉科での精密検査を行います。早期療育の支援としては、聾学校における幼児支援も行われているところでございます。

乳幼児の健やかな成長のための聴覚障害の早期発見、早期支援のため、他市の状況なども踏まえ、新生児聴覚検査の助成についても今後検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 おはようございます。

初めに、山屋セミナーハウスの機能強化につ

いてですが、平成27年12月の定例会において、山屋セミナーハウスの入浴設備として男女共用型の浴室が1つしかないということで、利用者の皆様に御不便をかけているという現状から、浴室の増設とあわせて近隣にある、源泉があるJA新庄市の温泉を利用することによって市民開放型の入浴設備に改修し、さらなる機能強化を図ることができないか検討するため、山屋セミナーハウス機能強化基本調査業務委託の補正予算を御可決いただき、源泉から管を布設するための相当調査、浴室の設置箇所や規模、附帯設備改修における既存建物への影響を調査する浴室調査、概算工事費の算出、温泉利用における必要な協議事項や協議先、土地などの権利調査を実施したところであります。

その結果を踏まえ、山屋セミナーハウスの機能強化について検討を進めようとしたところ、奥羽金沢温泉が平成28年3月に営業を再開し、当面は営業努力によって温泉を営業していくということになり、JA新庄市や奥羽金沢温泉の動向を注視しておりましたので、基本調査以降、温泉活用を含めた総合的な施設機能強化策を検討するまでに至っておりませんでした。

このような中、奥羽金沢温泉が12月末で閉館するということがございましたが、事業者が今後どのような方向に向かうのか、利用者にとどのように対応されるのか、経営をどのようにしていくのかなどの閉館後の対応が示されていない現状において、市が温泉の活用について申し上げることはできないかと考えております。

いずれにしても、山屋セミナーハウスの入浴設備の増設と、高齢者や身障者の方々にも利用しやすい施設とするために車椅子用のスロープ設置や身障者用トイレの設置など施設のバリアフリー化を早期に実現する必要があることから、利用者の利便性・快適性を向上させるため、効果的かつ持続的な施設・設備はできるだけ早急に対応しなければならないと考えております。

次に、教員の過酷勤務状況改善についてですが、高橋市議御指摘のとおり、近年、学校を取り巻く環境は厳しさを増しております。学校に求められている役割も、以前に比べても拡大、多様化しております。今回の文科省の調査でも、平成18年度の前回の調査より教員の勤務時間は長くなっている状況にあります。

本市の勤務状況把握でございますが、毎年11月に勤務状況調査を行いながら、市内の小中学校の時間外勤務等を調査しております。平成28年11月の調査では1週間、7日間の1人当たりの時間外勤務、平均ではございますが、小学校教諭は9.53時間、中学校教員の時間外勤務は16.73時間となっております。そのほかにも持ち帰りの仕事として、小学校では4.57時間、中学校では1.73時間となっております。年々、長時間の労働になっていると考えています。内容としては教材準備や打ち合わせのほか、保護者への対応、PTAの会議、部活動への対応となっております。

これらのことを踏まえて、市ではさまざまな面から負担軽減策に取り組んでまいりました。6月の定例会でも答弁しておりますが、まず、個別学習指導員の増員、地域コーディネーターの配置、ALTの増員など、マンパワーによる負担軽減を図っております。さらには、発達障害の児童生徒の対応のため、山形大学教授による巡回相談、また、教育相談員の配置やスクールソーシャルワーカーの配置などによりさまざまな児童生徒及び保護者への対応を行い、教員の負担軽減を図ってきているところです。

今後も、さまざまな面からの施策を進め、教職員の負担軽減に向けて努力してまいりたいと考えています。

国では現在、チーム学校という構想を掲げながら進めていますが、教職員の事務負担軽減の人的な配置も考えているようです。こういったことも国や県に強く要望していく必要があると

考えています。

中学校の部活動についてですが、年々生徒数が減り、教職員も減ってまいりました。それに伴って部活動を減らさないと対応できなくなってきました。部活動の数を減らそうとしても、保護者の理解がなかなか得られないということもあります。1つの部活動に複数の顧問が配置できなくなれば負担感も増すわけですが、ぜひこういったことも保護者の理解をいただきたいと思っておりますし、教育委員会としても学校を支援しながら対応してまいりたいと考えております。

また、新庄市では、県が行っている中学校部活動指導者派遣事業を受け、部活動の外部講師として、回数に制限はありますが、昨年度は22名ほど派遣しているところです。部活動は生徒指導面での指導が大事ですが、学校のほうから、外部指導者に任せても大丈夫なのかという疑問も出されているところです。そういった課題も解決できるような人材の確保等が必要であると考えます。

現在、国・県ではガイドラインづくりを進めています。そういったことも含め、今後も国や県の動きを見ながら、さらには先進地の事例などを参考にしながら進めていきたいと思っております。

現在、市教育委員会では、内部の3課においてチーム学校、部活動、校務支援等の視点から、教育委員会がどんなことができるか研究を始めているところです。ただ、1つの市町村のみでは財政的な面も含め難しい面もありますので、国・県への要望等も強く行っていく必要があると考えています。

今後とも学校の意見も聞きながら、学校の教職員に寄り添い、勤務の負担軽減に向けて一步一步前に進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） それでは、再質問させていただきます。

最初に、山屋セミナーハウスの機能強化について、教育長のほうからお話がありましたけれども、昨年の12月の一般質問、また、ことしの3月の一般質問で先輩議員の方々からも同じような質問をされたと思っております。

それで、12月からもう1年たっておりますが、まだ浴室の拡充についてはあれですけども、グラウンドの活用であつたりとかバリアフリー化のことについて、対応が遅いのではないかなと感じておりますが、その点について再度お願いいたします。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 バリアフリー化の部分について遅いんじゃないかというような御指摘でございます。

実際に当時の質問の中で、バリアフリー化と浴槽をもう一つふやすという部分についてあつた中で、その後の対応の中で、今御指摘にあつたとおり、当然バリアフリー化の部分については今般、温泉の休止という問題とは別、切り離れたとしても、安全・安心の確保の面からも早急に対応しなければならないと。実際の施設を見回しますと、生涯学習施設、社会体育施設含めてでございますが、唯一と言つていいほど山屋セミナーハウスについては身障者用のトイレがないというようなこともありますので、その部分については早急に対応していきたいと考えております。以上でございます。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

本当に私もこの間セミナーハウスに行つてまいりましたけれども、グラウンドについても、

そばまつりで活用されていますけれども、そのほかには、あそこ駐車場ですよ、グラウンドのほうは。ということで使われているようですが、もったいないような気もしましたし、やっぱりその点もしっかり活用について検討していくべきじゃないかなと思いました。

あと、セミナーハウスの周知度というか、なかなか市内の方も知らない方もいるという話を聞いておりますが、その点についてもお願いしたいと思います。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 今、御指摘あった周知の部分でございますが、今まで周知関係についてはホームページ上での提供というような形もあったわけですけれども、なかなか市民の方がそこで活用するまでに至っていないというような部分も御指摘のとおりだと思います。山屋有志会のほうで指定管理を受けているわけですが、その中でいろいろな企画であったりとか事業展開もしてございますので、そういった部分についてはいわゆる地方以外にあってもそういった部分のチラシ等でイベントの情報提供であったりとか、もっともっと利活用していただくような工夫を今後とも考えていきたいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

11番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番(高橋富美子議員) わかりました。山屋セミナーハウスの機能強化については、議事録を読んでみても、市長のほうからも時期を逸することなくという答弁もあります。しっかりと前向きに検討して早急に改善というか、検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続きまして、教員の過酷勤務の改善について、先ほど教育長より種々話がありまして、もちろん本当に全国的に問題になっていますし、市内

においても教員の方より部活動についての相談もありました。土日が本当に部活でとられてしまって、家族との休日の過ごし方ができなかったりだとか、本当に大変だなということを改めて感じたところなんです、それで新庄市独自で先生のアンケート調査とか、さっき1週間とありましたけれども、もっと細やかな点でのアンケート調査みたいなものを考えているのかどうかお伺いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 毎年11月の第1週に県の調査と一緒に市の調査もやらせていただいております。その中で時間数だけではなく要因といえますか、そういったことも調査をさせていただいております。

一番どういったことにこの仕事として使われているのかということで、やはり先ほど教育長答弁の中にもありましたように、教材研究であったり、あるいはPTAとのいろいろな会議であったり、あるいは部活動であったりということで、どういったことで遅くなっているのかと、そういった調査も同時に行わせていただいております。

また、各学校のほうにも勤務軽減に向けていろいろお願いをしているわけですので、どんな対策が効果があったのかということで、そういったアンケートもさせていただいております。例えばデータを一元化したとか、あるいはPTAの行事を少し見直しさせていただいたとか、あるいはペーパーレスの会議にして、パソコン、コンピューター等を使いながらの掲示板を利用した周知とかも行ってございまして、そういった取り組みについては各学校のほうに広めまして、ぜひ少しでも勤務軽減、あるいは時間外の軽減になるように各学校のほうにはお願いをしているところでございます。

11番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番(高橋富美子議員) いろいろ校務削減とか考えられているようですけども、これは全国的なアンケートの中でだったんですけども、管理者の方からだと、教員の方の生の声が聞こえない、そういう声もあるようなんですけども、新庄市においてはそういう点はないんですよ。お願いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 そのアンケートについては一人一人が記入しますので、負担感、あるいは時間外になっている事由等についても全員が記入しております。それを学校のほうでまとめて提出をいただいているということですので、基本的には一人一人の声を反映させていただいているというふうには考えているところです。

11番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番(高橋富美子議員) やはり教員の方は子供たちと向き合う時間が一番必要だと思います。

そういう勤務実態調査が出たわけですけども、現在、新庄市内において教員の方で体調を崩されている方等、心の病であったりとかいろいろあると思うんですけども、実際休まれている先生はいらっしゃるんですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 実際、何名か休まれております。ただ、現在そのうち2名の方については、復帰に向けて復職プログラムということで、一気に復職をするということではなくて最初は学校に来ることから、そして1時間、2時間学校の事務をすることから、そして少しずつTTという形で授業に入ると。休まれているかわりの方には代替の教員が配置されておりますので、その教員と一緒に授業をつくっていくと。最終的には一人で授業にしっかり復帰できるように

ということで、復帰のプログラムを組みながら今現在そういったことを行っている教員も実際にはおります。

11番(高橋富美子議員) 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番(高橋富美子議員) 2名の方が休暇されているということで、いろいろなことから体調というか、心の管理とかさまざまあると思います。しっかりそういう勤務状態を本当に丁寧に改善しながらお願いしたいと思います。

先ほど、部活の中で外部指導者という話がありまして、部活動の指導員の方の報酬について、きちんと出るという話を聞いているんですけども、そういった点は新庄市のほうではどうなんでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 これからの部活動指導員の報酬ということでよろしいでしょうか。

まだ報酬というのは国のほうから特には出ておりません。市町村で定めることになっておりますが、法律のほうはできてきたんですが、具体的なガイドラインという部分がまだありません。今、検討をしているということもありますし、一番は研修ということがこれから大事になってくるんだろうなと思っております。

中学校の先生とお話をさせていただきますと、やはり顧問としてお任せしていくわけですので、中学校としては、勝ち負けというよりも、生徒指導面での部活動ということを非常に考えております。その中で子供同士のトラブル、あるいは保護者とのトラブル等も実を言うとございます。そういった中での対応というのが果たしてできるんだろうかと、あるいはそういった研修をしっかり受けて対応していく必要もあるんだろうということ、今後ガイドライン等も含め、国の動向等もあるいは研究しながら対応していく必要があるのかなというふうに思っていると

ころです。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） ありがとうございます。本当に働き方改革を早急にお願いしたいと思います。

次に、認知症の予防健診と認知症の簡易チェックサイトの導入について、先ほど市長より前向きな答弁をいただきましたので、今後導入されるようお願いしたいと思います。

あとは、認知症のサポーターとのかかわりなどについてお願いしたいと思います。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 認知症サポーター養成講座を私のほうで担当しておりますので、お答えさせていただきます。

認知症サポーター養成講座でございますけれども、平成21年から実施してございまして、平成27年からは地域包括支援センターに配置しております認知症地域支援員、この方を中心に認知症サポーター養成講座を定期的で開催しております。これまでの間、1,534名の受講者がいらっしゃいます。

講座の内容としましては、認知症に関する基礎的な知識とその対応について学ぶものですが、認知症の方が今後ますますふえてくることが予想される中、認知症に関する知識・理解を深めた上で、さりげなく自然に手助けする、そうしたことが一番の援助であるというふうに考えておりますけれども、そうしたことをわかっている方々が新庄にたくさんふえてきているということでは非常に心強く感じているところです。

サポーターの方との関連ということでの御質問でございますけれども、オレンジカフェとい

うのをお聞きになったことがあると思うんですけども、認知症のカフェをこの4月から毎月1回、駅前通りの「ひと休み いっぷく」という場所で、半日コースなんですけれども、毎回、お茶を飲みながら気軽な雰囲気ですべてで学ぶカフェということで、物忘れで悩んでいらっしゃる御本人はもちろん、家族の方やそういった介護経験を語り合う場にもしたいというふうなことで開催してございます。そのオレンジカフェのお手伝いとしてサポーターの方々に御協力をいただいているというところでございます。以上です。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） わかりました。認知症サポーターも1,534名と本当にふえてきて頼もしく思っております。また、オレンジカフェにサポーターの方が参加していただきながらということで、本当に地域としては助かっているなと思います。

本当にこれからますます高齢者がふえ、高齢者でなく若年性の認知症、また、認知症に関する課題はまちづくり、それから人権・権利擁護、また教育、生活支援など多岐にわたってくると言われております。本市においてもますます認知症対策が必要と考えますので、今後ともよろしくお願いします。

最後になりますが、新生児聴覚検査の助成についてです。先ほども答弁いただきましたけれども、3歳で初めて聴覚の検査があるということで、その前に検査を受けていないと3歳になってからでは遅いという話であります。ほとんどの方が新庄市では受診されているということなんですけれども、村山市は、4月から聴覚スクリーニングをやったわけですが、今まで82%の方が聴覚検査を受けていたようなんですが、この助成制度が創設されて本当に喜んでいてという話もありました。山形県内でも村山市が初め

てだと思ふんですけれども、この辺もしっかりまた今後検討されるということですので、お願いしたいと思います。

本当に子供は未来の宝です。しっかりとみんなで守りながら、新庄市の未来を築く子供たちをともどもに支援をしていきたいと思ふます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党の一員として一般質問を申し上げます。

初めに、北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験の強行などに対して、対話による解決を求める国際世論に逆らう大変危険な行為として我が党は厳しく糾弾いたします。そして危機打開のために直ちに北朝鮮とアメリカが直接対話をするよう求めております。今、アメリカと北朝鮮の間で、軍事衝突が起こる危険性が最大に高まっています。そこで軍事衝突が起きれば一番深刻な被害を受けるのは韓国と日本です。日本国民の命を守るためには、米朝間での直接対話に踏み出すしかありません。日本の首相としてそのことをアメリカに説得すべきだと思います。ところが安倍内閣は対話を否定し、北朝鮮問題を

専ら軍事拡大と憲法改悪に党略的に利用しようという態度です。国民の生命や安全を守ることに責任を負わず、地域と世界の平和にも逆行する許しがたいものではないでしょうか。米朝間の対話を進めてこそ日本国民の命と安全を守ることにつながるのです。

さて、本題ですが、第1に、水道料金の引き下げについてお伺いします。

①として、山形県の水道用水供給事業会計は、平成24年度以降を見ると毎年10億円を超える純利益を上げ、特に平成26年度の当年度純利益は42億5,000万円で、平成24年度を100とした場合、369.2となる大幅な黒字です。県の受水費引き下げは可能ではないかと思ふます。市として県に対し、受水費の引き下げを求め、水道料金の引き下げを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

1番の②として、子育て世帯は毎日洗濯をせざるを得ません。そのために月20立方メートルから30立方メートル使用となる世帯が少なくありません。20から30立方メートルの使用の場合、本市は県内でも水道料金は高いほうではないでしょうか。子育て世帯の負担軽減の立場からも水道料金の引き下げが必要ではないでしょうか。

③として、生活保護世帯の水道料についてです。基本料金免除の考えはないかお尋ねします。

仙台市では、水道料金の基本料金と下水道使用料金の全額が生活保護世帯は免除となっております。新庄市でもこういったことを学んではいかがでしょうか。

第2の質問は、人手不足解消のために、お伺いいたします。

①として、看護師不足の問題に対して、さきに提出した通告書の2の①は間違っておりますので、ここでおわびして訂正させていただきます。

本市では、今年度、最上8市町村で連携し、最上地域に居住、就業した場合に奨学金の返済

を免除する看護師育成修学資金事業を創設しました。若者の定着を図り、地域で不足する看護師を地元で育成しようと看護師養成機関の設置の準備を進めています。この方針を私たちは積極的に評価する立場です。さらに、給付制奨学金の対象人数を大幅にふやすことが地元に残る可能性をふやせるのではないかと思います、どうお考えでしょうか。

②として、保育士の不足は大変深刻だと思います。市の保育所で臨時保育士の募集を行っても、ほとんど応募者が見つからないということです。保育士の待遇が低いことが原因です。待遇改善のための施策はどう考えているかお聞かせください。市の保育士の正規採用をふやすことで、子供にとっても安心な保育環境を保障することになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

③として、介護職員の待遇改善のために国への働きかけとともに、市独自の補助が求められているのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。総合事業で介護報酬を8割に下げたことで、引き受ける事業所が減って高齢者が困っていると聞いております。引き受けた事業所も、介護職員の手当を減らしたり事業所の持ち出しとなったりで、事業の存続も厳しくなっている状況です。もとの介護報酬に戻すべきではないでしょうか。

3つ目の質問は、介護保険料滞納によるペナルティー、罰則の改善についてお伺いいたします。

ことし76歳の市内に住むAさんは、現在、月3万5,000円の年金収入しかなく、2人の子供の収入では家族の最低限の生活をしていくのに精いっぱい、Aさん(父親)の介護保険料に回すことができないため、介護保険料を6年間も滞納してしまいました。保険料を2年以上滞納すれば介護サービスを受けるのに3割負担しなくてはなりません。高額介護サービスも停止

になるという罰則も科せられました。Aさんはそのため6月は8万549円、7月は7万3,194円もの請求となりました。利用料を払えば、国保税も光熱水費も電話料も払えない状況です。利用料3割負担という罰則は、低所得の方は介護サービスが必要であっても介護保険の利用はできなくなってしまうものです。このような非人道的な介護保険制度は見直すしかありません。市は、国に非人道的な罰則の見直しを強く求めていくべきではないでしょうか。国に改善を求め、市では独自に利用料を下げ対応すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

大きな4つ目の質問ですが、地域農業の守り手を支援することについてお伺いいたします。

①として、農作業を進めるために大型・大型特殊・牽引の免許が必要とされているとのことです。1つ取るだけでも数十万円かかるようです。これがないために農道でも警察に違反とされ、ひどいときは運転免許も剥奪となるケースもあるということでした。

金山町では、この免許を取るため2分の1、上限10万円の補助をし、支援しています。本市でも支援する考えはないかお聞かせください。

②として、法人化しているところがありますが、研修費の補助を使って給料を払っても、社会保険までは出せないと言っていました。国保税や国民年金の本人負担は、働く人にとってとても厳しいものです。国保税の負担軽減は必要ではないでしょうか。また、農業法人の経営がよくなれば、社会保険にも加入できるようになるわけで、そのための支援が何かできないか、お考えをお聞かせください。

③として、「10アール当たり7,500円の直接所得補償の廃止ではなく継続してほしい。できれば1万5,000円に復活してほしい。生産費に見合う米価の保証が何よりも必要だ」、これが本市の稲作農家の願いです。農業の守り手を支援する根本だと思います。国に強く求めるべき

ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、山形県水道用水供給事業会計に係る平成26年度の当年度純利益に関して大幅な黒字との御指摘がありました。平成26年度は地方公営企業会計制度が大幅に見直された年であり、当年度純利益として計上された42億5,000万円のうち4分の3に当たる約31億円は、この会計制度の見直しの影響に伴いこの年度に限り利益化したものでありますので、制度改正前の数値とは単純に比較できないものと認識しております。

また、次に受水費の引き下げについてであります。本市水道事業におきましては、受水費が事業費用の35%を占めていることから、その負担軽減を図るべく、平成30年度からの受水費改定に向けて県企業局と協議を重ねてまいりました。昨年10月には、最上広域水道受水団体の3市町の首長及び議会議長の連名により、県及び県企業局に対し受水費軽減に係る要望書を提出したところであります。また、県企業局におきましても、受水費算定の基礎となる総括原価の抑制、低減の取り組みを行ったところであります。

今後、県議会9月定例会に山形県水道用水料金条例の改正議案が上程され、審議される見込みと聞いておりますので、具体的な金額等について現時点では答弁を控えさせていただきますが、来年度からの5年間につきましては受水費が引き下げられるであろうという見通しを持っております。

次に、子育て世帯の負担軽減としての水道料金の引き下げに関する質問であります。子育て

世帯に対し経済的負担を軽減することにつきましては本市においても配慮する必要性を感じており、平成27年3月の料金改定の際も、子育て世代の標準的な水道使用料帯である11立方メートルから20立方メートルまでについて重点的に引き下げ、改定を行ったところであります。その一方で、今後の水道事業の経営を考えますと、人口減少社会において水需要が減少し、料金収入の増加が見込めない状況の中で、老朽化する水道施設の更新などに対応する費用の増加が見込まれるという実情もあります。

水道料金の算定に当たっては、多様な支援制度を取り入れつつも、事業の効率化をさらに図りながら、中長期的な視点から時代に即した料金体系の導入を検討していくべきものと考えております。

3番目の生活保護世帯の水道料の免除に関する御質問であります。生活保護費の生活扶助に必要な光熱水費も含まれておりますので、現時点で水道料金を免除する考えはございません。

次に、看護師確保対策について、市では平成25年度より、新庄市ふるさと人材確保事業において、看護学生への奨学金制度を開始しました。本年3月22日には、管内8市町村と最上広域市町村圏事務組合による看護師育成最上地域修学資金制度に関する協定を締結し、協定に沿って新庄市看護師等修学資金貸与制度を運用しており、6月に2名の奨学生の募集を行いました。月額5万円を無利子で貸与し、卒業後、返還猶予期間10年の中で5年以上、最上地域に居住、就労した場合は全額返還を免除する制度であります。

また、あわせて看護師養成機関の設置も進めております。管内高校生看護師養成機関への進学は毎年30名ほどですが、地元への定着率は低い状況でございます。県内看護師養成機関の就職状況を見ますと、地元にある看護師養成機関での育成が地元への就業定着につながっており

ますので、財政的な負担も生じますが、設置に向けて取り組んでまいります。

今後、さらに医療、福祉分野における看護師の需要は増加しますので、最上地域保健医療対策協議会の事業として取り組んでいる地元出身看護学生地域医療研修会や、小中高校生への動機づけ学習会の実施も含め多面的な対策を講じ、相乗効果により看護師確保が推進されるよう取り組んでまいります。

次に、保育士の待遇改善のための施策についてお答えさせていただきます。

当市の保育施設におきましては、公立保育所2所のほか、民間立保育所5所、小規模保育施設5所、認定こども園1所及び認可外保育所5所において子供たちの保育業務に日々御尽力をいただいております。

子ども・子育て支援制度では、制度に移行した保育施設については、子供の健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されることを目的として、国・県・市より給付費が支給されております。その支給額の内訳といたしましては、保育している児童の年齢や人数により定められた基本単価のほかに、処遇改善分として、保育士の経験年数に応じた一定の割合の額を加算することとされています。

なお、そうした制度は、小規模保育所、認定こども園、新制度に移行している幼稚園についても適用されます。

一方、認可外保育施設につきましては、保育士の処遇改善にかわるものとして、入所児童が10名以上であり、ゼロ歳児が1名、または1歳児が2名以上含まれることなどを基本要件とし、延長保育及び待機児童となった児童を受け入れた場合など、施設に県・市より補助金を交付し、施設の安定経営と保育環境の充実を図っております。

また、本市の嘱託保育士につきましては、平成28年度における報酬月額15万1,500円を平成

29年度には15万2,500円に、日々雇用保育士につきましては、日額6,610円を6,660円に引き上げております。

次に、市の正規採用をふやすことについてですが、保育士の人数は、保育する児童の年齢、人数、保育室の面積などにより適正な人数が定められており、さらに延長保育の時間帯や障害児保育などを考慮して配置しております。また、よりよい保育環境の充実のために、本年度、保育士の募集を行ったところであります。

市の保育士の正規採用をふやすことで、子供たちにとって安心な保育環境を保障することになるのではないかという御指摘の点ですが、嘱託職員は、全員保育士の資格を持っており、保護者の方々が安心していただけている保育を行っていると考えております。

次に、介護職員の待遇改善についての質問でございますが、これまで国では、介護職員処遇改善加算の創設など改善策を講じているところであります。市内のほとんどの事業所がこの加算算定を反映させた報酬となっており、介護に従事する職員の賃金が引き上げられているところであります。

また、総合事業の緩和サービスの報酬についてですが、現行相当サービスに対し8割の設定は、サービス内容の緩和とサービス提供者の資格要件を緩和したことによるものであります。資格を持つ職員には身体介護などに専念していただき、同時に、資格のない方を雇用し、介護度の軽い方の家事援助に従事していただくことで、介護の支え手に広がりを持たせることが事業の目的の一つでもあります。

御存じのとおり、介護保険事業は国の制度で実施しており、公費と保険料を財源として賄っており、介護報酬の増額は利用者が支払う料金や介護保険料の増額につながるという課題がございますので、制度の趣旨をぜひ御理解いただきたいと思います。

介護保険の給付制限措置につきましては、滞納期間に応じて3段階の措置がございます。まず、1年以上の滞納では、介護サービス料を全額自己負担し、申請により市から保険給付分の9割の払い戻しを受ける償還払いとなり、1年6カ月以上滞納すると、償還払いになった保険給付分の一部または全部が滞納分として差し引かれます。さらに2年以上の滞納では、滞納期間に応じて通常1割の利用者負担が3割に引き上げられ、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

給付制限の措置につきましては、給付制限に関する通知を送付するほか、本人、家族への措置に関する説明や措置回避のための弁明書提出の機会を設けております。

介護保険料は所得に応じて9段階の設定となっており、所得が低い場合は保険料も負担も低くなる仕組みとなっております。

なお、給付困難な方につきましては、分割納付などの相談に丁寧に応じると同時に、給付制限の内容についても周知し、必要なときに安心してサービスが受けられるよう、保険料納付と制度の案内を行ってまいります。

次に、農林関連事業の資格取得支援事業についての御質問ですが、近年の農業機械の大型化に伴い、一部の農業機械で公道を走行するに当たっては大型特殊免許や牽引免許の取得が必要になってきている状況にあります。

また、林業についても、車両系林業機械を使う業務に従事する場合、所定の特別教育を受けることが義務づけられております。

こうした資格・免許の取得に対する市の補助についてですが、基本的には公道を走行するための免許の取得に対する補助は現在考えておりません。

次に、農の雇用についてであります。農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して、年間最大120万円、最長2年間

支援する国の制度であります。当市においては平成24年度から28年度までの間に9経営体が事業採択され、21名の雇用・就農が確保されたところであり、農業技術や経営、ノウハウの習得につながったものと考えております。

また、この事業を実施する農業法人などの条件として、雇用保険、労働者災害補償保険の社会保険に加入させることや、法人にあっては厚生年金保険、健康保険に加入させることとなっており、事業を実施する事業主や加入者の責務と考えており、市独自の補助は考えておりません。

続きまして、米の直接支払交付金の廃止については、農林水産省の新たな農業・農村政策の一環として、諸外国との生産条件の格差から生じる不利益がなく、構造改革にそぐわない面があることから、平成26年産から単価を10アール当たり7,500円とし、平成29年産までの時限措置としているところであります。

山形県市長会といたしましては、要望事項として、廃止される米の直接支払交付金の財源を活用し、地域の裁量で活用可能な産地交付金の拡充や稲作農業者の生産コスト低減に資する取り組みを支援する事業の創設など、水田・農業関連施策の充実を図ることを決議しており、今後の動向を注視している状況であります。これからも水田農業を支援するための要望等を続けていく所存であります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な答え、ありがとうございました。

最初に、水道料金の引き下げの問題について、市長も含めて関係者の、受水費軽減の要望を行ってきて、県議会で改正議案が出されてきているという積極的な方向になっていることに、皆さんの御協力、活動のおかげだとありがたく思

った次第です。

次に、再質問ですが、消費税抜きの県内13市の水道料金の比較では、10立方メートルの場合は10位、15立方メートルでは4位、20立方メートルでは3位、そして実は30立方メートルになりますと断トツの第1位の最高に高い料金になります。

市内に住んでいる子供6人に夫婦という御家族がありますが、水道使用量が月44立方メートルから50立方メートルになるようです。消費税抜きでの水道料金が1万919円から1万2,600円です。消費税を含めた上下水道料金になりますと月2万円から2万3,300円ともなっています。

家族が多い、特に子供が多い世帯は、比例して水道料金が高くなる状況です。30立方メートル以上を使用の世帯の水道料金が県内で最高の新庄市となっております。子育てに優しいとこれと言えるのか、市長のお考えをお伺いいたします。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 新庄市の水道料金の体系につきましては、水量が少ないと県内でも安いほうですが、水道量が多くなると料金も高くなると、そういった従量制という体系をとっております。

それで、平成27年の値下げにつきましては、子供の数等を調査いたしまして、一番数が多い2人から3人という世帯を対象にいたしまして、11から20立方メートルの水道料金を値下げしたところであります。ただ、限られた収入の中で、子供が5人、6人と多いところまで全てをカバーするというふうなことはなかなか難しいところがありますので、平均的なところでの子供の数というようなことを考えまして、そういったことで子育て世代に配慮しているということでそういった料金にしておりますので、よろしく

お願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 一応子育てに優しい新庄市を目指しているわけですので、そして子供を産んでいただいている御夫婦には本当に市を挙げて応援しなければいけないという、これは市民全体の共通認識でもあると思いますので、子供が多くて水道料金が高くなっている世帯があるということを確認していただきまして、どうか下げられないか。30立方メートル以上が13市で断トツ最高ですから、そこ以降の、家庭料金ですから、引き下げできないか、内部で話し合いなどをお願いできないかというところで

す。
次に、生活保護受給世帯の方の場合ですが、受給前の水道料金の滞納分を請求されている方がおられます。生活保護費には借金返済分はないと思います。毎月の生活に必要な最低限の金額しか受給していないと思いますが、どうですか。

奥山茂樹上下水道課長 議長、奥山茂樹。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

奥山茂樹上下水道課長 収入が少なく水道料金を滞納している方につきましては、納入計画書を提出していただきまして、収入状況を勘案しながら分割で納めてもらうようにしておりますので、過度な徴収にならないように、その辺は使用者の方と相談しながら納入してもらうように努めているところであります。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 税務課長にお聞きしたいんですけども、生活保護を受給世帯の方に、国保税などが受給前に滞納があった場合、支払い義務は、生活保護受給になってからは義務はないと思うんですが、どうですか。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 生活保護の受給以前のものについては、これは支払いを行っていただくというふうなことになります。ただし、その後については減免措置等ございます。そのような形で生活保護につきましてもその都度、成人福祉課と担当課といろいろ情報を共有してございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 成人福祉課長にお聞きしたいんですが、生活保護世帯の場合は、その月に必要な最低限の金額しか受給されていないと思いますが、どうですか。生活費が逼迫したから生活保護受給となったと思います。どうですか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護費の中でどのように積算しているかというふうなことになるかと思うんですけども、最低生活費の基準という部分については国の基準に照らし合わせて行っております。先ほど水道課長からの答弁にもありましてとおり、水道光熱費に関しては生活扶助費に含まれておりますので、御理解いただければなというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 生活保護を受給する方々の多くは、生活費が逼迫したから、本当にどうやって暮らしたらいいかわからないほど追い詰められた方々が生活保護受給をお願いすることに至った。そのときには、やはり国保税が払えなかったり、水道料が滞納になったり、本当に厳しい状況に追い込まれて生活保護にお願

いし、そうかというふうになった方が少なくなっていると思いますので、そういう方々の状況を勘案して、水道や国保税については、その前のものは支払い請求は抑えるべきでないかなと私は思いますので、検討をお願いしたいということにとどめておきます。

次に、2番目の人手不足解決のためにということで、地元で看護師になりたいと希望する高校生が今たくさんおられます。しかし、当市の給付制奨学金の枠が年2人ということです。この枠を大幅にふやし、希望する高校生に届けられるようにできないかと思いますが、どうでしょうか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 奨学金看護師ということで、8市町村協調して今年度から最上8市町村一斉に始めたものでございます。看護師不足というようなことがありまして構造的に今後も少し続くだろうというようなこともあります。その不足のためにこの奨学金制度だけで担うことはできないわけでしょうけれども、今後の拡充策につきましては、協調している市町村の中でまた協議を行いながら詰めていける課題の一つかなというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の高校生が地元に残りたい、しかし2人の枠ではな、みたいな感じで、そこに入れるかなとすごく不安に思っている方がおられますので、希望する方々になるべく早く届けられる枠があるよと、希望をかなえてやれるように努力していただきたいというふうに思います。

次に、保育士のことについて、市の保育士のうち正職員の数と嘱託職員の数についてどうな

っているのかお願いします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 正職の
保育士とそれから嘱託職員の保育士ということでございます。

人数ですけれども、公立保育所、ただいま2所ございます。その2所で正職の保育士が18名、嘱託職員の保育士が23名となっております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 正職員の保育士をふやすということが私は大事だと思います。嘱託職員を正採用にしていくことで安定した保育の保障となるのではないかと思います、どうでしょうか。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 嘱託職員
を正職員にということでございます。

先ほど市長の答弁にもございましたが、現在の体制で子供たちにとって安心な保育環境を保障するというふうなことで取り組んでおります。当然将来の子供のといえますか、保育の需要なども見積もっていくというか、見通しを立てていかなければなりませんので、現在、嘱託職員を正職員にというふうなことは考えてございません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 嘱託職員でずっと勤められるわけではないんじゃないかと私は聞いておりますが、ずっと嘱託職員で続けられるのか、人の人生を決めることですし、そこで安定した

仕事としてやっていけるかどうかというのは、新庄市に住む人の生活にかかわる重要なことだと思うんですけども、嘱託職員がずっと働き続けることができるのか、そのことを教えてください。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 嘱託職員については、資格の必要ない事務補助的な業務につきましても5年、それから有資格の業務については7年ということで、保育士の皆さんについては7年ということでお願いしてございます。

ただ、業務の必要上、募集をかけてもなかなか集まらないとかそういった場合については、期間を延長することができるというふうに規定してございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 資格があって働いている方が7年でやめねばならないとなれば、この地域に住み続け、結婚し、子育てを行うという展望が持てるのかということになると思います。私は、やはり正採用にすることによって、この地域で結婚したり子供を持ったりできる、若者に希望のあるそういう仕事、安定して働ける場をふやすという立場で、そういう職員をこそ私たちは必要だと思うし、市の人口の問題や若者への安定した仕事ということを考えてときに、7年で切るということではいかがなものかと思うんですが、どうですか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 これまで行財政改革を実行し、財政の健全化を図るというふうな視点から、平成17年度から本格的に始まったいわゆる行政事務の効率化と正規職員の削減ということでこれまで努めてきたわけでございます。

また、少子化が進む中でどのような変化を遂

げていくのか、あるいは民間との競合等もござ
います。そんなことから、また市役所でも働い
てみたいというふうないわゆる参入の機会を確
保するという意味も含めまして、このような経
過で来てございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 人口減少とかという
ときに、子供を産んでほしいとよく言われま
すけれども、若い女性の安定した仕事の場を
確保する、このことがやはり女性が将来的
に安心して子供を産めるような環境が整
う重要な観点でないかなと思うんです。そ
ういう意味で、使い捨てでいいわけではな
い、使い捨てをやられたらやはり厳しいと
いうか、将来の展望を持ってない若者が
ふえていくことになりますので、そうで
なくて、山形県では正採用職員をふやす
話を進めているということも聞いていま
すし、それとあわせて市の保育士の正採
用化を広げられないか、ぜひ検討をお願
いしたいと思いますが、答えられればお願
いします。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 現在、公立保育所は
2所体制で経営してございますが、民間
との競合とかあるいは保育現場としての
モデルというふうなこともございま
す。

正規職員につきましては、それぞれクラ
スの担任は当然正規職員でカバーして
いきたいと思っておりますし、嘱託職
員についてはサブ的リーダーという形
で協力していただくという体制で当
面は進めていきたいというふうに考
えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） できるだけ保育
士の正採用をふやせないかということ
をぜひ検討していただきたいという
ことでやめたいと思います。

3の、介護保険料滞納による罰則の改善
についてですが、制度上、市が独自に
利用料を下げ対応することはできな
いという旨だったように思います。

こうした非人道的な罰則を改めるよう
、または最低でも自治体の裁量で解
除することを認めるよう国に物申す
べきではないかと考えますが、その
点についてはどうでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務
所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉
事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務
所長 介護保険制度の財源の半分は
40歳以上の市民全体の保険料で賄
っております。制度を維持していく
上でも、そして被保険者の公平性
といった観点からも、こういった制
限については御理解をいただきたい
というふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 保険料だけ
でやっている制度ではないと思いま
す。社会保障として国の補助があ
り、それで、その補助が少なくな
ってきたことから制度が維持しに
くくなったり保険料が上がってい
るという問題があるんだと思いま
す。そして利用もできなくさせら
れている。特に低所得の方がこの
ように罰則によって必要な介護
を受けられなくなっていく、こ
ういう制度をそのままにしてい
いのかということなんです。ど
うですか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務
所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉
事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務
所長 議員おっしゃることは、制
度自体に問題があるんじゃない
かというふうな御意見でありま
すけれども、今、給付の制限を受
けていらっしゃる世帯の状

況でございますけれども、給付制限の対象となっている1号被保険者の方は3名でございます。1名の方につきましては、本来望ましくない事例でございますけれども、念のために申請をするというふうなことでサービスの利用に至っていない方でございます。もう一人の方は、保険料の未納期間が1年半ということで、弁明書を提出していただきまして、そういった特別な事情にあるというふうな判断のもと1割負担となっております。滞納期間が2年以上で3割負担となっております方はお一人ということになっております。

保険料の滞納期間というか、保険料を納め忘れたり納めないことで、介護サービスが必要になったときに初めて給付制限という現実が立ち上がるということになります。そうした事態にならないよう、これからは介護保険料の仕組みとともに、滞納による給付制限の周知についても積極的にお伝えしていただかなければならないなというふうに感じております。よろしく申し上げます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 国保の場合などは、国保税滞納になって資格証となるという罰則がありますが、それでも本人が医者に行きたいんだというふうに市役所などの窓口と言えば直ちに短期保険証を出すという形で、普通の方と同じく医者にかかるような仕組みがあります。ところが、介護保険はこのようになっていない。まさに介護の利用ができなくなるという状態でありまして、国保以上にひどい、非人道的な制度になっているという問題は立場、市長会などを通じて認識していただいて、要望をやっていく必要があるんじゃないかなと私は思いますので、検討をお願いしたいと思います。

次に、地域農業の守り手を支援するという点についてです。

残念ながら、免許を取るための補助は一切考えていないということですが、新しく農業をやりたいという方、あるいは高齢者になってやってみようかなという方など、こういう方も含めて地域農業の守り手をふやすということを考えたなら、牽引とか大型特殊とか、普通取らないような免許を取ることが必要になるわけで、金山町のこういう支援というのはありがたいことだと思うんですけれども、それについて考えはないか、もう一度お願いします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新規就農者でありますとか、定年を迎えて農業につく方もいらっしゃいますけれども、そういう方がトラクターを運転するということはあると思いますけれども、大型特殊のレベルまではなかなか行かないのかなというふうには考えております。

トラクターの特に大型特殊の農耕用の免許につきましては、やはり8万ぐらいはかかるというふうなことでございます。それで今年度から山形県立農林大学校で、6月の中旬ですけれども、8日間の受講を受け付けております。これにつきましては受講料が1,000円ということで破格の安さでございます。これにつきまして、利用されている方もいらっしゃいますし、今回農業だより、それから集まり等で御案内申し上げたところでございます。来年以降もやられるというふうなことです。こういった機会を利用していただきまして、交通違反というふうなことがないように形にいただければというふうに考えているところでございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) そういうのを広げていただけるようお願いしたいと思います。

次に、経営所得安定対策の交付金、10アール当たり7,500円を加えた粗収入は、全国でマイ

ナス1,977円という数字がありました。これは2016年3月10日公表の政府統計によるものです。米の概算金が生産費を下回っている現状です。赤字で米を出荷していることは現在明らかです。経営所得安定対策の交付金で赤字を少し埋めているのに来年は廃止されると。これでは米づくりは続けられないという皆さんから声が上げられているように思います。地域創生どころか地域崩壊ではないかと私は感じています。経営所得安定対策の継続、復活、市長はこれにかわるものの要望もということをやっていますが、そういうことと。

それから、生産者米価ということでは、1俵2万円を保障することを求める運動もあります。そうなれば新庄市の農家収入は市として33億円もふえることとなります。これは大きな波及効果があるものだと思います。そういう意味で地域の農業を守るために、米価の保障と経営所得安定対策の継続を求めるべきではないかと思いますが、再度お願いいたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 米の直接支払交付金につきましては、いわゆる所得補償というふうな形で始められたところがございますけれども、5年前から、平成29年度に廃止するということは決まっております。構造改革というところが一番大きいかというふうに思います。いわゆる米をつくるのであれば大規模農家、それから米以外の作物に転換するというところを政策的に誘導していくということもございますし、経済論理の中でやっていくというふうな自主的なところがございます。当然生産調整は続けていかないと、やはり価格というものは維持できないのかなというふうに考えているところでございます。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

小野周一議長 次に、小嶋富弥君。

(17番小嶋富弥議員登壇)

17番(小嶋富弥議員) 御苦労さまでございます。

今定例会議会3番目に質問いたします議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。お昼休みなどでいささか眠気が催される時間帯と思いますが、気を引き締めて質問してまいりたいと存じますので、どうかよろしく願いいたします。

平和であると思われていた我が国の安全が脅かされています。北朝鮮の瀬戸際外交のとぼちりを受けて、先月の29日早朝6時2分、Jアラートが携帯等に入り、テレビ・ラジオでもミサイル発射の対応の警戒を呼びかける事態となりました。しかし、当市の防災行政無線の自動放送がないことは大きな課題ではないのでしょうか。これでは何のための設備なのか疑わざるを得ません。議会開催の冒頭でおわびがありましたが、再発防止には万全を期していただきたいと思っております。

前段は短くとの申し合いもありますので、通告の順に従いまして質問をしたいと思います。

まず初めに、地域活性化についてであります。山形県では2020年東京オリンピック・パラリンピックを交流人口拡大や地域活性化につなげようと、去る7月19日、県庁にて、県内20市町

村と県の各部局、県スポーツ振興21世紀協会など、60人が参加した県内自治体間の連携強化を目的にした連絡会議の初会合が開かれました。

村山市でのブルガリア新体操代表チームが事前合宿の事例などを参考に、大会後を見据えた地域の将来設計のあり方などを考察、県では本年度テーマ別の会合を二、三カ月に1度のペースで重ね、事前合宿の誘致などつなげようとしております。

大会に参加する海外の選手などと自治体の交流を促すホストタウン構想は、第4次登録まで行われ、本県の累計登録件数は11件、対象国・地域は13、これは都道府県別ではともに全国トップになります。県内13市で登録していないのは尾花沢市と新庄市であります。県ではさらに市町村と連携し、登録をふやしたいとの考えがあります。

そこで、ホストタウンについて市としての考え、これらの取り組みはいかがなのかお聞きいたすものであります。このホストタウン制度には既に全国251の自治体が登録しており、アスリートの交流、訪日客の誘致や国際人材育成につながると期待されております。御答弁のほどをよろしくお願いたします。

次に、学校教育について質問をいたします。

異常とも言われることしの夏でしたが、既に学校の夏休みも終わり、新学期が始まりました。今般、この夏休みについてお聞きいたすものであります。

今、全国の公立小中学校では、夏休みを短縮する動きが広がっております。新学習指導要領の実施に備えて、授業日数を確保したり、学期中の1日当たりの授業時間を減らし、とかく残業時間の多いとされる教員の負担を軽減することができるのも狙いの一つだと言われております。しかし、保護者の中には、勉強以外の体験をさせたいと反対の意見も根強いと思えます。

静岡県吉田町は、来年度から町立の小中学

校の夏休みを従来の24日間から16日間にする方針をことしの2月に表明いたしました。狙いの一つは教員の過重労働の解消。吉田町では昨年4月からことし1月の中学校の先生の月平均残業時間は90.1時間、過労死のリスクが高まる目安とされる月80時間を大きく上回っているのが現状だそうです。定時勤務の午前8時から午後4時半まではほとんど授業、部活の指導。授業準備、事務作業などは放課後にならざるを得ないのが実態であります。

そして2020年度からは、完全実施の新学習指導要領に従えば、英語学習の拡充に小学校3年から年間授業時間は35時間ふえるため、教員のさらなる負担が心配されます。夏休みの短縮で授業日数をふやすかわりに1日当たりの授業時間を減らし、午前授業のみを週2回設け、6時間授業を廃止。残業が前提だった教員の働き方を考え、余裕を持って授業準備ができ、児童生徒の授業の質の高い指導ができると言われております。

夏休み等は教育委員会で定めることができるわけであります。教育も大胆な改革が必要です。夏休みの短縮のメリット・デメリットはどうか、また、教育委員会ではこれらをどのように捉えておるのか見解をお伺いするものであります。

発言事項の3番目を質問いたします。

さきに行われました南東北高校総体、バドミントン競技についてであります。

新庄市においては、昭和47年の全国インターハイ開催以来、45年ぶりに高校総体の全国大会が開催されました。

会場の市体育館は、御承知のごとく耐震工事とあわせ、屋根の改修で結露が発生し、このことについては議会でも議論となりました。市民からも不安の声が寄せられ、関係者からも、本大会に支障を来すのではないかと心配もされましたが、数回の工事を経て解消に至り、安堵

したところであります。

全国総体のバドミントン競技の成功に向け、市でも実行委員会を設置、体育館の環境整備を図り、インターハイの成功に向け万全の運営をなされたものと思います。

7月29日の市文化会館での開会式に続き、最終日の8月3日は、東山体育館で個人戦の男女の準決勝、決勝が行われました。個人戦女子ダブルス、男子シングルの決勝戦は東山体育館よりNHKのBSでライブされ、全国放送されました。北は北海道、南は沖縄から多くの選手、関係者が参りました。久しぶりの大きな大会の評価と総括をお聞きいたすものでございます。

また、これらを期しての今後の市のスポーツ振興についてはどのように図られるのかお尋ねいたすものでございます。

次に、発言事項の4番目についてお伺いいたします。本市最大行事の一つである新庄まつりについてであります。

今定例会冒頭に市長より行政報告がありました。大勢の人出があったというようなことでございます。本年はユネスコ無形文化遺産登録されて初のお祭りであり、マスコミ等の注目も高まり、テレビのPR、キャンペーン等、主催者、関係機関の方々の運営の準備には大変な御苦労を重ねられたことと御推察申し上げます。

踏まえて、8月24日は昼より線状降水帯のゲリラ豪雨に遭い、山車の運行が誰しもできないのではないかと思っただが、山車連盟の若連の運行決断はまさしく「断じて行えば鬼神も之を避く」、まさにこのことが宵まつりの時間帯に晴れたことではないでしょうか。市民の思いが天に届いたと思います。

これらを含め、55万人の人出で閉じた新庄まつり、我々の宝であるこのお祭りが長く市民から愛され、そしてこの祭りが百年も二百年も続けていかれる思いを込めまして、ことしの祭りの評価と総括をお伺いするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきますが、質問4番目、新庄まつり以外については教育長の答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新庄まつりの評価と総括の御質問であります。本9月定例会初日に、このたびの新庄まつりの行政報告をいたしました。市内外から多くの方々が来訪され、ユネスコ登録元年を迎えたことしの新庄まつりが事故もなく成功裏に終えましたこと、改めて関係各位に感謝申し上げます。

御承知のとおり、ことしの新庄まつりは開催前より不安定な天候が続いておりました。そのため宵まつり前日の23日の夜に神輿渡御行列実行委員会、山車連盟、囃子連盟の祭り3団体と新庄まつり実行委員会事務局が参集し、以前から実行委員会で整備しておりました雨天時の対応要領を踏まえ、雨天時の意思決定ルートの詳細について再度確認を行ったところであります。その結果、宵まつり当日の午後3時には各行事の実施決定を行うことができ、依然として雨が降り続く中でも迅速な判断が下せたものと考えております。

ユネスコ効果による観覧者増加への対応につきましては、祭り期間中、最も多くの人出が見込まれる24日の宵まつりにおいて、山車行列のコース変更により、駅前ロータリー付近を新たな観覧場所として確保し、さらには灯入式会場を南本町交差点から中央通り交差点へ移動するとともに、山車行列出発前に南本町、北本町通りと大町通りで宵まつりでは初めてとなる飾り山車を実施いたしました。ここ数年来、南本町交差点における観客誘導が懸案事項となっておりましたが、この対応によって滞留する観覧者を

分散させることができたものと考えております。

また、宵まつりへの対策に加えて、新庄まつりの原点である25日の本まつりへの集客を推進すべく、ユネスコ登録記念事業として、アビエススタンド指定観覧席の無料化などを行ったところ、アビエス内はほぼ満席の状態となりました。

さらに、26日の後まつりでの飾り山車につきましても、各若連が趣向を凝らした観客への山車見どころ解説やはやし体験などが行われ、山車行列とはまた違った形での祭りの楽しみ方を提供でき、新庄まつりの新たなファンの獲得につながっているようであります。

今後も祭り期間中の3日間、全てにおいて山車と祭りばやしが一体となって観客を魅了し、常ににぎわいのある3日間となるよう、さらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、警備態勢につきましては、ユネスコ効果による観客増加を想定し、実行委員会負担金を増額して、警備会社によるガードマンの増員と市職員を増員して対応いたしました。さらに、宵まつりのコース変更による山車行列の遅延防止と山車運行の安全確保のため、警備に当たる山車連盟理事も大幅に増員するとともに、新庄警察署からは全面的な協力態勢のもと、署員の大幅な増員をいただきました。これによって、懸念された駅前通りでの山車の滞留は発生せず、例年同様、スムーズで安全な山車運行を実施することができました。

また、県立新庄病院及び最上広域消防本部の連携協力のもと、アビエス内と祭り本部に医療救護所を設置し、観覧者等に不慮の事故が発生した際の準備態勢を整えました。

ことしの新庄まつりほど天候の変化に一喜一憂した年はなかったものと思いますが、全ての行事が滞りなく実施され、人出も過去最高を記録するなど、ユネスコ登録元年にふさわしい新庄まつりだったと思っております。特に24日の

お昼ごろからのどしゃ降りの状態から灯入式、山車行列の開始時間に合わせるかのように奇想的とも言えるほど雨がやんだことは、ユネスコ登録初年度の新庄まつりを必ずや成功させるという市民一人一人の熱い思いが結実したものと確信しております。

また、このユネスコ登録で、先人が築き上げてきた新庄まつりの伝統文化を絶やすことなく後世に受け継いでいくことの責務がより鮮明となりました。市といたしましても、このことを新庄まつり振興の根幹に据え、新庄まつり実行委員会の支援を通じ、市民の皆様とともに新庄まつりの発展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げまして、評価と総括とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 まず、ホストタウンにつきましては、本県においてはただいま議員がおっしゃったとおりの状況でございます。

本市といたしましては、これまで海外のボランティア事業や民間の国際交流事業によって縁があったカンボジアを対象国の一つとして検討してきたところでございますが、受け入れ協議や今後の交流などで課題もあり、選定までには至っていない状況にあります。

他の自治体では、相手国と継続した国際交流があったり、競技団体同士の交流があったりする国のホストタウンとして登録されることが多いという現状から、インバウンド事業において交流のある国や、これまでの歴史から市に特徴的な競技にかかわる国を相手国にするなど、選択肢をふやして検討していきたいと思っております。今後、2020年の東京オリンピック開催まで、第5次、第6次登録と続いてまいりますので、市としてもこれまでの取り組みに何らかのかかわりを持っていきたいと考えております。

また、ホストタウンの推進だけでなく、東京オリンピック・パラリンピックを契機としてさまざまな文化的なプログラムも計画されているとのことであり、市を世界に発信する好機としてさまざまな取り組みの機会を逃さないよう、積極的に情報収集に努めながら対処してまいりたいと考えております。

次に、学校教育についてですが、夏休み短縮のメリット及びデメリットということですが、まずメリットとしては、授業日数をふやすことにより1日の勤務が平準化するということはあると思います。しかしながら、デメリットを考えますと非常に大きなものがあると考えています。

まず、教員の立場から考えますと、夏休み中も教員はずっと休んでいるわけではありません。ふだん、なかなかできない事務的な仕事や成績処理、用具や教材の整理、教材研究などを行っています。また、夏休み中にさまざまな研修会に参加し、スキルアップを図っております。今後、学習指導要領が変わり、常に新しい教育内容やスタイルが求められますので、そういったことに対応する研修をしています。夏休みが極端に短くなればこういったことができなくなりますので、その研修をすれば、授業日に研修を行ったり事務的な仕事を行ったりすることになりますので、その分、日常的な仕事がふえることになります。

また、子供の立場から考えていく必要があります。夏休みは子供にとっては大切な期間と考えます。夏休みにしかできない体験がたくさんありますし、体験することで、子供たちが育つ部分も非常に大きいと考えます。例えば長期のキャンプに参加したり、祖父母の家に泊まりに行ったり、親戚のいとこと遊んだり、地域の活動に参加したり、子供会行事に参加したりといったことがあります。子供たちの体験不足も指摘されております。さまざまな自然体験、日ご

ろできない本物体験を大いにする期間であると考えます。

また、子供の安全面から考えても危険が生じます。体育館やグラウンドでは熱中症が心配されます。もしかすると子供たちが教室から出ないという状況も考えられます。登下校は、午後2時ごろに下校になりますと、長い距離を歩く子供の熱中症や体調が心配されます。

このようなさまざまな観点から考えていく必要があると考えています。

今後、さまざまな取り組みも研究しながら、どのような形がよいのか、対応策を研究してまいりたいと思いますが、現在のところ教育委員会としては夏休みの大幅短縮までは考えていないところです。

最後に、南東北高校総体（バドミントン）大会の総括についてですが、インターハイは、高等学校教育の一環として技能向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、健全な青少年育成を目的として開催されるものであります。

本市のほか、鶴岡市、尾花沢市の3市を会場に開催されたバドミントン競技については、本市では昭和47年以来2回目の開催となり、全国177校から男女合わせて選手監督ら1,216名、観客延べ人数1万5,000人ほどが本県を訪れました。

バドミントン競技大会の開催に当たっては、県内の高等学校から教員を中心に446名が競技運営役員をし、889名の高校生補助員が運営に当たり、高校生スポーツ最大の祭典をみずからの手でつくり上げ、達成感を共有することができました。

バドミントン競技の開会式は市民文化会館を会場に開催され、大会参加者のみならず保護者も、選手関係者も入場、観覧できるよう、館内別室に中継用のスクリーンやフロアにモニターを設置し、パブリックビューイングの環境整備に努めました。

競技運営においては、仮設の空調設備を設置し、ストレスのない試合進行と応援のための環境づくりに努め、大会参加者、関係者より大変好評を得たところであります。

輸送関係についても、各市とも最寄り駅から競技会場、または会場地間にシャトルバス等を手配し、交通アクセスの不便さの解消にも努めました。

また、応援に来られた方々も含め、バドミントン競技に係る延べ5,000人ものお客様が新庄最上管内のホテル・旅館に宿泊されたほか、市内の飲食業者からは、インターハイ関係者で大変にぎわったとお聞きしました。お土産なども、新庄最上の物産を取り扱う業者からは、大会期間中、売り上げが大幅に伸びたと聞いており、短期間とはいえ大きな経済効果があったものと考えております。

そのほか、大会参加者に対して、ふるさと歴史センターの無料観覧を実施したり、大会会場において冷たいそばやアスパラ、畑ナスの漬物等、地域の特産物の振る舞いを行うなど、大会参加者も含め、全国から訪れた方々をおもてなしの心で温かくお迎えし、本市の豊かな自然や歴史、食などの魅力を全国に発信することができました。

全国の高校からトップレベルの選手が集まる大会であり、この地域からも多数の小中学生が会場を訪れ、子供たちにとってもよい刺激になったと思います。このようなことから、本大会を契機に、ジュニア期から競技力向上を図り、全国・世界で活躍する選手の育成を目指すとともに、市民の競技力向上とスポーツへの理解を深めていただくために、新庄ハーフマラソン大会や各種全国規模の大会を開催するなどして、市全体で盛り上げながらスポーツ振興を推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは、まず市長が最初報告ございましたお祭りの件から再質問をしたいと思います。

本当に事故がなくできたということは、本当に皆さんの努力、新庄市の心が一つになった証拠だと思いますけれども、ユネスコの人出を予想してコースを変更したわけです。灯入式が大正町になった。その模様を見ますと、まつり実行委員会の判断でしょうけれども、市民、議会の代表の議長が灯入式、手締め式に参加がなかったと。やはり市民挙げてのお祭りで、なぜ議長があ席に来なかったのか非常に疑問を感じます。

そして、ユネスコ登録になったのは大変喜ばしいんですけども、なぜユネスコに登録になったのかということを考えれば、まず初めに国の重要民俗文化財指定を受けたらいかがですかというようなことを何回も議会の中で何年もかけてやってきました。そして国の重要無形民俗文化財になったから、山鉾連合33で一括でユネスコ登録になったわけです。新庄市だけがユネスコじゃなくて、一緒になった経過があるわけです。ですから、私はやはり市民みんなのお祭りだから、せめて議長は今までどおり灯入式、手締め式には参加してもらうことが筋合いではないかと思えます。政治色云々という言葉がありますけれども、政治色があるないは、やはり新庄市が予算措置を、この議会の中で予算を、もう少し補助を上げてくれたらいいんでないかというようなことで議論しながらやってきているわけでありますので、そういったことを考えて、やはり市民総参加というようなことで、その辺をもう少し考えねばならないんでないかなと私は思います。

そして、私どもも、以前の議会の会派で立佞武多祭りとか盛岡のさんさ踊りに行っただけ

れども、皆、市会議員の人たちが率先して先頭に立っていますよ、議員が。盛岡のさんさ踊りに行っても、ちゃんと市会議員というパレードの看板を持って一緒に出ていますよ。それを見ますと、やはり議会と市民が一体となったお祭りだなということが観客にもアピールできるんですよ。その辺をやはり市民の祭り、祭りと言う割にないがしろという言葉は失礼けれども、考える必要があるんでないかなと思います。

ひとつ、この辺の判断をまつり委員会の中に、新庄市も事務局として入っているわけであると思いますので、いかがでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 平成27年にまつり委員会からまつり実行委員会になりまして、各3団体がそれぞれ進行部会、行事部会等3つの部会をもって新庄まつりの進行に直接かかわる者たちが入っていけるような組織にしていこうという形になって、ことしで3年目でございます。

その中で出てきているものの一つとして、先ほど小嶋議員、「断じて行えば鬼神も之を避く」という言葉、ちょうど8月27日の山形新聞の「談話室」でも同じような言葉を拝見したんですけれども、祭りというものは演劇にも似て、役者と観客が一体となつてつくり上げているという評価がここの中であつたんですけれども、ユネスコに向けての長い議論の中で、議員の皆様方にもぜひアピエスのほうでことしはお迎えしていただきたいというような意見が出て、その部分で討議した結果、このような形になりましたけれども、今後もそれぞれの団体と話し合いをする、そして、もう今月には既にそういう準備も整っておりますので、新庄まつりがまた、先ほどの評価の中でもいただいたようにすばらしい祭りになりますように、3団体と意見を交わしながら検討していきたいと思っておりますので、

今後とも御理解のほどよろしくお願いいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） やはり広い視野に立って、新庄市の祭りはみんなでやるんだというような心意気を示さないと、特定の俺たちだけやっているんだなというようなことではいかかかなと思いますので、ぜひ御検討いただいて。

ことしは露店が少ないというような評価が来しました。この辺と、ことしの新庄まつりの経済効果は幾らだったかなというようなことと。

もう一つ、これは市長にお願いするんですけども、来年、広域で沖縄に行くというお話を聞いていました。5年前は最上広域市町村圏で沖縄のエイサーまつりを呼んで、今度は5年ごとで行くというような話を伺っています。

最上広域同士の、来年で30年という節目の年になるわけですが、広域事業の中で新庄市の山車が行くわけですので、30年の重みを感じまして、新庄市の議員の皆さんもひとつ沖縄のほうに派遣するようにされたいかがですかというようなことで、まずお伺いしたいと思います。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まず、1点目の露店のほうですけれども、昨年よりやはり若干少なかったということは否めないと思います。商工会議所のほうにお聞きしましたところ、例年やはり250から300の間ぐらいで推移しているということですが、他の祭りの開催とか曜日の関係でこれは増減するんですけれども、ことしは確かに少なかったという話を伺っております。

今後他のお祭り、曜日の並びとかそういったことで変化はするものと思っておりますけれども、露店も大きな魅力の一つだと思っておりますので、そういったところ、安全・安心、そして、

ことはごみ袋を設置するなど露店に協力いただいておりますので、呼びかけながらにぎわいづくりのほうをしていきたいと思っております。

また、経済効果につきましては昨年も、ことしでしたか、お答えしたかと思うんですけども、大体我々としては新庄まつり2日間で内外合わせて二十五、六億の経済効果があるのではないかなとらんでいるところでございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 広域のお話をされたわけですが、ここで、はい、わかりましたとはいかない状況であります。また、それを出し、応援すると、大義名分といいますか筋の通った理屈をつけないと、物見遊山ではないかというようなことに市民の批評が立つおそれもありますので、議会あるいは市民の総意の中で応援すべきだろうという、そういう筋道が立った場合においては考えるべきかなというふうに思っております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) はい、ありがとうございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、オリ・パラについての地域活性化についてお願いします。

7月、県の部局と20市町村で行った連絡会議に新庄市は参加しましたか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 はい、参加しております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) その感触はいかがでしょうか。13市で新庄と尾花沢がないというようなことなんですけれども、その感触はどのようにおとりになりましたか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 7月の会議については代理で参加させていただいておりますが、実際の感触というような形になりますが、会議の内容については、実際にはこのたびの村山市の事例という形で発表があったというようなことで、その中で村山市は経過の中で、ざっくりですけども、まずはホストタウンありきで話が進んでいったと。実際につてとか何もない中でブルガリアという部分で始まったと。その中でいわゆる体操の部分で、逆に地元の高校に体操部がありますので、それを要はマッチングさせていただいて、なおかつ、協力できる部分であっては、企業のつながりを逆に働きかけやっていったということで、ただ、このたびの会議の中でも、当然県としても前担当者もおられたというようなこともあって、まず県は全国的にもトップだということもありますので、今後とも各市町村、ぜひ手を挙げていただきたいということで、これから5次、6次と続きますけれども、その部分については前向きな検討をお願いしたいというようなことで終わつたと聞いております。以上です。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 教育長の答弁を伺いましたが、積極的にないみたいな気がしますね。南陽の場合は、南陽出身の人がバルバドスという国の誘致をしたと。

いろいろ私なりに調べてみますと、もし誘致する意欲があれば、狙い目は、南アフリカの方々がなかなかオファーが来なくて、南アフリカ関係あたりを呼ぶと呼びやすいということもありますし、せっかく47インターハイでバドミントンをしたんだから、バドミントンでも呼んだらいいんでないですか。東南アジア、バドミントン強いですよ。台湾は横手とかもう誘致決まっていますけれども、インドネシアと

かインドとか、結構バドミントン、東南アジア強いですよ。教育長、いかがですか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 先ほどの教育長答弁にもあったとおりなんでございますが、実際にこれまで国際交流事業、またはボランティア事業を紹介した形で、カンボジアという形で選択肢の一つとして今まで検討してきたというようなことでありますが、ただ、今、議員おっしゃられた南アフリカであったり東南アジアであったり、ましてや、このたびの47インターハイ以降、また、インターハイでバドミントン競技ということで実際に新庄市が力を入れている部分でもありますので、その辺については今後選択肢をふやしながら、こちらのホストタウンあるいはその他の文化的なプログラム支援のいわゆるカルチュラル・オリンピアドとかそういった部分には、当然2020年の東京オリンピック・パラリンピックについては56年ぶりの大会ということもありますので、半世紀に1回というようなことでもありますので、東京だけがオリンピックをやっているんじゃないという部分では当然考えていきたいと、何らかの形で新庄市としてもやっていくんだという気持ちは変わらないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ぜひひとつ、県の県民文化スポーツ課でも、東京だけでない、地域の盛り上がり期待できると、トップ選手との交流で地域のよさも再発見できると期待しておるというようなことでございますので、13市のうち新庄だけが何も無いなんていうのは、いかがですか、本当に。やる気があればできると思うんです。

そして、これは国からもお金が来るんですよね。いろいろなケースがあるそうです。自前の

ところの競技場を使えば来るとか、民間を使えば何とかかんとかって、その辺は行政マン、皆さんの頑張りがないとできないんです。やっぱり最終的には皆さん行政の頑張る力を示す機会だと思っておりますので、ひとつ頑張ってもらいたいなどお願いいたします。これは私だけでなく、恐らく多くの市民も望んでいることです。国際的人材を育てる意味でもね。

それでは、夏休みの短縮について。全国的な流れから私質問させていただいて、教育長の答弁では、メリットよりもデメリットのほうがあのような御答弁でございますけれども、大分県の日田市では全校にエアコンを入れたそうです。本来、夏休みは暑いから休んでというような意味だそうですが、先ほどの高橋富美子議員からも、先生方の過重労働が大変だと。過重労働の軽減を図るためにやるようなことでいかなければならないわけですので、OECDの加盟国の中で日本の教育、授業が、これは2014年の統計なんですけれども、201日、フランスでは162日、ドイツは193日と、日本の日数が多いということで、ちなみに新庄市では授業日数というのは何日でしょうか。わかりますか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新庄市では、今年度は208日で設定しております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） やはり日数が208、2014年の統計ですけれども、日本の平均よりも多いということで、この前も学力テストの結果が発表になりましたね。山形県が伸び悩み、吉村知事も遺憾というようなことでやっていますけれども、恐らく当市の結果が、もう出ていると思います。あえてここでは聞きませんが、山形県と同じような傾向でないですか。

平成28年の11月の先生方の時間外が、先ほど

の答弁で小学校の先生方が9.5時間、中学校で16.7時間、そのほか持ち帰りが、小学校の先生が4.5時間、中学校の先生が1.7時間と。非常に大変だ。80日以上を超えていることになるでしょう。だったら、新しい教育指導要領で35時間もふえるんだったら、どこでそのあれを消化するんでしょう、夏休みを短縮しなければ。するには、教室にエアコンを入れて、そして先生方のゆとりをつけてやることか必要じゃないんですか。エアコンだって、国から公立学校の空調設備については、大規模改修事業の中で学校施設環境改善交付金で補助、3分の1対象になりますよ。そういう制度があるんです。この対象施設は、児童生徒及び教職員が使用する全ての部屋、空調の設備に関する経費及びその工事関係補助金対象になるので、利用したほうがいいんじゃないですかというようなことがあるんです、やはり。

それで、エアコンも今さまざまあって、各教室に1個だけでなく、ハイブリッド空調というようなことで、ガスエアコンと電気モーターと組み合わせるエアコン設備ができるんです。

あともう一つ、荒川課長、今、明倫中学校やるんだけれども、屋根のトタンも涼しくなるトタンがあるんですよ。暑くなくなるトタン。今度そういうのをやはり、恐らく業者はわかっていると思うんだけれども、新しい学校とか塗りかえするときはそういうものを作って環境整備をやって、先生方の過重労働を減らして、先生方がいい環境で育ててやらないと、子供たちの学力にも当然伸びがないと思うんですよ。ぜひそういったことで、エアコンつけるか、つけないかで不毛的な議論になっていますけれども、そんなことじゃだめです。やっぱりやらなければだめですよ、やるものは、と私は思いますので、ぜひ御検討願いたいと思います。

あと、インターハイの件で御答弁いただきました。大変評判がよくてよかったです。空調も、

心配されましたけれども、尾花沢、鶴岡の小真木の空調はだめだったと、新庄の空調がよかったです。

あと、観客ですね、土足で入られて見たというようなことで、非常に新庄市では団体戦は1回戦、2回戦かな、あとは鶴岡だと言ったけれども、関係者から聞くと非常に盛り上がっているさくらいだったというようなことでありまして、競技する方々も非常によかったということでありました。

あと、おもてなしですね。私もちょっとお邪魔したんだけど、あのおもてなし、誰考えたの。大変よかったなど。教育委員会が考えたんですか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 大変ありがとうございます。

おもてなしの部分については、うちのほうの農林課と私どもと両方で案を出し合いながら考えたところでございます。

実際には7月30日、初日については冷やしぶっかけそばということで500食。それから8月1日がアスパラの一本漬けを300本。8月2日は地元の畑ナスの漬物ということで300食。それから最終日の3日が、同じく冷やしぶっかけそばを300食、くじらもちも100食ほど提供させていただいたところでございます。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) やはり庁内の職員の連携が功を奏したというようなことで、縄張り争いはないと思いますけれども、そういったことをお互いに横の連絡をして、新庄市に来てよかったです、大変好評だったということは本当に市の職員も初め、お祭りですけれども、職員の皆さんも本当に一生懸命お祭りを通して、インターハイを通して頑張ったことに敬意を表しまし

て、終わります。

御清聴ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小野周一議長 次に、小関 淳君。

(4番小関 淳議員登壇)

4番(小関 淳議員) 穆清会の小関でございます。

先月、ユネスコ登録後、初めての新庄まつりが盛大に開催されましたが、関係者と市民の頑張りで、私としては恐らく一生忘れることができないほどの感動をもらいました。その祭りについての質問は後ほどさせていただきます。

それでは、通告書どおり、最初の市民サービスを担う職員体制の充実について質問をさせていただきます。

私はこれまでの一般質問で、何度か職員研修の充実や職場環境の充実、そして職員のメンタルヘルスなどに関連した質問をさせていただきました。

市長も、これまでできる得る限りの改善に取り組んできているとは思いますが、しかし、なぜ私がこのような確認をし続けるかといいますと、それは市政を担う職員の皆さんが、市民の暮らしのさまざまなニーズや課題に対してよりの確に対応し、市民からさらに信頼される存在になっていただきたいからでございます。それは全ての施策の充実につながり、市民福祉の向上に

つながっていくと考えるからです。そのためには、どうしても職員の働く環境をよくしていく必要があるということでこの質問となったわけでございます。

市長には、ぜひ、さまざまな形態で働いている職員の皆さんが先に希望の持てる答弁をお願いしたいと思います。

国の通知を受け、平成17年から全国の自治体で行政改革が本格的に始まり、職員の定員管理の適正化、財政の健全化などが進められてきました。皆様御存じのとおりでございます。それにより、新庄市は平成17年度に約380人ほどいた正職員数は、今年度は287人となっています。

その間、社会は目まぐるしく変化し、市民のニーズ、課題も複雑化・多様化してまいりました。児童・高齢者福祉などの国や県とともに進める支援制度への体制づくりや、経年劣化が進む道路や橋を含めた公共施設を限られた予算の中でどうしていくかなど、取り組むべき業務は多岐にわたり、ますますこれから増大し続けていくというのが現状ではないでしょうか。

それらの業務を正職員とともに支えているのが嘱託職員・日々雇用職員などの非正規の職員153人でございます。そのほか指定管理者制度のもとで、体育館や市民文化会館などの施設では59名のスタッフが大切な市民サービスを担っています。もちろん、事務補助として頑張っている方も各課にいらっしゃいます。中には市民と直接かかわり、私から見れば重要な役割を担っている方々もいます。

例を挙げますと、福祉関係では、先ほどもありましたが、保育士、母子・父子自立支援員兼婦人相談員、家庭児童相談員、適正医療専門員、介護認定専門員などなど、それらの業務を嘱託職員、あるいは日々雇用職員の皆さんが担っています。ほかに、暮らし全体の困り事に対応する市民生活相談員、教育関係では不登校などの相談を受け相手をする教育相談員などが現場の

最前線で市民が抱える問題に熱心に対応しています。そのような方々のマンパワーは、市民にとって非常に重要なものとなっているのではないのでしょうか。

しかし、残念ながらその方々の雇用契約は期限つきで、いつ雇いどめになるかわからないというのが現状のようです。市長としては、当然、職員の定数管理、あとは人件費抑制などを考えていかなければならないので、相当の熟慮が必要とは思いますが。しかし、新庄市の行政の役割を担うチーム新庄の一員として、より一層市民福祉に貢献してもらうためにも、嘱託職員や日々雇用職員などの皆さんのその業務に応じた処遇の改善は必要ではないのでしょうか。

そこで、現在まで処遇などについてはどのような改善、見直しがなされてきたのでしょうか。また、今後どのようにして職員体制を充実させ、市民福祉の向上につなげていこうとしているのか聞かせてください。

まずはこれが最初の質問でございます。よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

(山尾順紀市長登壇)

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、一問一答方式による小関議員の質問にお答えさせていただきます。

市民サービスを担う職員体制の充実についてということですが、議員のお話にありますとおり、平成29年度の正職員の数は287人となり、10年前の平成19年と比べましても80人近く減少しております。これは健全な財政運営を進める上で、また平成17年に国から示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を受け、本市においても組織のスリム化と効率化を進め、適正な職員数を管理しつつ、民間活力の導入を積極的に進め、行政サービスの水準を維持していくとしております。

しかしながら、新庄市まちづくり総合計画の

推進に加え、地方創生に向けた戦略的な取り組みや定住自立圏構想に基づく連携、法制度の改正の対応など、職員の業務は増大し、多様化しております。

このような中で、行政サービスの維持、向上を図るために、正職員のほかに嘱託職員・日々雇用職員、指定管理者制度における職員を加えた約500人の職員で市政運営に努めております。全職員に対するこれらの職員の割合は42%となっており、正職員とともに行政事務や施設の維持管理、技能を伴う労務的な仕事に従事しております。

このように新庄市は正職員と嘱託・日々雇用職員、指定管理者制度の中で雇用している職員が協力し合い、行政サービスの維持、向上に日々努めているところであります。

嘱託職員・日々雇用職員の処遇につきましては、最初に、現在の就業形態であります、いわゆる非常勤職員は地方公務員法に規定されており、その任用を含む雇用期間や1日の勤務時間など勤務条件は、嘱託職員は新庄市の非常勤職員取扱要綱に、日々雇用職員は新庄市日々雇用職員取扱規程に定めております。

嘱託職員の報酬は、非常勤職員取扱要綱において、報酬及び通勤に係る費用の弁償、正規の勤務時間を超えて勤務を命じられて勤務した場合の時間外の報酬について定めております。このほか市独自のものとして、常勤に近い職員の期末手当に類するものとして割り増し報酬を支給しております。

日々雇用職員の賃金は、新庄市日々雇用職員取扱規程に定めておりますが、年齢と職種によって異なっております。

福利厚生 の面においては、健康保険法、厚生年金法、雇用保険法に定める社会保険を適用しているほか、公務災害補償、通勤災害補償にも対応しております。また、定期健康診断や婦人科健診についても、正職員と同様に受診できる

よう予算措置を行っております。

休暇に関しては、年次有給休暇のほか、嘱託職員の場合は有給の病気休暇と夏季休暇などが取得可能となっております。また、育児休業を取得中の嘱託職員もあり、常勤職員でないために一定の制限を設けてありますが、仕事と生活を両立させるための制度を整備しているところでもあります。

処遇の改善に関しましては、嘱託・日々雇用職員の報酬、賃金について、山形県人事委員会勧告により正職員の給与を増額改定したことに伴い、平成27年度と平成28年度に増額の改定を実施しております。

また、社会保障や休暇など福利厚生についても、国が定める制度の改正に応じた改善を実施しております。

これらの雇用条件や待遇に関することは、募集を行う際にハローワークの募集用紙に明記しており、採用の際にも、就労内容や待遇について説明しております。保育職などの専門的な知識を要する業務に当たる嘱託職員には、募集の際に業務に必要な資格などを採用の要件として加えております。

また、嘱託・日々雇用職員の中には、経験や能力を生かし、正職員として市のために働きたいと希望する方もおられると思います。そういう方は市の職員採用試験を受けていただくこととなりますが、年齢や資格など条件に合致する方はぜひ挑戦し、合格したときには正規の職員として市のために力を発揮し、活躍していただきたいと考えております。

採用後は、新規採用職員として法令や接遇の研修を受けることとなりますが、嘱託職員として、現在、勤められている方についても、市の職員として業務を行う上での法令遵守、職務に対する倫理など、市民からより強く信頼されるよう必要に応じて正職員と同様の研修を受けていただいております。

今後もこのような形で嘱託職員と日々雇用職員の処遇改善に努め、職員体制を充実し、業務を分担、協力しながら住民サービスの向上につなげていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ありがとうございます。

やっぱり公務を担っている方々というのは、市民から見れば全員公務員だという認識でいると思います。あの人は嘱託で、あの人は日々雇用なんていうくくりができる市民の方は関係者ぐらいしかいないと思います。

ということで、職員のスキルアップ、職員研修で正職員の皆さんは一生懸命頑張っていると思いますけれども、非正規の職員の方々の職員研修などはどのようになっているのでしょうか。

あと、いろいろな資格試験を非常勤の方が受験したいというときにはどのようなサポートをやっているのか、わかる範囲で結構ですから、お答えください。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 職員研修についての質問については、例えば個人情報保護法に基づく新庄市の保護条例がございますが、こういった最低限、本当に守っていただきたいような法令研修とか、あとは新庄市に今ある課題の研修とかを全職員を対象として行っております。

また、保育士におかれましても、嘱託職員も含めてその専門研修ということも各保育所のほうから派遣されているというふうに認識してございます。

あと、採用試験について……（「資格、いろいろな」の声あり）資格ですか。例えば保育士であれば保育士の資格が当然必要ですし、それ

から保健師であれば保健師、介護士であれば介護士というふうなそれぞれの専門の資格を取得すること、あるいは見込みのあることというふうな条件を付して募集をしてございます。以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 例えば何とか相談員という名前の仕事をしている方々がいらっしゃる、それで市民の皆様に対応するにはこういう資格があったらどうか、そういうふうになってきたときに受験をされて資格を取られた方もいると聞いているんです。そのとき、どのようなサポートみたいなものをしてきたか、あるいはこれからしようかなとか、考えているかということが聞きたかったんですけれども、次の質問のときにまとめて答えていただければいいです。

先ほども最初の質問のところで言いましたけれども、保育士も家庭児童相談員も市民生活相談員も、いろいろな相談員、いろいろな方々がいらっしゃいますけれども、市長は相談員等々をどのような存在だと認識しているのでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 行政の大事な部分をサポートしていただいている職員だと認識しております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 大事な部分をサポートしてくれているという認識でいいですか。はい、ありがとうございます。だと思っんですね。担当の方々から聞くと、相談内容がいろいろ多様化してきているし、非常に深い悩みを持った人たちも来るといふことだそうです。そうすると、相当の経験知と知識と情報、そういうものが職員の方々には必要になってくると思っんです。

ちょっとそれですけれども、成人福祉課長、家庭児童相談員、婦人相談員などいらっしゃる

ますけれども、どのような感じに思っっていますか、相談員の仕事。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 ただいま小関議員より、家庭児童相談員、それから母子・父子自立支援員ということで、私どもの課に2名嘱託という身分で在籍しております。

まず、今、議員おっしゃったように、最近、相談する事案といいますか、ケースというふうに私らは呼んでいますが、内容が非常に複雑化してきております。問題が1つだけじゃなくて、経済的な問題に児童虐待があったりとか、それから不登校、家族間の問題とかというものが非常に複雑に絡み合ったような問題になっています。

そういうふうな課題を抱えるお子さんであったりひとり親家庭の方に対しては、当然各相談員が接触するわけですが、ただ、1人で行くことも問題になるようなケースもありますので、これは嘱託というふうなことではなくて、正職員であってもそうだと思いますけれども、そういった場合につきましては正職員に同行して対応しているというようなことです。

2名の仕事ぶりといいますか、そういうものを拝見していると、相手方というのは正職員だからとか嘱託だからということではなくて、本人に親身になってといいますか、寄り添って相談していただける方に信頼を寄せて、問題の解決に向けて業務に当たっております。そういうようなことから、そういう部分では業務を進める上で大変助かっているというふうなことで認識してございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 今、課長からお話を聞

くと、非常に大切な役割を担っているという雰囲気伝わってまいりました。

そういう専門的な業務であれば、先ほども申し上げましたが、専門的な知識、経験知、そういう部分は市民にとっては本当に有効なんじゃないでしょうか。どうですか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 やはりケースとして複雑化しているような内容が非常に多く、こういったケースについては専門力がないとなかなか対応できないということで、資格あるなしもいろいろありますけれども、かなり多岐にわたって相談員なり専門員を嘱託という形でお仕事していただいております。

そんな中で、正職員の専門研修はあるんですが、今後スキルアップのためにいろいろな方法を考えながら、そういった研修なんかも取り入れた形で専門の力を出していただけるように検討してまいりたいと思います。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） わかりましたけれども、先ほどはある方の質問の答弁の中で、臨時の職員は5年、7年、専門的な知識・資格を持っている方は7年という期限が、1年ずつ嘱託の場合は任用しているんだと思いますけれども、そんなに大切な業務を担っているのであれば、なぜ5年、7年という期限を切らなければならないのか、そこを説明してください。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 総務省の通達の中で、こういった臨時的な職員あるいは嘱託職員について、限りなく勤められるような、そういった任用方法はまずいというふうな通達がありまして、その中で市として日々雇用職員・嘱託職員の運用規程でもってこういった期限を一応定めさせて

いただいて、基本的には1年更新ということで条件を提示して、本人が次年度も働けるということであれば、そこで雇用契約というふうになります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 総務省からの指導の中でそういうふうにするべきだという内容があったということをやっているということですね。それもわかります。わかりますけれども、柔軟な任用方法、先ほど5年、7年と区切っていましたけれども、もう少し、要するに、サービスという表現でいいのかわかりませんが、市民が相談に行っているのはなぜかという、何とか助けてほしいから行くわけですよ。助けてほしい人をなるべく手助けしてあげるのが相談員だったりするわけですよ。そうすると、そこで、ある日突然じゃないと思いますけれども、7年だからばつんとか、5年だからばつんだという、今度は市民のサービスのほうに非常にまずい状態が生まれるんじゃないかと思って私は確認をさせてもらっているんですが、5年、7年というところに柔軟性を今後持たせることはできませんか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 先ほどの総務省の通達では、一般職の非常勤職員については、任期を限った任用を繰り返すことで、事実上、任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきという通達を受けながらも、こういう5年、7年の縛りをとっているところでございます。

しかしながら、公務の運営に著しい支障が生じると認められるような場合については、もう1年更新ということをお願いする場合もございますし、先ほど子育て推進課長の例にもありましたように、いわゆる正規職員と複数でタッグ

を組んで当たるということもありますので、その辺は嘱託職員がかわられるときに市民サービスが低下しないようにシームレスにつないでいくのが当然正規職員の仕事でもありますので、そういった対応をとりながら進めてまいりたいと思います。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) わかりました。こういう質問をしようと、しなければならぬと思っ
てから、いろいろな資料、本とか雑誌とか、地方自治法とか労働基準法とかさまざま目を通させていただきましたけれども、非常に難しいというのが本音でございます。でも、担当省庁からの通知とか、あるいは他の自治体の例に倣つてとかと、そういうやり方もあると思いますけれども、最終的には市民の相談にどう応じていくか、そこだと思つるので、ぜひ何とか柔軟に考えていただいて、市民のことを思つて——思つていらっしゃると思いますけれども、対応していただけないかと思つます。よろしくお願ひします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 市民を思う小関議員の、十二分にお伺いしましたが、過去の事例の中で、同じ嘱託職員・日々雇用職員がいて、5年を超えてなぜあの方だけが採用されているんだという市民の大きな疑問が大変寄せられた時期もござい
ます。

それから、嘱託職員7年というふうな、ある程度の新庄市の目安として、総務課長が言ったように、特に必要な職員にとってはそこは柔軟的に、本当に必要だという合理的な、周りが認める場合には場所を変えながらということも実際にはあるわけなんですけれども、日々雇用職員が長過ぎるということは、職員の異動時間から見ると長過ぎてしまうということで、そこに

別の権力が生じてしまうというおそれがあるんです。

ですから、例えば入札等云々どうのこうの言つたときに、確かに議員がおっしゃるように福祉相談であるとか、そういうふうな大事な部分もありますけれども、また別の帳簿管理とか、そういう場面も出てくる嘱託職員も出てくる。そうした場合に一律に行政としては扱わざるを得ないというのが一つの目安の5年、7年だということもぜひ御理解いただきたいと思つます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 市長がおっしゃることも十分わかります。ただ、やはりパワーバランスというか、それが崩れてくるとか、なぜあの人だけ長く任用するんだかということに対しては、明確に市民に対して説明ができれば私は柔軟に対応できると思つるので、その辺も考えて対応していただければと思つます。

大分時間がなくなってきたので、新庄まつりのところに入りたいと思つます。

冒頭にも少し触れましたが、ことしの新庄まつりは、やっぱりすばらしい祭りだなと心から思えるものでございました。主催者が発表した55万人の方々も存分に酔いしれた祭りであつたのではないかと思つます。

私も24日に宵まつりに引き手として参加させてもらいましたが、駅前通りには、今まで見たこともない光景が広がっておりました。海原のような人並みはるか先まで続いて、その誰もが華やかな山車とはやしの音色に陶醉し切つているように私には見えました。先ほど小嶋議員の質問にもありましたが、その山車は、巡行開始前後のどしゃ降りの雨でスタートがおくれたものの、ほぼ予定どおりに運行しました。それは運営側の的確な判断と各若連への指示、全体を冷静に運営した結果ではないかと思つました。これに対し最大の敬意と感謝の気持ちを表した

いと思います。

しかし、より市民が誇れるようなすばらしい祭りにしていくためには何点かの確認をしなくてはなりません。

まず、6月定例会の一般質問の新庄まつりの受け入れ態勢について、どのような部分を改善したか確認させてください。特に臨時トイレを女性が利用しやすいような設置レイアウトにする配慮はしたか。また、ごみ回収ボックスの設置など、期間中の美化作業等についてはどうだったか。さらに、露天商の美化協力などに関して、改善した点とそれぞれの成果はどのようなものだったか。

そして、最後に、これから先、今回のような悪天候のまま、祭り巡行が中止となった場合、若連の貴重な財源となる花もらいができなくなります。そうすると、それまでにかかった制作経費などを若連が背負うこととなります。これは各町内の若連の財布の状況にもよると思いますが、そうすると考えられます。そこで、市長はどのような支援策を考えているのでしょうか。

さらに、今後新庄まつりが誇り高き地元の祭りとして、また、長くユネスコ無形文化遺産の祭りとしていくにはどのようにしていきたいのか聞かせていただきたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、新庄まつりの受け入れ態勢の確認ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

ユネスコ登録後初めての新庄まつりの開催ということで、観覧数が相当ふえるだろうと、警察の予想では2割ふえるだろうと。そうしますと60万人ということになるわけですが、そういうふうな全国的な集計の中からユネスコ登録後の祭りが大体2割ふえているという情報が逆に警察から教えられたところでもあります。それなども重ねながら、実行委員会でいろいろ

と受け入れ態勢の確保を進めてきたところであります。

先ほどもありましたトイレにつきましては、仮設トイレを24基設置しまして、商店街連合会との連携によるトイレ協力店30店舗とふえております。

女性用の仮設トイレについては、レイアウト変更やパーティションの設置等について実行委員会でお伝えしたところですが、防犯上の理由や、逆にわかりづらくなるのではないかとということで、女性は仮設トイレよりはトイレ協力店のほうが利用しやすいとの意見もあり、女性についてはトイレ協力店を積極的に利用していただくことを重点に置き、トイレマップを例年の2倍以上作成して配布させていただいたところでもあります。

さらに、ごみ対応につきましては、まつり委員会でごみ箱6カ所を設置し、随時回収しました。ことしは初めて各露店にもごみ袋等を設置し、他の露店のごみも回収できるよう、商工会議所から258の露店に要請しましたところ、初めての試みではありますが、依頼した露店全体での対応とはなりませんでしたが、かなりの露店の皆さんが協力していただいたということで、観光客からは、ごみ箱を探す手間がなく、大変便利と好評をいただきました。

また、トスネットという、今回安全確認のために360度定点観測できるところの業界の方が自主的に定点観測をGOSALONと南本町と新庄駅東口、私との会話の中では、これだけごみがないきれいなお祭りは大変珍しいというような高評価を得たところがございます。

そういうようなことを随時重ねながら、今回のまつり実行委員会、来られた方に喜んでいただくというような視点でさまざまな工夫をしたこと、さらに今後、反省等を踏まえて、来年度にもさらに喜んでいただけるような回収方法を考えていきたいというふうに考えております。

最後の、悪天候により祭りが中止になった、若連の財源への影響であります。ことし既に8月24日の悪天候で花もらいができなかったというような状況もお聞きしております。貴重な財源であるということは間違いありませんが、本市におきましては若連の負担金を増額しておりますので、その辺はどこまで、全てを祭りが行政でやれるかということは議論しなければいけないところかというふうに思いますが、市民運動として、その期間だけではなく、もう既に制作の段階からお祭りの寄附をもらえると、終わってももらえると——終わってからはいかがかと思うんですが、始まる前の数日からお花もらいが順次できますよというような市民全体の雰囲気づくりがあれば、天候によらずにできるのかなど。しかし、お祭りを見せてくれないと上げないという、そこは逆の市民運動の展開のかなどというふうに思いますが、花もらいにつきましても、実行委員会あるいは各団体に行きますと子供たちのいい学習の場でもあるというようなことも聞いています。行政がどこまで支援できるかについては、ある程度限界がありますので、全てをやるということはできないということもお答えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) ありがとうございます。臨時トイレ、細々としたところで申しわけないんですけども、そういう防犯上の理由もあったのかということは改めて気づかされました。ただ、防犯上の理由があるからといって、扉をあけたら真正面ににぎやかな通りがあったというのは、男性でもなかなか厳しいのかなと思います。

あと、トイレに関してですけれども、協力店30店舗、先ほど市長がおっしゃった。その中に、観光客の方にだと思っておりますけれども、お貸しし

たと。お貸しして、その後にトイレが故障してしまったと。どうしてくれるんだと。でも、私に言われてもと返したんですけども、やっぱりそういうことが。

私、もと本屋をしていたときにも、新庄まつりのときに、そんな協力店とかと言っていませんけれども、困って来られた方にはトイレをお貸し、そういうこともあります。そうしたら、若い方でしたけれども、トイレットペーパーを便器に並々と押し詰めて帰っていかれたという私の経験もありますし、祭りが終わってから聞いた商店主の方、ぱっとすると水が出る何というんですか、レバーが壊されてしまったという話も聞きました。協力店、お願いしますということを行っているのであれば、何かそういうふうな際に対応するとか、そういうふうなことは考えていないんでしょうか。

あと、いろいろなことでこれから協力店をお願いしたいというケースが出てくると思いますけれども、その後の聞き取り調査とかをして実態をつかんで、次の年に対応していくというか改善していくみたいな方向性はお持ちでないでしょうか。その辺、お願いします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まず、トイレ協力店につきましてですが、トイレ協力店は、新庄まつり実行委員会が設立された平成27年から始まりました。平成26年まではゼロ件です。新庄まつり実行委員会のほうには当然商店会連合会のほうが加入しております。それで、そちらを通じて新庄まつり受け入れ態勢の御協力等をお願いしているということで、ことし3年目でありますけれども、今言ったようなお話のことも実行委員会を通じて委員である商店会連合会のほうには、議会の中でお話があるということ伝えていって、まずは会員である商店会連合会のほうからいろいろと御検討なり御感想をいただきました

いと思います。

ことしの新庄まっりの反省も含めまして、10月以降、実行委員会も開かれますので、そういったことで、まず商店会連合会といたしても、またお客さんが自分のお店の中を見ていただけるというようなメリットもあるというお話もございますし、トイレにつきましては、先ほど市長が申しあげましたように、トイレマップ等を使って、こちらが協力しているお店ですよという御紹介もしているところでございますので、ただいまの意見は実行委員会にお伝えしたいと思います。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ伝えていただいて、来年度、そういうふうな頭を抱えるような協力店がないようにしていただければと思います。

あと、私、本当に今回、総合的に感動させてもらったんです、祭りの運営を見て。何が一番も二番もないんですけれども、祭りが終わった27日のまちをごらんになった方がいっぱいいらっしゃると思いますけれども、ごみがほとんどない、すばらしいなと思いました。いろいろ聞いてみますと、職員の方々も9時を過ぎるとごみを拾って回ったと、3日間。27日にはボランティア、新庄中学校を初め中学生、あとはいろいろな団体の方々のごみを拾ってくれたそうです。去年とおととしと比べると、それこそ天と地ぐらいの差があったと思います。そういう点では商店街の一人として非常にありがたいと思いました。例年であれば店と店の間に缶、食いかけの食べ物とか、ぼんぼん捨てられていて、ことしはほぼなかったという状態でございます。すばらしいなと思いました。来年もこのようなきれいな祭りをぜひしていただければと思います。

あと、もう一つなんですけれども、特に駅前の歩道なんですけれども、歩かれた方は目にし

ていると思いますが、露店の方々。露店の方々も今回協力していただいたということもお聞きしました。ところが、いまだに真っ黒な油の汚れが点在しているんですね。そういうふうなものを今後というか、今回の祭りのその汚れをどうするのか。あと、これから一部の露天商の方々のそういうことに対してはどういうふうに指導していくのか、そこをちょっと聞かせてください。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 まずもって今回の新庄まつり、実行委員会で行ったごみ対策等につきまして高評価をいただきましてありがとうございます。

露天商のほうには、かなり商工会議所を通じて新庄まつり、きれいなまちにしたいということをお願いしているところですが、やはり一部そういったことがあったら残念だなと、今お聞きして思ったところです。

これにつきましては、ことしのごみ袋の協力等もあわせて、さらに新庄まつりがきれいになるような形で、露天商のほうには実行委員会を通じてまたさらに強く要請していければいいかなと思っています。

我々というか、実行委員会でも商工会議所や観光協会も入ってやっているところですが、ごみにつきましては、26日も飾り山車の間に、ディズニーの魔法のように目立つようなことはしていないんですけれども、本当にすき間、すき間とかを片づけさせていただいて、24、25日はどうしてもパレードの準備があってできないんですが、26日は実行委員の事務局が対応してごみ拾い等をさせていただいたところです。そういった形でユネスコ後、今のような評価で迎えられたということは本当に安堵しているところでございます。

今後とも皆様の御協力のほう、よろしくお願

いたします。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 本当に協力できるところは協力していきたいと思っておりますので、ぜひ世界に誇れる新庄まつり、地元の人たちが本当に誇りに思える新庄まつりにしていただければと思います。

あと、もう一個だけなんですけれども、さっきの花もらいのことなんですけれども、前の日からと市長はおっしゃっていましたが、前の日から花もらいをするということは実際問題できないと思います。ぜひそうなったときに柔軟にそれこそ対応していただければいいかなと思います。

そういうことで、今回の質問をこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時56分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

石川正志議員の質問

小野周一議長 次に、石川正志君。

(16番石川正志議員登壇)

16番(石川正志議員) 起新の会の石川正志でございます。

それでは、通告書に基づき一般質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

新庄市においては、今後、市有施設を適正に維持管理していくためにどうしていくのかとい

うことが検討されています。議会に対しては、財政規模に応じた施設の総量のある程度縮小していかないと維持できない見込みである旨の説明をいただいたところであります。

このたびは、将来的に減少していくであろう市発注の事業に関し、できるだけ市内の業者が受注できるような体制をどう構築していくのか議論したいと思います。

新庄市の指名競争入札に参加するためには、新庄市財務規則第105条にある資格が必要です。この資格に係る等級格付は、新庄市建設工事指名競争入札参加者の格付等に関する規程第3条にうたわれております。すなわち建設業法第27条の23に規定する、経営に関する客観的事項の審査により算出された総合数値に、同規程別表に掲げる主観的審査事項の評価により算出された数値の合計で等級格付がされています。

別表1を拝見いたしますと、4番目の事項でございます「減点事項」、あるいは5番目の事項であります「その他」において平成26年に一部見直しが図られていますが、同規程は新庄市の現状や将来的展望に立つとまだまだ見直しができる余地があるのではないかというふうに感じております。市内事業者の立場に立ったとき、現状ではBやCランクの方がランクアップを目指す場合、どこをどのように伸ばしていくべきか、よりわかりやすい評価の仕方が必要ではないかということでございます。

例えば別表1の3番目の契約件数ですが、数値10ポイントを獲得するには、前年度契約件数で5件以上となっています。順次、10ポイントから6ポイント、2ポイントとなりますが、現状に照らし合わせ、ポイントの配分を見直してはいかがでしょうか。

また、先ほど述べましたが、平成26年度に見直しされた5番目の事項の「その他」ですが、市道除雪受託事業者が高得点を獲得していますが、ことし3月になりますが、市長に提出され

た議会の政策提言にも盛り込まれておりますワークライフバランスに取り組む企業への支援という一環で、定数配分も見直してはいかがでしょうか。

いずれにしろ、入札に関する制度のさらなる透明性を担保していく必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

次に、同規程第5条、第6条、入札参加範囲の特例と市外業者選定の特例に規定されている部分ですが、市外業者が市の事業を落札した過去3年間の件数をお尋ねいたします。また、今後、第6条の規定に沿い、市外業者が市と契約する場合、市内の事業者と連携するような規定を設けられないのかお伺いいたします。

次の大きな項目です。新庄市を代表する最上公園を初め、市が管理する公園には多くの桜の木があり、春ともなれば多くの市民が花見を行い、広く市民の憩いの場となっています。

一般的にソメイヨシノの寿命は50年と言われていますが、都市公園の多くの桜は人によっては成人病年齢に達していると捉えています。全国的にも有名な桜の名所となっている弘前公園の桜ですが、100年を超しても元気に花を咲かせている木もあるとテレビ番組で紹介されました。専門的な知識のある樹木医が桜の状態を診断し、適切な処置を施しているとのことでした。私たち人も、健康で長生きするため1年に1度は人間ドッグにかかり、体の状態を調べておりますが、公園の桜も同様ではないでしょうか。新庄市の桜を次世代に元気な姿で継承し、長く市民に愛されていくような取り組みが必要と思われませんが、市長の考えを伺います。

平成24年、会派の行政視察でインバウンドの事業を調査するため、仙北市角館を訪ねました。新庄市ともゆかりのある場所で、武家屋敷を初め桜並木で有名なところですが、桜の管理に関しては、地元住民も参加して実践していたと記憶しております。

樹木医に診断してもらうことが前提ですが、一般市民でもかかわれる、例えば花が咲いた後のお礼肥と称する追肥作業などは、市民の力をかりながら行うことができると考えております。そこで、このような市民協働の意識を引き出し、醸成していくことが必要と思いますが、行政としてどのような働きかけができるのか、また、していくのかお伺いいたします。

最後の大きな項目になります。県道土内五日町線の仁田山橋修繕工事ですが、復旧するまで約1年かかるため、現在、市道柏木原仁田山線及び市道横根山萩野線が迂回路になっています。新庄市では、交通上の安全性を確保するため、同路線の改修工事をこれまで行ってきたと承知しております。

さて、これから冬を迎えますが、市長も認識しているように、1月、2月の厳冬期になればこの路線は吹雪の常襲地帯です。市内北部においては、これまで吹きだまりなどによる交通障害を回避し、安全交通を確保するため、市道除雪を必要に応じ2回以上行ってきました。これまで県道土内五日町線を利用していた人たちがこの迂回路を通ることから、より安全交通を確保するための雪対策が必要と考えられますが、どのような対策をとられるのかお伺いいたします。

答弁、お願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川議員の御質問にお答えさせていただきます。

新庄市建設工事指名競争入札参加者の格付等に関する規程の見直しについての御質問であります。議員のおっしゃるとおり、この規程は平成6年9月1日に施行してから、平成23年度に入札参加の工事等級の区分を、平成26年度には別表1の主観的審査事項の見直しを行ってお

ります。別表1の改正内容といたしましては、減点事項のうち「入札不調による指名がえ」と「工事遅延」を削除し、企業の社会貢献や労働者福祉の向上に対する取り組みを評価対象としたほか、そのほかの加点事項として6項目の追加などを行っており、他市の格付基準や社会情勢に合わせた見直しを行ってまいりました。

今後も入札制度の透明性を確保しつつ、情勢の変化に対応した見直しを図ってまいりたいと考えています。

議員の提案するワークライフバランスの提供、あるいは週休3日制、さまざまな今後企業が求めている社員へのサービス、そうしたことも加味される検討の一つかなというふうに思っております。

また、市内の業者が将来展望、Bランク、Cランクが格付を上げる諸条件については、契約件数、前年度5件となっておりますが、これについても複数年の件数、入札経過というようなことも、今後、公共事業が少なくなった場合に入札件数が少なくなりますので、その辺も検討の一つかなというふうに考えているところであります。

次に、過去3年間に市外業者が落札した件数についてですが、平成26年度から平成28年度の建設工事の入札を執行した150件のうち、市外業者は5件であります。特殊業務がほぼであります。

また、市外業者と契約する際、市内業者と連携するような規定を設けるかとお尋ねですが、通常の入札において、市内に本社または営業所などを有していることを条件としており、先ほどの件数からもおわかりいただけるかと思いますが、ほとんどの建設工事が市内業者発注となっている中、今以上の地元優先は、公平性の観点からいささか難しいかなと思っているところであります。

しかしながら、地域経済の活性化及び市内業

者の育成・振興と地域雇用の促進を図ることの重要性も認識しておりますので、今後とも調査、研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、都市公園の桜の管理についてであります。本市の都市公園の桜につきましては、地域の街区公園を初めとして多くの公園に桜の植栽が行われており、公園の修景を形成する大きな要素となっております。特に最上公園は、圏域を代表する桜の名所として、今後その役割を担ってまいりたいと考えております。

現在、最上公園には約300本の桜がありますが、50年を超えるような老木と思われる桜が、その4分の1に当たる70本ほど確認しております。

このような状況の中、本年度は最上公園の桜再生計画の策定に着手しているところであります。具体的には、実績のある樹木医の御指導をいただき、新しい樹木への更新や生育環境の改善を図るべき樹木などを定め、計画的な剪定、追肥などを行うことで、お堀の水面に浮かぶ城址公園の桜を、多くの観桜客に来ていただけるよう整えてまいりたいと考えております。

また、公園の市民協働への取り組みといたしましては、現在14の公園において、地元町内会の皆様の御協力により日常管理をお願いしております。特に街区公園などにおいては、地域の声を反映させた樹木の管理、桜の管理が必要になるものと考えております。さきの桜再生計画を契機として、樹木医などによる桜の学習会などを通し、より桜への理解を深めていくとともに、桜管理などについてさらなる市民協働として協力がいただけるよう取り組みを行ってまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

最後に、橋梁補修工事にかかわる迂回路についての御質問であります。御存じのように県道土内五日町線仁田山橋につきましては、橋桁

に重大に損傷が確認されたことから、本年4月24日より全面通行どめの措置がとられております。このため市道を大きく迂回した対応となり、県・市が協力しながら迂回路の路面復旧工事等を追加で実施し、道路利用者にさらなる御不便をおかけしないよう努めてまいりました。

御指摘の冬期安全対策といたしましては、防雪柵の設置と除排雪態勢の強化により道路交通の安全を確保してまいりたいと考えています。

なお、防雪柵の設置につきましては、県の協力により最大800メートルの設置が予定されており、具体的な場所等につきましては今後、県、市、地元役員の皆様と協議を重ねながら検討してまいりたいと考えています。

また、除排雪態勢の強化につきましては、風雪時のパトロールを強化し、県道の迂回路としての役割を担うため、適時の除排雪や圧雪処理、幅出しなどを行い、安全な冬期路面状況を確保してまいりたいと考えております。

現在、仁田山橋の補強工事については、翌年秋の完成に向け調整中とお聞きしております。県と連携を密にし、定期的に地元の皆様に対して作業情報等についてもお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしまして、壇上からの答弁とさせていただきます。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 非常にわかりやすい答弁を頂戴したものと思っています。

全ての事項において前向きに検討されていくということですが、技術的な部分で、第6条ですか、その部分で市外業者に発注されるときと地元の業者との連携に関して規程に盛り込むということに関しては、入札の公平性というところからやや難しいなど。ただ、それでもその分、どんな調査をしていくようになるかわかりませんが、調査を開始するという事です。

規程に盛り込んでしまうとやはり公平性という部分に関しましてはどうかと、私も同調できる部分ではありますが、これは言うべきことではないかもしれませんが、他市の場合、主たる事業者が市内にあるかないかという部分が非常に大きな問題になってきますが、私から見ますと若干ハードルを上げている市もある中で、我々もできるだけ地元の方が安心して仕事をする機会はふやしていくべきであろうと。まして、市外の業者が落札するということは、新庄市の方が技術的にノウハウがないということですから、何とかそこは市の方も少しはかかわれるような工夫をすべきと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 市外の業者が落札した場合の市内の業者との連携という部分だと思うんですが、先ほど市長答弁でもお話ししたとおり、3カ年で150件のうち5件、市外業者が落札してございます。これはコンサルタント業務は含んでおりませんが、その5件全てが特殊な技術が必要とされるものということでこちらは御理解いただいて、それ以外の通常の工事に関しては市内業者がとっているというふうにお考えいただきたいと思います。

ただ、やはりどうしても特殊技術が必要とされるもので、市外業者が落とされる場合もあるわけですが、その際、これも市長申し上げたとおりなんです、それを市内業者との連携を確約させるような規定の整備に関しては、九州のほうですが、先例も違法であるというようなことと出ているようすし、さらには入札の公平性、先ほども申しましたが、それからもしかすると見積もり額、そういったところにも影響してくるのではないかなというふうにございますので、現在はそこまではなかなかできないだろうなというふうにございます。

ただし、市外業者の方が工事をされる場合に関しましては、下請の発注ですとか資材の購入、それから建設機器のレンタル・リース、そういったものに関しましてはこれまでも、内々にございますが、市外業者に対してお願いをしてきたところでもあります。

今後につきましても、そういったところを強化していくことは可能なのかなというふうに考えますので、御理解をお願いしたいと思います。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 桜の件ですが、桜再生会ということで、順次計画をしていくんだということなんです。

このたび我々議会としても市民の皆様と議会報告会を重ねている中で、若干公園の管理というところで類似する部分の都市整備所管になりますが、そういったことと重なっているのかなという気がいたしました。

その中で、今、非常に桜再生会、それから地元の方、市民との勉強会ということまで踏み込んだ答弁をいただいたものと思っておりますが、例えば、これは前振りもなくいきなり教育委員会に聞くことになっていきますが、新庄市の子供は、これまでも単に点数のとれる子供だけではなくて、思いやりのある子供を育てていくんだという観点から、桜も命のあるものですし、そこを慈しむと、大切に思う心も、例えば学校の中の総合的な学習の時間、あるいはPTAの皆様からお力をかりながら、親子でそういった部分に取り組むという観点は私は非常に有効な手段であるのかなと。また、子供も直接、市の都市公園の管理のお手伝いをしているというところを周りの市民の方が見れば、やはり我々市民としても行政とともに歩んでいける部分が醸成されるのではないかなというふうに感じておりますが、教育委員会としてはいかがお考えでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 石川議員がおっしゃるように各学校では、新庄市として特色ある学校づくりということで、ふるさと学習ということを推進しております。主に総合的な学習の中で地域の特色を生かした授業づくり、あるいはそこに子供たちがかかわっていくということで、それぞれの地域の特色を出しながら取り組んでいるところがございます。

各学校には年間計画というものがございまして、環境教育とかそういったことでもう既に取り組んでいる教材がございます。そういう中で、環境教育の中の一環として取り組むということはあるんだろうというふうに思いますが、例えば何年生、どういう形でというのはその学校の判断になってくるのかなというふうに思います。

また、中学生等のボランティア、先ほども新庄まつり後のボランティアをしているとか、そういった形で取り組んでいる学校もあります。ボランティア活動とか、あるいは中学校段階での総合的な学習の一環ということもあるんだろうというふうに思います。そういったことについては地域との協働の視点ということからも、地域からのお願い、あるいは一緒にということがあれば、その都度、学校で御判断いただくのかなというふうに思っております。

また、PTAとの協働ということもございましたので、それについてはPTAの主体になりながら、学校と相談していただきながら、いかに取り組んでいくかということもそれぞれの学校でお考えいただくということになるかなというふうに思っているところです。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 余りに、想定以上に受け答えがいいので、時間を大分余すことになってますが、最後に1点だけお伺いさせていただきます。

迂回路について、冬場のということで、今、市長からも非常に丁寧な答弁をいただきました。つまり地域柄を生かしたパトロール強化をして、状態を常に原課として把握していくんだという旨であったろうと思います。

また、防風雪柵に関しても、県原資でやれるもの、地元住民の意向を踏まえてということをお願いいたしますが、地吹雪は、実質、私も地元でありながら非常に予測が困難でございまして、そのために3月の予算委員会の場合でも伺いました。つまり新庄市の降雪状況を確認するということで、除雪命令が今たしか午前2時くらいで出るのかなと。ただ、そのもととなっている観測ポイントが市内においては3カ所であるということです。

先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、これまで県道を通っていた方が、新庄市外の方も含まれると思いますが、今の迂回路を通ることになるということで、交通量、それから交通する時間帯も多少幅が広がってきます。そのためにも観測点をそこに設置しなさいというのはいささか乱暴な話ですので、市長の答弁の中にもありましたけれども、地元の例えば区長から苦情の電話が入った場合は、私はすぐでも対応するべきかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 除雪に関しましては、市内3カ所にセンサーを設置しているのは御存じのとおりであります。北部地区については、これまで泉田に設置をしておりました。ことしについてはもう少し北に移動して、降雪情報をもっと敏感に捉えようかというふうに今捉えております。

あわせて、一昨年より業者の自主判断で除雪に出なさいというふうに指示をしたところでもあります。しかしながら、業者の方、大変遠

慮されていまして、意外と自主判断をしていないというようなこともあろうかと思えます。これらにつきましても、もう少し積極的に対応するようにということで、業者のほうと協議を重ねていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、現状で北部地区の方には迂回をしていただくということで、非常に迷惑をかけている状況であろうと思っております。さらなる御迷惑をかけないような措置、特に冬期においてそれらについて細心の注意を払って行ってまいりたいというふうに考えております。

(「終わります」の声あり)

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

明日12日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時23分 散会

平成29年9月定例会会議録（第3号）

平成29年9月12日 火曜日 午前10時00分開議
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会
会長

浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長 井上 章

総務主査 三原 恵

主査 沼澤 和也

主事 小田桐 まなみ

議事日程 (第3号)

平成29年9月12日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番 今田 浩徳 議員

2番 佐藤 卓也 議員

3番 清水 清秋 議員

4番 星川 豊 議員

本日の会議に付した事件

議事日程(第3号)に同じ

平成29年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	今 田 浩 徳	1. 農業競争力強化プログラムの推進にみる安心安全への 取組みについて	市 長
2	佐 藤 卓 也	1. インバウンド（訪日外国人）戦略について 2. 資源ごみ回収について	市 長 教 育 長
3	清 水 清 秋	1. 唯一の温泉が消えてしまう 2. 八向地区公民館改築に問う	市 長 教 育 長
4	星 川 豊	1. 新制度の農業委員会会長就任に当って 2. 新庄市に於ける今後の安心安全で住み良い環境作りについて	市 長 農 業 委 員 会 会 長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

今田浩徳議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に今田浩徳君。

（7番今田浩徳議員登壇）

7番（今田浩徳議員） おはようございます。

議席番号7番、絆の会所属、今田浩徳です。今定例会において発言通告にのっとりまして、一括にて質問いたします。御返答のほどどうぞよろしくお願いします。

過去、最高の人出でにぎわった新庄まつりは、ユネスコ無形文化遺産登録初年度にふさわしく、絢爛豪華な祭りとして、多くの方々にその魅力が伝わったものと思います。きらびやかな山車と軽快なはやしが過ぎ去ると、ここ新庄には秋風が吹き始め、ススキの穂が揺れる景色を目にする季節を迎えることとなります。

出来秋に心踊る時期なのですが、不順な天候

に一喜一憂する日が続き、きょうも恨めしく空を見上げているようなもので、収穫量がとても気になります。晴れ間を縫ってする農作業は気ぜわしくなり、農機事故やけがが心配になります。折しも、秋の農作業安全確認運動が始まっており、労働環境の点検に努めていただき、無事故で農繁期を終えてほしいものです。

それでは、安心安全をキーワードに、農業競争力強化プログラムの推進についてお伺いいたします。

平成29年5月に農林水産省より農業競争力強化プログラムの実践に向け、GAP戦略の目標と具体的施策が提言されました。中央発信の内容は、地方への浸透不足や農業者の考えと施策の乖離があると感じます。このことについて市はどのように捉えているのか、そして目標、具体的対策について今後の市の進め方を伺います。

生産管理の向上、効率性の向上、生産者・従業員との経営意識の向上につながるといった効果を理解して取り組む生産者が出てきていると言われていますが、当市において取り組む形態はどのような推移をしているのか。また、今後取り組みを希望する経営体の把握ができていくのかをお伺いいたします。

取り組むGAPのレベルが多様で、GAPの選択や2020年オリンピック・パラリンピックの以前、以後で負担の違いが出てくるなど理解した上で取り組んでいただきたいとは思いますが、周知が徹底されていないのではないかと感じます。農業者の方々にとっては、判断材料として重要な情報です。時機を逸することない、詳しい情報の提供について、今後どのように進めていくのか伺います。

2020年までは農水省ガイドラインに準拠のGAP、またそのGAP同等の都道府県確認に取り組めば、県職員やJA職員による第三者確認を行うことで、無料で認証が取得でき、産地の底上げが期待できます。しかし、2021年以降は

全てが有料化になり、年次更新ごとコストの増加に、コンサルタントとシステム契約など農家負担は目に見えて膨らみます。実効性を有意義にするためにも、負担軽減を見据えた支援策の構築は考えているのか伺います。

当市のGAP推進に向けて、農業者の養成や育成はもちろんですが、指導員の育成も必要な要件になります。農業者が農業経営者にステップアップしていくことが、地域農業を支える力になります。この地域には、産業高校、農林大学校、JAと学ぶ環境、人材があります。当然職員も来るべく流動的な農業情勢に立ち向かう体制をとるべきと思いますが、このことについて市の考えを伺います。

以上、私の質問をここに出しまして、市長の答弁をお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、今田市議の御質問にお答えさせていただきます。

農業競争力強化のプログラムの推進に見る安心安全の取り組みということ。日本の農産物、食品、安全安心を第一の付加価値として、国内外の市場で競争力を高めているところでありますが、市場の競争が激化する中、その価値を取引先や消費者に根拠を持ってアピールすることが求められております。

国においては、食品安全や環境保全など見えない価値が見える化し、食品の安全性や品質の高さを担保することにより、日本の農産物、食品の競争力を一層高めるため、GAPなどの取り組みを推進しているところであります。

GAPは、農業における食品安全、環境保全、労働安全などを確保するための生産工程管理の取り組みで、生産者みずから環境保全や労働安全に関する点検を行うことにより、みずからの

農業経営管理を適正化できると言われております。GAPの取り組みに関し、第三者の認証を受けることにより、生産する農産物が消費者などに選択されやすくなる。消費者に対する安全安心を担保できるなどの効果が期待される中、2020年東京オリンピック・パラリンピックの農産物調達基準としてもGAP認証の取得が挙げられているところであります。

平成29年5月19日に農林・食料戦略調査会と農林水産業骨太方針実行プロジェクトチームの連名により、規格認証と戦略に関する提言がなされました。提言においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでを第1期、その後2030年までを第2期と位置づけ、平成31年度末までに、現状の3倍以上のGAP認証取得を目指すこと。流通小売を含めた食品の1次生産から販売に至るまでにおけるGAP、HACCPなどの認証取得に関する関係者間の価値の共有を図ることなどとされています。

生産者がGAPという生産工程管理に取り組むことでみずからの生産工程を見直し、より効率的で安全安心な農作物の生産ができるようになることが、GAPに取り組む本来のメリットであります。反面、記帳、書類整備などの労力や認証取得する際の費用など生産者の負担も伴うものでありますので、生産者の負担の程度やメリットがどのようなものかについて整理することが必要と考えております。

市といたしましては、JAを中心とした集出荷団体や県の施策と連携しながら、GAPに取り組む意義やメリット、デメリットについて、適切な情報を生産者に提供することにより、制度に対する理解を深め、GAPに取り組む生産者の増加を図ってまいりたいと考えております。

市におけるGAPに取り組む生産者の団体についての御質問であります。市内の2つのJAと1つの産直施設がやまがた農作物安全・安心取組認証制度の認証を取得しているところで

あります。まずはGAPに関する理解を深める機会を設定しながら、この認証制度に取り組む生産者や集荷団体の拡大を図ってまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、GAPには各都道府県が取り組むGAPのほか、国が推奨するJGAPやASIA GAP、国際基準であるGLOBALG. A. P. など段階に応じ多様な認証制度が構築されております。市が取得を推進する県の安全・安心取組認証制度は、農林水産省のガイドラインに準拠する生産工程管理、いわゆるGAPに取り組むことを認証条件としており、県では現在生産工程管理に関し、第三者機関による認証を取り入れることを検討しております。これが実現されれば、この安全・安心取組認証制度の認証を受けることで、国が推奨する日本版GAPや国際基準であるGLOBALG. A. P. と同様に2020年東京大会の農産物調達基準を満たすこととなります。

認証に係る費用も日本版GAPやGLOBALG. A. P. に比べ安価であり、生産者の負担も軽減されていることから、生産者の皆さんに対する的確な情報の提供を行いながら、当該認証の取得を拡大してまいります。

GAP認証取得に関する支援策についてであります。国は2020年東京大会以降、2030年までの期間において現在の農林水産省ガイドラインを国際水準レベルに改定し推進することで、都道府県GAPを発展的に解消させ、ほぼ全ての国内の産地が国際水準のGAPを実施することを目標としております。しかしながら、GAPを取り巻く状況はいまだ流動的であり、支援策の必要性を検討するためにも、今後の情報の収集に取り組んでまいります。

最後に、GAP指導員の育成についてであります。国においても農業高校、農業大学校等教育機関におけるGAP教育を推進するとしており、今後の施策に注目したいと考えておりま

す。

また、県内においても全農山形県本部が独自のGAP指導員養成研修会を行うなどの動きが出ており、こうした動きに連動しながら、市独自の研修会や情報交換会を開催するなど農業者が農業経営にステップアップするための必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） それでは、今の回答に関しまして再質問をさせていただきます。

まず、第1点でありますけれども、個人経営が主体の現在の状況で、GAP活用の推進を図るということは、共同経営や法人経営、集落営農等、集合体の経営に誘導していくように感じるのですが、個人が活躍できる環境の整備も並行して行っていかなければならないと思います。

それでも、国内市場は少子高齢化の影響で縮小していくわけで、外に目を向けなければという考えも現実味を帯びてきています。利用、購入先の対応があつてこそではありますが、市が描く農業の将来像を、まずはどのように考えているかをお聞かせください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今田議員の御質問にお答えします。

まず、GAPにつきましては、英語でございますけれども、日本語では農業生産工程管理、英語を直訳しますと、よい農業の実践という意味になりますけれども、今まで農業関係の認証については、安心安全ということでの農業の適正使用とか、そういったところが中心となつてございましたけれども、それにつきましても1つございますけれども、いわゆる農業を取り巻く環境の保全でありますとか、働く人の安全、そういったことも項目としてあるということ

ございます。

内容としては、農薬を使うときは使用基準遵守、トレーサビリティですけれども、そういったところとか、異物混入防止のための倉庫に鍵をかけるとか、使った機械は洗うとか、整備するということが中心となっております。

それで、GAPがこれだけ話題となってきているのは、やっぱりオリンピック・パラリンピックの食材提供で、GAPを取得していないところからは調達しないというところから来ているかと思います。

そもそもGAPにつきましては、ヨーロッパを中心とした流通の認証制度でございまして、それが世界基準として発達したということございまして、日本ではまだまだ取得数が少ないのかなと思っております。

農家の現状ですけれども、いわゆる野菜、果物等におきまして、国内で販売するというところにつきましては、特にGAPという基準がございませんので、GAPをとるメリットがなかなか感じられないのかなと思っております。

欧州、ヨーロッパではもう7割以上がそういったものを取得して流通している現状とは違うということでございます。

ただ、1万5,000人の選手、スタッフに対して、通算で1,000万食以上の食事を提供するというのを考えても、やはり国内でGAPを取得するというのは、国のレベルでは非常に重要なことだと進めているところでございます。

それで、今後なのですけれども、やはり国内においてもGAPというものが必要だという認識が広まれば、当然生産する段階においても取得せざるを得ないということになってございます。そのため、国内販売においても、バイヤーにとっては信頼の基準となり得るということでもありますし、GAP認証が取引条件となる可能性も大きいということもございますので、今回オリンピックという3年後の目標がございま

すけれども、何らかの形でやはり導入について、進めていくべきかなということで感じているところでございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） それでは、今の中で、個人経営者がどうしても阻害される感情が出てくるということもあるのですが、今までの農業の生産工程をすれば、必ずしもやっていないわけではなく、現在もしっかりとしたトレーサビリティのルールにのっとりながら、記帳しながら、それぞれに経営しているのは事実であります。しかし、先ほど言いました農業の労働面での事故であったり、危険性のところを言いますと、農林業で見ますと、産業別での災害率を言うと4.31というところで、他の産業に比べまして3倍近く、2.6倍が農林業関係の事故であると数字として出ています。

当市においても、トラクターや田植え機、コンバインなどの横転であったり、運転ミスによる事故や、軽微な鎌や草刈りによる創傷であるというようなけががさまざまな形で言われております。そういうところで、農家の意識がまだまだ足りていないというところが、GAPに取り組むところで阻害になってくるのではないかと思います。

何よりもGAPを導入する意味でのイントロデュース、その必要性を解くところの段階がまだまだ足りないのではないかと思います。そういう農作業の安全に関しても、マニュアルを自分で当市で作成するなど、そういう入り口のしっかりとしたところの強化を図りながら知らしめていくというようなことを、今後考えていくべきと思うのですけれども、そういうさまざまに細分化した段階でのGAPの取り組みへの誘導ということは考えていないのでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 お答えします。

GAP自体が、いわゆる農機具の点検でありますとか、作業所の点検、そういうものが項目として入っております。農業におきましては個人経営が非常に多いものですから、自分の安全は大丈夫だろうという認識のもとにやっておられる方も結構多いのかなと思います。

それで、こういったGAPを導入することによって、定期的に点検するという事は、普通の産業であれば当たり前のことを確認することによってございますので、そういった流れは非常に有効かなと思いますし、折しも農作業の安全の期間でございますので、そういったところで今回のGAPの取得というところも、その中身に入っているようでございます。

今後そういったところを広めていくという点でございますけれども、GAPにつきましては、指導員研修につきまして、全農で9月19日、20日の2日間にわたって行われます。今後、県のGAPの第三者認証も含めた制度につきましても公表される予定でございますので、そうした県の役割、全農、農協の役割、それから我々市の役割を考えながら、GAPを絡めながら、そういったところも推進していきたいなと思っております。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) 今の説明で言いますと、JAが先行している感がありますけれども、市でも産直まゆの郷の取り組みがGAPとしてあります。できれば、詳しくその取得までのいきさつであったり、まゆの郷会員へのさまざまな指導であったりということがあれば、それを教えていただければ、GAPを知らないというか、最初の中で理解できると思いますので、その点を説明いただくと一番わかるのかと思いますので、ちょっとそこのいきさつを教えてください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 先ほども市長から若干答弁がございましたけれども、県のGAPの制度は第三者認証まで、まだ制度として確立していないということで、その点検項目等につきましては既に県から出されておまして、それを守りますよと、県のGAP基準を守りますよという形で、県の制度で安全・安心取組認証制度ということで始められましたけれども、それに2JAと産直まゆの郷が手を挙げて認証を受けているというところでございます。

ただ、これにつきましては、GAPの基準を守りますよと宣言しているのにすぎません、いわゆる正式な認証制度ではございません。これが今後、県のGAPということで進展していくのかなと思いますけれども、第三者認証も含めて、その制度に乗りますかというアンケートが今来てございますので、JAとか産直のほうに今現在アンケートを出しているところでございますけれども、今後そういった手続があるということですので、それに乗っかってやっていくという形になるかと思っております。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) それでは、別な角度からでありますけれども、米輸出量を2019年には10万トンとする計画が発表されました。2017年の10倍の量であり、海外市場への挑戦だと思えます。当然、良質米の産地である本市にもそのチャンスはあるわけで、輸出量確保に向けて情報収集はもちろん、生産段階での基準対応やGAP認証の生産推進など、それもどのように進めていくか、米に特化したところでもありますので取り組みやすいのではないかとと思われるのですけれども、その点についてお聞かせください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 米輸出を2年後までに10万ト

ンということにつきましては、実は先週8日、農林水産大臣が発表したということで、まだ発表して、ほやほやのところがございますけれども、内容としては、米といわゆる加工用の米粉等につきまして、2年後に10万トン、売上額で言えば600億円というところでの目標を掲げてございます。現在は主食用で1万トンぐらいですので、主食用米換算でいきますと10倍ということになります。そういったプロジェクトを立ち上げると。

その中身ですけれども、特に香港、それから台湾、シンガポールで非常に和食ブームもありまして、日本産米の需要が大きいと。特に和食という高価なもの以外にも、おにぎりが非常に人気があるということで、これは輸出を拡大するチャンスだということでございます。価格の面もありまして、一般的につや姫とか、そういったところを思い浮かべるところがあるのですが、国では多収品種の主食用米ということで、例えば萌えみのりなんかを想定しているようでございます。これにつきましては、国ではまず最初に、そういった多収品種の主産地であるところをターゲットとして、まず狙いを定めて、輸出業者なども選定して進めていきたいということでございます。

これにつきましては、GAPの絡みですけれども、東南アジアにつきましては、特にGAPが非常に盛んかという、まだそこまでなっていないのかなと思いますので、GAPを取得していなくてもできるのかなと思っております。ただ、GAPを取得していれば、当然安心安全というお墨つきがつくわけでございますので、そういったところが求められるかどうかというところは、ちょっとこれから様子を見ていかなければならないのかなと思います。

当然ヨーロッパへの輸出となりますと、GLOBALG. A. P. 世界基準でのGAPを取得していなければ、ちょっと輸出は難しいのか

など考えているところでございます。

これにつきましては、転作扱いということでございますので、10万トンが輸出になれば、年間で今8万トンほど消費量が減っているところを補っていくのかなと思っているところでございます。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) そうしますと、東北はもちろん、山形県、新庄市での市場への挑戦というところは、まだ見えていないということになるわけですか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 多収品種の主食用米については、こちらでまず大きな生産がないので、今後ちょっと様子を見るしかないかなとは考えてございます。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) それでは、なるべく早く手を挙げて、当市からもそういうところをしっかり届けられるよう、期待いたしたいと思います。

次に、このGAP認証をとるとなった場合、コストが生じます。指導員、認定員の派遣料など、かかる費用がどのようにして算定されるのか。また、農業者の負担軽減にそういうさまざまなことが派生してくるのか、負担軽減策も含めてそういうことがあるのかを教えてください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 GAPにつきましては、流れとして、まず自分たちで内部監査をすると。そして、申請すると。そして、その後第三者認証で、第三者から認証を受けるという形になります。

それで、例えば団体認証と個人認証がござい

ますけれども、団体認証で例えばJAの何とか作物部会というところを想定しますと、内部でJAの職員が指導員の資格を持っていて、内部監査をする。それから、GAPの事務局に申請する。そして、それで審査を受けるのですけれども、第三者認証を受けて点検してもらうという形で審査が進むわけでございます。

現在、県内における指導員数が非常に少ないということで、当市におきましても1名を新しく確認してございますけれども、なかなか少ないという状況でございます。

農水省から提示されているところで、ホームページにございますけれども、いわゆる例として掲載しているものにつきましては、1日当たり5万円から8万円というところでございます。ですから、団体の場合、10日間ぐらい指導がかかったりすると、その10倍ということで数十万円かかるというところでございます。

これが内部監査の中での指導となりますと、やはり外部から指導員を呼んでくると、それだけのお金がかかるということでございますし、審査で第三者認証を受けると、また数十万円かかるということで、非常に今のGLOBAL G.A.P.、JGAPのところでは、やはり大きな法人とか自営体で、結構金がかかるというところでございます。

それで、JA本体にも指導員を置いて、そして審査も、山形県内での第三者認証機関で行うという考え方でもって、山形県版GAPということを進めているわけでございます。これにつきまして、今回研修会があって、指導員をJAの職員がかなり受験するというところでございますけれども、そういったところで指導員をふやして、それから県内での認証機関もふやして、当然出張旅費ということもかかりますので、なるべく低廉な形でやりたいというところでもありますので、現状で非常にそのまま認証を受けるというのが、コスト的にも大変なのかなと感じ

ているところでございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番（今田浩徳議員） 単純に計算いたしますと、50万円以上毎年かかることになるわけです。やはりこういう今の農業情勢であったり、今の中で、農業者がそれほどのお金をかけてまで取り組むのかということには、どうしても疑問視せざるを得ません。やはりきちんとした確固たる支援事業が構築されることと、しっかりフォローする市の姿勢があつてこそ、こういうことが普及されていくのではないかと感じます。

2021年から30年というところでの話にはなるのですが、それに向かないと、その後はこの産地としての力がなくなるということになってしまうわけです。まだ期間はあるので、そこをしっかりと知恵を出して、新庄市の農業が廃れないような政策を講じてほしいと思いますが、その中で、まずは取りかかってみたいところとか、そういう支援に向けての策などありましたら、お聞かせください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今後もいろいろとGAPにつきましては、農協関係、それから県でもいろいろな講習会やら、ものが出てくるかと思えます。そういうものとダブらないような形で、新庄市として農家に普及するような形での講演会とか、勉強会というものを企画してみたいと考えてございます。

また、そういったものの大切さ、GAPをとる、とらないにしても、当たり前のことをするということでございます。そういった農薬の適正基準を守るとか、あるいは農作業場を整理整頓して、農機具を安全に整備するということろなんかは当たり前のことですので、そういったことを広めていきたいと考えてございます。

7 番（今田浩徳議員） 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) その点は理解できると思います。やはり新たな事業の取り組みとしては、時間と労力を費やします。GAPに抵抗感なく向き合うためにも、早いうちからの理解と実践が必要だと思います。農林大学校であったり、産業高校でもGAP教育に興味を持って、どんどん取り入れてほしいですし、その学んだ学生が担い手となって営農すれば、抵抗なく取り入れられるものと思います。そういう若い担い手であったり、学生対象の学習会などの開催も、普及の項目の中に入れていってほしいと思いますので、そういう企画をどんどんしてほしいと思います。よろしくお願いします。

それでは、先ほどからオリンピックの食材提供というところで話がありましたけれども、オリンピックのメインスタジアムに建設資材として真室川町産の木材が利用されます。さまざまな基準、検査を経て選ばれたそうです。象徴となる施設を支える町としての名が刻まれることは、素晴らしいことだと思います。

そういうところで、やはり食材を新庄市産の物をしっかりとオリンピック・パラリンピック会場に届けられるよう、これから農業者とともに汗をかきながら準備していかなければならないと思います。そういう担い手育成だったり、産地の強化であったり、産物のさらなるレベルアップだったりというところを、これからみんなして協力して高めていかなければならないと思います。そういう面での指導強化策などありましたら教えてください。よろしくお願いします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今田議員がおっしゃるとおり、オリンピック・パラリンピックについては、3年後の8月が中心になります。当然その期間ということで食材は限定されるわけですが、

新庄市の食材がオリンピックに出るということは、農業者にとっての励みでもありますし、誇りでもあると思いますので、今回のGAP取得に向けて、市としても協力して推進、それから広めていきたいと考えているところでございます。

7 番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7 番(今田浩徳議員) なかなかこのGAPについての話題は、浸透していないところもあるのですけれども、まずは取りかかりであったり、そういう農業者の意識づけが最初で、それが一番肝心なことであると思います。

まずは、GAPがある、GAPをする、そしてGAPの認証をとるという段階を経た理解を促進していくことが、現段階での課題だと思います。今後機会につけ、さまざまな形でそのGAPを農業者に届けていただくことをお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時52分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤卓也君。

(12番佐藤卓也議員登壇)

12番(佐藤卓也議員) 9月定例会、本日2番目に質問させていただきます。市民・公明クラブ、佐藤卓也です。市民の皆様の視線に立ち、質問させていただきます。執行部の皆様には、

市民の皆様が納得できる答弁をよろしくお願ひいたします。

平成29年度山形大学エリアキャンパスもがみ教育実習ということで、大学生18名が新庄市内の小・中学校に教育実習生として来られております。ことしで11回目の取り組みとしており、私も地域の代表として、地域懇談会に参加させていただきました。

懇談会では、山形大学から大学院教育実践研究科教授や新庄市教育委員会、学校代表として新庄市の各校長先生やPTA会長が集まり懇談させていただきました。今回のテーマとして、地域に根差した学校づくりのために、どのように学校と家庭が連携していくのかとしており、グループ協議では学校だよりを通した学校と地域の連携のあり方についてを、校長や保護者、教育実習生のそれぞれの立場から意見交換させていただきました。たくさんの有意義な意見を聞かせていただきました。教育実習生の皆さんのこれからの活躍を願うとともに、新庄市のこの地で教鞭を振るっていくことを楽しみにしております。

それでは、質問に移らせていただきます。

1つ目の質問、インバウンド戦略についてお伺ひいたします。

8月2日、酒田市の酒田港に初めて外国船籍クルーズ船「コスタ・ネオロマンチカ」が寄港いたしました。「コスタ・ネオロマンチカ」は東北ねぶた祭りや日本海周遊、釜山の7泊8日コースで行われ、7月30日に福岡県博多港を出発し、京都府舞鶴港、石川県金沢港を経由しながら酒田港に寄港しました。乗客は約820人、乗員は約620人とたくさんの方が酒田の地を訪れました。

入港セレモニーでは、国や山形県、酒田市などによるプロスパーポートさかたポートセールス協議会の外航クルーズ船誘致部会が実施し、北港小湊埠頭には、酒田市民の方などを含め、

1,000人ほど集まり、子供たちのダンスや吹奏楽団の演奏、酒田の大獅子や日吉丸の展示など華やかに歓迎しておりました。

酒田市内中心部ではラーメンフェスタの開催やカフェ、浜焼きなどで観光客となる乗客をお迎えし、花魁道中の披露や無料で写真を撮影する甲冑の着つけコーナー、浴衣の着つけ体験、居合抜き体験のイベントでは、たくさんの外国人の方に大変喜ばれておりました。

また、オプションツアーでは酒田市内の周遊や鶴岡市加茂水族館見学とメロン狩り、そして戸沢村の最上川舟下りの3コースで行われ、最上川舟下りでは外国人観光客を含む90名の方がお弁当を食べながら遊覧を楽しんでおりました。

来年度も7月にアメリカの船会社が運行する「ダイヤモンドプリンセス」が2度も寄港する予定となっております。外国船籍のクルーズ船をインバウンド事業と位置づけ、市への経済効果を引き出すチャンスだと思いますが、どのように取り組まれるのかをお伺ひいたします。

また、初めてであった外国船籍クルーズ船の寄港ですので、さまざまな成功例や反省点が浮き彫りとなったのではないのでしょうか。酒田市の取り組んだ施策を参考にし、県や最上7町村とともに多種多様な団体などと連携しながら、情報を持ち寄り、訪日外国人に対し、市としてのおもてなしを探る必要があると思いますが、今後どのように取り組まれるのかをお伺ひいたします。

2番目の質問、資源ごみの回収についてお伺ひいたします。

平成16年11月から地域循環型食品トレーリサイクルシステム「新庄方式」を稼働してきました。この方式は、回収ボックスのトレーをNPO法人たんぼぼ作業所の利用者が選別し、障害福祉サービス事業所友愛園の利用者が原料に再生します。トレー製造のヨコタ東北が原料を購

入し、リサイクルトレーを製造してきました。
このシステムでは、ごみの減量化を行い、二酸化炭素を削減することで、地球温暖化対策になるという循環型社会の構築の一翼を担っております。また、障害者年金やトレーリサイクル関連賃金での障害者の自立支援の一助を担っております。

これからの地域社会においては、環境保護の観点や高齢者、障害者の介護福祉から子育て支援やまちづくり、観光に至るまで多種多様な社会問題が顕在化しつつあり、このような地域社会の課題解決に向け、住民やNPO企業などのさまざまな主体が協力しながら、ビジネスの手法を活用して取り組むソーシャルビジネスのモデルを形成していると思います。

その中で、平成27年6月に新庄市を中心とした8市町村での新庄最上定住自立圏が成立し、新庄方式としていたこのシステムを、平成28年4月から最上全域で取り組むべく、「新庄もがみ方式」として拡大してきました。

その中で、どのような効果が出てきたのか。そして、どのような課題が浮き彫りになったのかをお伺いいたします。また、市民のごみ減量化への意識が薄れつつあると思いますが、意識向上に向け、どのようにして取り組んでいかれるかもお伺いいたします。

友愛園やたんぼぼ作業所などの市内の実施団体や、同じようにペレット化の作業をしている東京都江東区の団体であるNPO法人地球船クラブなど、どのようにして協力していかれるのかもお伺いいたします。

最後に、子供たちや親への環境学習の場とし、さまざまな環境について学習することが重要と考えますが、どのように取り組まれているのかお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

インバウンド戦略についてという大題があるわけですが、議員がおっしゃるとおり、去る8月2日に外国クルーズ船が初めて酒田港に寄港したところであります。来年度もまたその次も寄港が予想されています。航空チャーター便や鉄道による訪日外国人観光客誘客も含め、外航クルーズ船もインバウンド誘客のチャンスであると、新庄市における経済効果も期待されるところでございますが、そのためには県プロスポーツさかたポートセールス協議会、その他関係機関と連携し、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会を中心に、市民と一体となった取り組みを進めていかなければならないと考えています。

初めての試みにもかかわらず、酒田市では市民の自主的な組織が立ち上がり、うまく機能したとも伺っております。

当市は直接の寄港地とはならないため、酒田市とは異なる形で受け入れを考えていく必要があります。その事例を参考にしながら、県と最上地域8市町村が一体となって、観光誘客に努めて、最上地域観光協議会と連携し、研究してまいりたいと考えております。

酒田市は、今回県の重要港湾整備などによりまして、寄港地として名乗りを挙げてきたわけですが、まだまだ道路の整備等がないということで、バスの運行も非常に難しいと聞いております。何よりも、この地域の魅力、向こうから新庄に行ってみたいというようなことが一番大切であると考えてございます。そのためには、それぞれの市の持っている資源にさらに磨きをかけながら、そして誘客を図らなければならないと。

資源の大きな一つは雪であると考えております。スノーワンダーランドについては、長く定

期的に行うことによって、雪のない地域からの人たちが新庄市を訪れると。交通の要衝であるということもプラスにしながら、それらの情報を発信しなければいけないと思っております。

さらには、外国船クルーズのお客さんの中には、必ず芭蕉に対する考えを持っているお客さんがおられます。酒田市から新庄市、最上町、そして堺田、また平泉まで続く、この奥の細道ではなく、奥の横道、レールでつなぐ、あるいは車をつなぐという、芭蕉は何といても世界の芭蕉でありますので、これなども連携して、大きな資産として活用できるのではないかと考えているところであります。

現在、戸沢村と大蔵村に観光客が入ってきておりますけれども、あれは酒田市にあるインバウンド会社、一般社団法人でありますけれども、みちのくインバウンド推進協議会、ぜひここにも参加を考えながら、向こうのライン等を強化してまいりたいと考えているところであります。

次に、資源ごみの回収、商品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」でありますけれども、ごみ問題については、人口が減少している地域であっても、ごみの総量が減らない傾向は全国的にも課題となっております。

これらを解決する手法として広域的にリサイクルを進めることも重要になりますが、市町村の枠を超えて、最上8市町村で取り組む全国初となる食品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」を平成28年4月に立ち上げたところであります。

この「新庄もがみ方式」は、新庄最上定住自立圏共生ビジョンの取り組みの中で進めているものでありますが、ごみではなく資源である食品トレーを、福祉事業所、民間、行政が一体となって分別し、原材料に加工して製品として再生することで社会循環をさせるものであります。

この取り組みは、リサイクルはもちろんですが、障害者に社会参加する機会を提供するとい

う点で、社会的にも意義あることから、新聞各紙で取り上げられ、全国的な研修会でも事例発表などを行っているところです。

この事業をより軌道に乗せるためには、食品トレーの取扱量をふやすことが重要になります。8市町村合同で取り組むことで、また広域的な周知を継続的に行っていくことで、安定的に事業を拡大していきたいと考えております。

このごみ問題については、最上広域市町村圏事務組合の分担金にとどまることなく、広域事務組合が運営する可燃ごみ処理施設エコプラザもがみと不燃ごみ処理施設リサイクルプラザもがみの施設延命化が喫緊の課題となっております。この課題を解決するためには、現在進めております施設の長寿命化対策とあわせて、ごみ減量化をさらに進めていく必要があります。このため、使用済み小型家電においても、福祉事業所と行政が連携した県内初となるリサイクルシステムを本年4月に立ち上げて、小型家電の回収を行うことで、福祉事業所での雇用の場の提供にもつながっております。

また、環境教育にも力を入れており、「家族でエコの芽すくすく育てよう」、略して「エコすく」をキャッチフレーズに、環境教育プログラムとしてごみの行方調査隊や水環境探検隊事業など、親子で参加する体験教室を開催しております。

食品トレーなどの資源回収では、スーパーの御協力をいただきながら進めていますが、店頭回収のマナーが問題となっております。このため、食品トレー分別指導員を公募し、最上8市町村職員とともに、スーパー店頭での指導啓発に当たってまいります。

これらの食品トレーの取り組みは、小型家電の取り組みについては全国に先駆けて、また県内初と積極的に取り組んできたところ、この動きが全国的にも広がっており、食品トレーリサイクルでは全国10都市で実施している状況にも

なっております。

これらは福祉との連携という点で意義ある取り組みと捉えておりますので、このリサイクルシステムの可能性を広げるためにも、他市と連携できる部分を検討しながら、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、福祉事業所、民間事業者と連携し、リサイクルを進め、また世代に合わせた環境教育を実践することで、本市の環境保全、美化に努めてまいりたいと考えています。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） それでは、再質問させていただきます。

今回、初めて酒田港に外国船籍船が来たわけなのですけれども、新庄市での認知、あと新庄市民の認知がまだまだ足りないと思うのですけれども、そこら辺はどのように認識しているでしょうか。お伺いいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 新庄市の認知ということでございますけれども、今年度初めて酒田港に寄港するというので、大々的にマスコミ等でも報道されましたので、一般市民の方、マスコミ等の報道などを見て、大型クルーズ船などを見に行った方もいらっしゃるのかなと思っております。特に市では、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会がありまして、その興味のある観光関係の会員の方々には周知もしておりますし、みずからいろいろな情報収集をしているなど考えております。

私のほうでも現地を見たところ、特に物販関係者が地域の特産品の販売及びPRなども行っております。特に私が印象に残っているのが、インバウンドということであるのかどうかと思うのですけれども、県で声をかけていただいた

のかと思いますけれども、やはり日本の伝統芸能、江戸時代から当市に伝わっている新庄東山焼が展覧しているなどということも目の当たりにしまして、今後そういった期待が持てるのかなと思ってきたところでございます。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） 先ほど市長もおっしゃられたように、直接新庄市には関係ないというイメージがまだまだ強く、また寄港地が酒田市ですので、なかなか新庄市民の盛り上がりも非常に少ないのかなと思っております。

しかしながら、外国人の方がたくさん来られます。特に今回の外国船籍船では9割の方が日本人で、1割の方が外国人の方だった。しかしながら、来年7月に来られる方の4割は外国人の方という予測になっておりますので、ここはしっかりとインバウンド事業として捉え、それを市としてしっかりと市民の方にアピールすることで、ますます広がりが強くなると思います。

その中において、観光協会や商工会議所、そして商店街の皆さんと連携していく必要があると思いますが、そこら辺の連携体制はどのようなになっているのかお伺いいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 今、最後のほうでありました観光協会や商工会議所などは、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会の一員でもありますので、これまでもインバウンド全般につきましては、連携して誘致活動を行っております。

特にこのインバウンド関係で最近うれしいなと思っていることがありまして、商店街では4カ国語でウエルカム新庄というような形でウエルカムポスターをつくってそれぞれのお店に掲示し、駅をおりとそういうポスターが目につくという活動をしていただいたり、商工会議所商業部会では、新庄まつりがユネスコ登録にな

った記念ということで、やはりこれも3カ国語の新庄まつりを紹介するポスターをつくって掲示していると。そういった形で酒田市も自主的にいろいろおもてなしの部分が生まれたということでございますけれども、新庄市の商業界でもそうしたうれしい動きが少しずつ出てきて、インバウンドに対する理解というの、少しずつではありますけれども、生まれているのかなと、生まれているというのは大変失礼でした。深まってきているのかなと感じています。

また、今年度から地方創生推進交付金を活用いたしまして、観光協会に英語を話せるガイドを1名配置させていただきまして、その方を中心に、市内に在住する外国人の方へ観光に関するセミナーなどをちょっとやっつけていこうかなということで、そんなことも一緒に連携しながらやっつけていこうということで、今進めているところでございます。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 次に、外国船籍クルーズ船が来ることによってなのですけれども、新庄市ではインバウンドアドバイザーの斎藤さんがいらっしゃる。その方からどのようなアドバイスを、このクルーズ船に対していただいているのでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 斎藤さんにつきましては、新庄市出身の、外国のインバウンド誘客に関しては大変詳しい方でございまして、我々非常に頼りにしているところでございますけれども、斎藤さんにつきましては、今回のクルーズ船自体よりも、市のインバウンド誘致キャンペーンに対して大きな力をいただいております。

まず、インバウンド誘致キャンペーン実行委員会立ち上げの段階からお力をいただいているだけでなく、外国語のパンフレット、ポスター、

また外国人に向けたフェイスブックの運用、またそうした外国人の方に向けたプロモーションの方法など多岐にわたりアドバイスをいただいているところでございます。

斎藤さんについても一つ御紹介するとすれば、やはり県のつや姫大使であり、新庄市のふるさと応援隊であり、昨年までは江戸家老制度もありましたけれども、江戸家老もしていただいて、多方面で新庄市のインバウンドの誘客に対して情報提供いただくだけでなく、情報発信もしていただいているものと思っております。大変ありがたいと思っております。

また、斎藤さんにつきましては、ことし7月28日に観光協会が開催した外国人おもてなしセミナーにおいて講師をお願いして、こういうセミナーが必要ではないかということ、前に今田議員からもいただいたところでございますけれども、ことしは30名の参加をいただきまして、指導、アドバイス等をいただいているという形で、今後も各国の動向などをアドバイスいただくにとどまらず、まだまだ足りないおもてなしに対するスキルアップ、そういうところに対してもお力を発揮していただければいいかなということをお願いしていきたいと思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 私たちも会派の視察で斎藤様の会社に行かせていただきました。その中でも、もう少し頑張ったほうがいいよというアドバイスをいただきました。ですので、今回はインバウンドということなので、今回はクルーズ船が来るということでしたので、クルーズ船に対してのさまざまなインバウンド対策が必要だと思いますので、そこら辺は新庄市出身の方ですので、アドバイス多々いただければと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

その中で、今回最上8市町村の中では、舟下

りのオブショナルツアーがあったということでございます。だとすれば、今回も7月に向けてオブショナルツアーを考える必要があると思いますが、そこはどの団体が引っ張って、市役所が引っ張っていくのか、どういう団体が引っ張っていくのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。それで、どのような戦略を考えていくのか、よろしくお願ひいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 やはりオブショナルツアーが来るということは、大変大きなことかなと思っております。このオブショナルツアーにつきましては、外航クルーズ船の船会社のほうで設定するものでありまして、このたびの酒田市への初寄港に際しまして、昨年度県を通じてオブショナルツアーに申し込みをいただく。そういうことで、新庄市としてはふるさと歴史センターを視察していただいたところです。ユネスコの無形文化遺産ということで、世界に誇れる、山形県初のユネスコ無形文化遺産ということで御注目いただいたのだと思えますけれども、残念ながら時間の関係で新庄市での視察箇所は、このふるさと歴史センター1カ所だったと。私としましては、漫画ミュージアムとか、あと日本のロケーションとして私は大変美しいと思っているエコロジーガーデンと戸沢家墓所、こういったところも実は御視察いただきたいなと思っておりますけれども、やはり私どもが一方的に売り込むという形では、なかなかできないというところもありますので、今後も県を通じてそういったツアーに係る魅力を提案していく必要があるかなと思っております。そのためにもコンテンツを磨き上げていかなければいけないなと思っております。

なお、今回初寄港では、実は8つのツアーが構築されたそうです。ただ、残念ながら実際には3つのツアーしか採用されなかったという形

で、やはり初寄港ということで県を挙げてこういうオブショナルツアーの磨き上げということを考えていると思えますので、我々もいろんな部分でそういった研究の報告などを聞かせていただきながら、1時間半という、往復3時間ぐらいかかるわけですね、お客様にしてみれば。先ほど市長が申し上げましたように、どのようなコンテンツであればいいのかということは、研究していかなければいけないと思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) ぜひ観光施設を回るモデルコースですか、そういうのをしっかり構築して行って、県にアピールしていただければと思います。そこら辺が曖昧ですと、ここに行ってほしいよねではなくて、ここを見てほしい、ここに行ってほしいということをしかり位置づけなければ、来ていただけません。

そのためにも、外国人の方が見やすいホームページもしっかりつくる必要があると思えます。これは山形新聞でもコメントございましたけれども、ツアーに利用できる、外国人の方が見やすいホームページが一番大切なものだと思いますけれども、新庄市はどのように取り組んでいますか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 以前にもお答えしたかと思うのですが、やはり手の平の中で情報をとるといって、今スマートフォンなどを通してやっている、そういう情報を得る媒体として、非常にすぐれたものとして、今スマートフォンというものがあるのですけれども、私どもでは英語、中国語、3カ国語に対応できるサイト「Experience SHINJO」、訳せば体験新庄という形になるのですけれども、こういったサイトを開設しております。我々のつくるマップ等にも、

このマークをすればダウンロードできるような、さまざまな手法でPRしてありまして、やはりそれで気軽に情報が手に入るような形にしていければいいかなと思っております。

参考までに、どういうことを紹介しているか、モデルコースということがありましたので紹介しますと、当市の新庄まつりはもちろんのこと、kitokitoマルシェや新庄最上漫画ミュージアム、またお土産などはもちろんですが、台湾の方による周遊ツアー体験記なども掲載してありまして、例えば駅をおりてレンタカーを借りる。移動手段としてのレンタカーを借りる。そして、ふるさと歴史センターとか、市内でのスイーツを楽しむとか、そば打ちを体験する。そういったいろいろな周遊体験、モデルとなるかどうかはわからないのですけれども、そのようなものも体験記として、参考にしていただければいいかなという形で上げておりますので、機会があればごらんいただきたいと思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) そういう課長のツアーはわかりますが、今回クルーズ船が来るということですので、そのときに必ず新庄まつりがあるかはわかりませんが、kitokitoマルシェがありますけれども、マルシェがやっているかわからないですけれども、そういうことではなくて、要は7月何日に必ず外国船が来るとなれば、今回もダイヤモンドプリンセスが来るということはおわかりしております。その日にちがわかれば、いろんなツアーを事前に配信することはできると思っております。外国人の方、7月には50名ぐらい来るということですので、逆に新庄の新しい部分の磨き上げをすることでツアーを組めるのではないかと私は思っております。

その中においてでも、せっかくですので、逆に今まで光の当たっていなかった人物に光を当ててツアーを組むというのはどうかなと思って

おりました。多分新庄の祭りである新庄まつり、はやし体験もあると思います。はやし体験もただはっぴを着るのではなくて、しっかりとした衣装を着ていただき、そして鐘を鳴らしてもらって、本当に新庄まつりに入ったような気分をしていただく体験、これはほかのところではできない体験だと思います。特に酒田市などでは外国人の方にはとても好評であった甲冑ですとか、浴衣の着つけ体験、これは京都でもできると思いますが、新庄市でしかできない体験となれば、新庄市の名誉市民である伊藤先生であったり、また剣道では岸田清先生、剣道の段位者がいらっしゃいます。そういったところで、剣道の道着を着ていただき、剣道を体験していただき、帰っていただく。こういった新しい体験を、新庄でしかできないものをどんどんツアーに組み込んで、そして新庄の新しい光を、宝を磨き上げていく必要があると思うのですけれども、そういうことをインバウンド実行委員会でもっと声を出して上げていただきたいのですけれども、そのような考えはどうでしょうか。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 新庄の宝、風景やそういった旧跡だけでなく、今佐藤議員から人物に光を当てるといふ、そのために名誉市民の方なども今御紹介いただきましたけれども、おもしろいアイデアだと思います。オプションツアーの中で採択されたときに、そういった部分を取り込むということは、十分研究に値するかなと思っておりますので、今おっしゃったように、インバウンド誘致キャンペーンでちょっといろいろと研究させていただきたいなと思っております。

新庄市にクールジャパン新庄推進室がありまして、それを中心に地域の持つ文化の掘り起こしということ、また今まであった魅力の磨き上げに努めてきたわけです。その結果、エコロジーガーデンのkitokitoマルシェなどのにぎわい、

また地元漫画家の皆さん、人の資源の御協力による漫画ミュージアム、そして特にこの地域の資産として生かせるものとしての雪国ワンダーランド、こういう取り組みも今始めているところであり、少しずつ成果が出ているのかなと、手前みそではございますが、そんな感じも受けているところがございます。

インバウンド誘客に挑戦するという事は、地域の宝をブラッシュアップするということと同時に考えていく、そんな路線にもなっているなということで、今後もインバウンド、誘客をする上で、地域のブラッシュアップに努めていきたいと思っております。

今、佐藤議員から、人に光を当てるということとお話ありましたが、やはり人と人とのつながりというのも大変大きな財産だと思っております。ことし新庄まつりがユネスコ無形文化遺産に登録されまして、初めての新庄まつりを迎えた。

そうした中、大変うれしいことに、災害から打ちひしがれた市民を勇気づけようとして始めた新庄藩の新庄まつりに感銘したという滋賀県出身の作家の今村翔吾先生、新庄まつりに感銘したということで、江戸時代の新庄藩の火消しを主人公とした「羽州ぼろ鳶組」という小説、くしくも、本当に何ていう偶然だろうと思うのですが、そういう小説を発表してくれました。そういった先生方、人とのつながりも深めながら、新庄の魅力を発信できないのだろうか、この辺も模索してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） このインバウンド事業は、市民の地元の皆さんが魅力を再発見する非常に重要な事業でございます。誇りを持って、それを来た方に発信することが、そして思いを伝えることが重要ですので、ぜひとも力を入れ

て頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ごみの減量化、再資源化について伺いいたしますが、再資源化について「新庄もがみ方式」になったのですけれども、それに対してかなり法律のほうで苦勞されたと思うのですけれども、その法律をどのように解釈して広げたのか、そこら辺説明をよろしくお願いいたします。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 8市町村で取り組んでいます食品トレーリサイクルシステムについての部分でございますけれども、法律上の議論としましては、ごみの処理というものは基本的に市町村内で完結することを前提としてつくられているというのが今の現状とそぐわない部分でありました。そういう意味で、搬送する部分とか、一般廃棄物の許可の考え方も含めて、県と調整しながら、平成28年4月からの立ち上げに至ったということでございます。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） かなりこれをやるには、職員の方の多大なるお力があつたと思っておりますので、改めて感謝したいと思います。

その中においても、これが全国初の取り組みだと思っておりますけれども、なかなかこれも市民の皆様にも全国初というのが伝わっていないような気がしてなりません。特に多分皆さんトレーを捨てるときに、看板を設置なされていると思うのですけれども、ごみを捨てるだけに終始しまして、なかなか看板を見ていただけなくて、全国初なんだということが市の皆さんに伝わらないと思うのですけれども、せっかくなので、皆さんに理解していただく。そして、誇りに思っていて、ごみの減量化への意識を高めていく必要があるのですけれども、そこら辺はどのように考えて

いますでしょうか。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 この食品トレーリサイクルの部分でございますけれども、まずは効果といたしまして、福祉事業所の雇用につながっているという部分があると思います。実際にたんぼぼ作業所では10名以上の雇用を抱えている。あと、友愛園でも2名の雇用につながっておりますし、障害のある方の社会参加の場を提供しているという意義は本当に大きいと考えているところであります。

その際に、実際トレーの量をいかにふやして、事業として継続して続けていくことができるのかというのが、まさに課題になってくるわけでありまして、そういう点からしまして、議員がおっしゃられました周知という部分について、力を入れていかなければならないと考えております。

実際、スーパーとか、ごみステーションに120カ所程度になりますけれども、リサイクルの看板を設置している状況であります。そのほか、小学生を対象にした研修、あと衛連の方を対象にして、実際この福祉作業所の見学、最初にスーパーの分別から始まりまして、福祉作業所の見学、ヨコタ東北の見学も含めて、そういう形で実際に体験、見ていただいて、そういう手法も含めて周知してまいりたいと考えております。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） もっともっとPRしてもいいのかなと。少し遠慮がちなかなと思いますので、もっと強くアピールしてもいいのかなと思っています。そこでうまくメディアを利用とか、活用していただいて、よろしく願いしたいと思います。

そこで、先ほど市長答弁のところ、スーパ

ーの協力だったり、分別協力員の協力とございましたけれども、どのようになさっていくのか。やっているのか、詳しく教えていただければと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 食品トレーのリサイクルというのは、まさに市内のスーパー、郡内のスーパーの御協力があって成り立っているという部分がございます。その際の問題点としまして、以前から指摘されていたことでありますけれども、箱に入れる際のマナーの問題というのが課題としてあったところであります。

そういう点を踏まえまして、8市町村全体の取り組みとしまして協議会を立ち上げているところですが、その取り組みとしまして、分別指導員を公募しまして、実際にスーパーの店頭に立っていただいて、8市町村の職員と一緒に啓発、意識づけ、お願いをしてまいりたいということで取り組んで、10月に期間を限定してということになりますが、取り組んでまいりたいと考えております。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひとも、これもなかなかほかのところではやっていないところですので、これもうまくメディアを活用していただいて、PRして、それで新庄のごみの減量化が少しでも進めばなと思います。

新庄まつりも、ことしも最大のお祭りとなったわけなのでございますけれども、そうすれば必ずごみが出てきます。経済活動が盛んになればなるほどごみは出てきますし、そういったときにおいて必ずエコプラザもがみ、リサイクルプラザもがみの問題が、必ずこれは切り離せません。だとすれば、私たちの子供や孫たちにはこれをどうやって引き継ぐか。いずれは必ずその問題が出てくると思いますので、今のうちからこれに

対処する必要があります。ごみは捨ててしまえばごみですけれども、利用すれば資源になりますので、ぜひこの協力を皆さんに知っていただきたいと思っておりますので、その努力を惜しまないでいただきたいと思います。

そうしたことにおいて、日ごろから多分ごみ出しの苦情だったりとか、アンケート回収もやっていますけれども、それはどのように、今ごみの減量化について活用されていますか。どのようにやっていますか、お伺いします。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 アンケートの部分でございすけれども、実際8市町村の事業としまして、共生ビジョンの中の取り組みということになりますけれども、ごみの分別表を作成したいと考えているところであります。その際に、実際どういうふう感想を持っているかということを知りたいということもありまして、400件程度アンケートをとらせていただきました。その部分を反映して、ごみ分別表、郡内市町村の取り組みということになりますけれども、それに反映させていきたいと考えております。

また、実際にごみ減量化を進める上で、ステーションにごみを出す際の問題もありまして、可燃ごみがまざっている場合ですと、なかなか収集できないということもありまして、その場合はステッカーで対応して電話でやりとりしたり、実際に我々がステーションに出向いていつてやりとりをしながら、適切なごみの出し方について協力してもらっているところです。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) あと、私たちも視察先であるエコミラ江東に行つてまいりました。そのときに、ごみの捨て方が非常にきれいでした。というのは、納豆がパックに入っていますけれども、その納豆のパックもきれいに洗つて出し

ていたということですので、そうすると市民のごみに対する資源化の意識がかなり強いと思つます。

それに対してなのですけれども、新庄市は平成11年4月からごみを有料化いたしました。今その意識が薄れつつあるのではないかと思うのです。ここでもう一度、市民のごみ減量化を確認する必要があると思つます。何のためにごみ袋を有料化したのか、これをもう少し皆さんで考えていかないと、ごみも減らないでしょうし、ごみ処理場の延命化も全然進まないと思うのですけれども、新庄市ではどのように考えていますでしょうか。よろしくお願ひします。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 実際にごみの有料化に切りかえた年度におきましては、ごみの量が30%以上減つたという実績がございす。とは言いながらも、ごみの量は増加傾向にあるということでもございまして、改めてごみを減らしていかなくてはならないという市民共通の認識に立たなくてはならないと感じております。

そして、その部分というのは、市民の皆様のある意味、生活習慣に直結する部分がありますし、そういう点からすれば、環境教育としての家庭からの環境を考える視点とか、教育というのは、今後さらに重要になってくるのかなと感じます。

そういう意味で、環境課としましても、親子で参加できる環境教育ということで、例えばことしですとごみの行方調査隊とか、あと水環境探検隊という講演をいただいたり、あとはエコクッキングなどを企画しておりますので、そういう面も含めて対応してまいりたいと考えているところであります。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) はい、わかりました。

その中において、小学校でも多分ヨコタ東北に毎年行かれると思うのですけれども、ヨコタ東北ではなくて、そういったリ・リパック方式をやっているたんぼぼ作業所、そして友愛園に実際出向いて、要は障害者の方がどのように作業なさっているのか、そういうことを見せることも、環境体験、環境学習において非常に必要だと思うのですけれども、そこら辺を私たちも体験しないと、ごみはごみとして捨てるだけではなくて、実際にどのような方がどのような体験をしてやっているのか。それを小学校、中学校のうちから学ぶことも必要だと思うのですけれども、学校教育ではどのように考えていますでしょうか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 学校教育の中でという御質問でした。ごみの処理につきましては、4年生の社会の中で学習いたします。「わたしたちの新庄市」という副読本がございますので、4年生の学習の中で新庄市の子供たちは全て新庄市のごみの処理については学習しているところです。

その中で学習内容といたしましては、先ほど来お話になっておりますとおり、スーパーマーケットでの回収、さらには友愛園とかたんぼぼ作業所での処理、そしてリサイクル工場という形での流れについても学習しております。

実際の見学については、リサイクル工場の見学というのが非常に多いわけですが、写真等を使って、副読本の中では、友愛園とかたんぼぼ作業所の作業風景等も、実際には学習内容の中には入っておりまして、そういった福祉施設での作業ということも学習しているところです。

どこを見学するかについては、担任あるいは学校等での学習内容との関係で、リサイクル工場での見学が非常に多くなっております。ただ、今後、佐藤議員おっしゃるとおり、その部分

だけでなく、友愛園、たんぼぼ作業所、福祉との作業風景、作業等も見学の中に入れるかどうかについては、各学校で御検討いただければと思っているところです。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） ぜひとも体験することが、子供たちにとっても非常にいい学びの場でもございます。特に教科書を見るだけでは学べないような、要はにおいだったり、体に感じるものが多々あると思いますので、そういう体験を少しずつでもすることによって、ごみの減量化の意識が高まっていただければと思いますので、そういう取り組みもやってみてはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、ごみ処理問題は本当に身近な問題でございますので、ぜひともこれは積極的にやるべき必要があります。また、問題として、広域事務組合との絡みもあります。新庄市だけではなくて、8市町村全体で取り組むべきでございますので、私たち議員は広域議員でもございますので、広域議員の立場からもしっかりと意見を言えば、8市町村が協力してごみの減量化、再資源化に向かうよう、お願いして私の質問を終わります。以上、よろしく、ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

清水清秋議員の質問

小野周一議長 次に、清水清秋君。

(8番清水清秋議員登壇)

8番(清水清秋議員) 久しぶりに一般質問の席に着かせていただきました。絆の会の清水清秋でございます。

ことしも秋らしく実りの秋がやってきたなという感じしております。そうした中で先般、9月初めごろですか、新聞等ではやや良という成育状況が報道されたところではありますが、やや良となりますと豊作の分野になるわけですが、しかしながら我々農家、稲作耕作者については、ことしの不順な天候で、本当にやや良、豊作の傾向だかなというのが、ちょっと危ぶまれるのではないかという思いしております。

そうした中で、8月の新庄まつりがにぎやかに挙行されたということではありますが、新庄まつりは豊年を祈願する祭りだということも言われておりますので、何とか祭りで祈願したものが豊作につながればいいのかなと思って期待しているところでもあります。

そうした中で、私の一般質問、通告に従って行いたいと思います。

まず1番目には天然温泉、通告には通称、名前が使われていなかったのですが、これは新庄に1つしかない天然温泉でありますので、言わなくても大体察しがつくかと思っております。新庄奥羽金沢温泉、これが8月等の新聞報道では、各紙が軒並み、この温泉が閉鎖、閉館、営業を停止するという報道されたばかりであります。ことしの12月いっぱいまで営業をやめると、会社のほうで話し合われたと聞いております。恐らく市のほうでも、当市の副市長が監査役でもありますわけで、そういう状況は入っていると思っております。

この天然温泉は、県を挙げて、観光スローガンとして温泉王国山形をPRしているわけがあります。いかに天然温泉が山形県に観光客を、

誘客をもたらしているかということは、言うまでもないと思いますが、そうした中で35市町村ある中で、唯一空白地になろうとしている現状が新庄市の天然温泉であります。

これがなくなった場合、これまで利用してきた市民は、30万人を数えると言われております。恐らく新庄市民、1人で何回かは利用しているのではないかと私なりに想像しているところではありますが、市長、温泉は好きですか、嫌いですか。恐らくここにおられる課長たちも温泉が嫌いだという人は、まずいないのではないかと自分なりに思うわけですが、恐らく議会の議員も温泉嫌だ、嫌いだという人はいないのではないかという思いがします。

そうしたことを考えれば、こういった状況が起きようとしているわけでもあります。この辺を市長、どう受けとめておられるのか、実直に気持ちをお伺いしたい。

温泉側は当初、市にもお願いした経緯があると聞きました。出資もしたり、またいろんな事業を展開している中で、いろんな課題にぶつかったりして、市から支援もいただいてきた温泉、金沢温泉であります。市として協力してきた目的は、やっぱり市民の健康増進、維持を何とか図っていきたい、そういう思いがあったから、そういう支援をしてきたと思います。

そうした中で、平成28年2月8日、市民要望として1万1,401名の署名が集められたということで、奥羽金沢温泉は営業再開を決断したと。そういった休業期間もあったわけで、そこで市にもそういう趣意書とか、要望的なことが来ていると聞いております。この活動の団体は、山屋温泉を考える市民の会であります。恐らくこの会の皆さんは、現在もその思いに変わりなく、温泉を継続していただきたいということがあると思っております。そうしたことを考えると、市はこの現状をどう捉えておられるのかお聞きしておきたい。

県内自治体において35市町村ほとんどが天然温泉、自治体として事業展開しているところがほとんどであります。そうしたことを考えると、新庄市だけが空白地になるわけにはいかないというのは、私一人だけではないと思う。これは何としても、新庄市から天然温泉がなくなることだけは食いとめなければならない。そういう決断は当然市も、このことに私は当然取り組むべきだと。今こそ新庄市民の市民サービス、これまで財政再建でいろいろ市長、また課長、職員、我々議会も協力して財政再建、我々だけではなしに、一番財政再建に頑張ってきたのは市民であります。ということは、市民サービスが、本当は市民からの要望に対していろいろと取り組むべきところが、財政再建だ、いろんな形で市民に迷惑というか、我慢していただいた経緯があるのです。今そうした財政を見ますと、市長の努力で、取り組み方で、すばらしい財政再建が今整ってきているわけでありまして。そうしたことも考えて、ぜひひとつ、この天然温泉、新庄市、行政が取り組んでいただいて、継続していただく方向で考えてもらいたい。市民に、やはり健康第一の元気な市政、市長がことごとく言っている元気なまちづくり、これに向かって進んでいただきたいと思います。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。ひとまず、これで私の質問。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、清水市議の御質問にお答えさせていただきます。

一問一答方式ですので、奥羽金沢温泉についてお答えさせていただきます。

このたび株式会社奥羽金沢温泉より、昭和61年より34年にわたり営業されてきた温泉について、本年12月をもって閉館するとの通知をいただきました。これまで市民の健康増進の観点か

ら支援を行ってまいりましたが、長きにわたり市民の健康づくりに貢献していただいたことに心から感謝しております。

平成27年の温泉休業時には、営業再開に向け多数の皆様より署名いただき、市では山屋セミナーハウスの機能強化策として、温泉を活用した入浴設備の改修を検討するための基本調査を実施いたしました。事業者による事業の再開に至った経過がございます。

昨日の高橋富美子市議の御質問にも答弁させていただきましたが、温泉施設閉館後の対応につきましては、株式会社奥羽金沢温泉の意向、今後の方向性を現段階では確認しておりませんので、動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） その程度の答弁かなとは思ってきたわけでありまして、いろいろと私に情報が入っております。これまでいろんな形で、奥羽金沢温泉の方々が市にも相談に来ているところであると聞いております。当然、県まで相談に行っているわけです。

今、市長が奥羽金沢温泉の動向とか、いろいろ言われたわけですが、これは市から監査役として副市長がその任務を遂行してきているわけです。だから、その内容はそれなりに監査役というのは、ただ数字を見るだけではない。業務、事業の執行状況、そういうものまで監査しなければいけない責務があるわけです。そうしたことを考えると、どうも動向を見ながらとか、監査役を務めている人からは、その辺の状況は把握されていないのだなという感じがしてならないのであります。監査役、その辺どうなのですか。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 ただいま清水議員から、確かに私は奥羽金沢温泉株式会社の監査役には就任しておりますが、監査報告書をごらんいただくとおわかりになるかと思いますが、私の監査役の特権は、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告、いわゆる事業運営を監査する権限を有していませんという監査報告になっております。

したがって、事業運営等について、私にいろいろな事務連絡等もごさいませし、私から会社の経営に対してどうこう言う立場にはないということは、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 監査役をとにかく責めるわけではないのですが、報告は受けていると思う、温泉側から。監査をしなきゃならないということではない。報告はそれなりに、事業内容とか、報告は受けていると思う。そういうふうに私の情報には、いろいろ話し合われているということも入ってきているわけです。そうしたことを踏まえて質問しているわけで、市長、ひとつ市民にこれだけの、1万1,400人、この方々、どういう市民の方々が署名されたとお思いですか。恐らく子供までの署名は余り入っていないのではないかと思います。

そうした中で、やはり市民要望に応えるというのが、行政も当然しかりです。我々も市民要望に応えるというのは、これをひとつ果たしていかないと、何の行政なのかさっぱり見えてこなくなる。何とか続けていただきたいという要望だと聞いております。

この趣意書の最初の温泉を考える会の代表が、元市会議員の金利寛議員だ。私は、この趣意書は、元市会議員の遺言書だと思っています。そういうふうに捉えてもおかしくない。今、元市会議員はお亡くなりになっておりますが、そ

の次の、恐らくここに傍聴に来ている星川さんが代表になったと。このことの受けとめ方というのは、非常に重要だと思っている。市長の率直な考えをもう一回お聞かせいただきたい。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 市民の皆さんの多くの要望は、確かに重いものだと感じております。しかしながら、奥羽金沢温泉を残すことと、新たに市民温泉を開発することとは、1点は違うと思っております。

株式会社奥羽金沢温泉が開発し、経営できなくなったという状況をそのまま残すということは、行政としては引き受けることはできないと思っております。市民の健康のために必要であるとするならば、新たに温泉の開発ということは、議員の皆さんとの議論を積み重ねた上での開発ということになるのだと思います。あくまでもそれについては市民の皆さんの御意見、そして議員の皆さんの御意見、そして議論を積み重ねた上で、本当の市民温泉なるものはどうなのかということをしなければいけないと思っております。

そういう意味で、事業者の意向、今後の方向性を現段階では確認していないということでもありますので、さらにまた閉鎖するけれども、例えばの話ですけれども、経営者が変わって再開するということもあるかもしれない。そこに踏み込んだ意見は、我々は言えないということがあります。市民の皆さんが必要とする温泉を展開するならば、新たに議員の皆さんと相談しながらしなければいけないという考えを持っております。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 今、市長が市民と話し合うと。市民が望むことであれば、考えなければいけないというような受けとめ方でいいです

か。ありがとうございました。そういう考えをお聞きしたかったわけであります。

これまで金沢温泉をやってきた方々、それ相当の努力、当然会社、そしてまた源泉を持っているJ A新庄の民間企業といえ民間、そういう方々が、市民利用できるようにということで、これまで長年、本当に私も見ていて、いつやめでもおかしくない状況だということを、常々ずっと思ってきたところでありましたが、その都度やはり市にお願いして、支援をしていただいた、これは私も認めるところであります。

そうした大事な温泉だということを認識しながら、市民に温泉を提供されてきた。その温泉を、もう奥羽金沢温泉、これ以上できないんだという残念な決断をしたということで新聞に出ているわけですから、私もその懇談、お話を聞いてくださいと言われて、お話を聞いた経緯もあります。考える会の皆さん、会社の皆さん、農協関係者と、ぜひひとつこれまでの努力を無駄にならないように、継続していくという方向で考えていただければありがたい。

今、市長の答弁では、市民からそういう話があれば考えますということでもありますので、その辺は私もしっかりと受けとめて、これから市民と一緒に、特に温泉を考える会の皆様方といういろいろお話、議論をして、市のほうへ相談させていただきたいと思います。

温泉のほうは、市長のそういう決意と申しますか、そういう市民を考えて、今後行動したいということでもありますので、温泉のほうはこれで終わりたいと思います。

次に2番目の、私のところの八向地区公民館の整備改築をお聞きしたいと思います。

これは、これまで何回か質問させていただきました。この整備計画を市に示されてから20年余り経過しております。20年前のことをちょっと思い出すと、3点セットから始まって、本合海児童館、勤労福祉センター、八向地区公民館、

この3点を整備するという話から公民館改築計画が動いてきました。

しかしながら、その間いろいろな地区でも話し合われました。私もその委員会等にも入った経緯もあります。その当時は八向地区から市議員が4人選出されておったわけで、今は私1人で、本当に力がなくなっているのかもしれませんが。特にこのたびの議会報告会があったところ、地元からも意見が出ました。質問も出ました。どういう計画が今あるんだということもお聞きされました。

そうしたことで、議会報告会でもある議員から、議会で取り上げて、議会で一緒に八向地区公民館どうするのだということを話したらどうだという意見も出たところだった。しかしながら、私は今まで何回か質問させていただいたところもありましたものですから、これは私に委任せいでいいかということで、議会で取り上げる方向にはいかなかったというのが、これまでのところでもあります。

そうした中で、あの八向地区公民館そのものを、どういう建物だとか一々説明しなくても、行政、携わっている課長等、まずどういう建物かは、私の口からは余り言いたくない。ただ、言わせてもらえば、あれは酷かもしれませんが、あれは公共施設なんですかと聞きたいのです。

なぜかという、あの老朽化した建物は、耐震計画、耐震計画してけるとは一言も言ったことはないのですが、耐震計画の整備に名前すらない。今、皆大概公共施設、耐震整備しなければならないところ、大概できてきているわけですね、市長。そうしたことを考えると、あそこで生涯学習をやれというのが、私は酷だと思って、やれというほうがおかしいと思っている。これだけは言わせていただかないとだめだ。そういうふうに行政で思っていないんですか。あそこで生涯学習やれって言うほうが無理なんだ。

だから、ここであえて何回も質問させていただいて、これが最後にしたいなと思って一般質問に立たせていただいたところでもありますので、ぜひその辺の意を酌み取ってお考えをお聞かせいただきたい。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 それでは、八向地区公民館の改築についてお答えします。

八向地区公民館につきましては、先ほど清水議員がおっしゃったとおり、平成6年に八向運動広場への勤労者総合福祉センターの誘致、旧八向地区公民館用地への児童センターの建設、本合海地域公民館新設の条件整備の3点を、当時の八向地区公民館建設促進協議会へ提案、了承されたことにより、平成9年、旧本合海児童館の建物を八向地区公民館として設置したところですが、昭和40年に建築された建物とあって、老朽化が著しく、災害時の緊急避難所としても早急な対策が必要になってきていると考えております。

地区公民館設置以降、区長と市長のまちづくり会議において、八向地区公民館の早期建設促進の要望がたびたび出され、地区の方々との協議を長年重ねてきておりましたが、場所の選定や財政事情の理由などから、事業の実施ができない状況が続いておりました。

昨年度は、本合海1区から8区までの地区が主体として行った住民アンケートの結果を踏まえた公民館改修の早期着工の提言がなされ、その中にありました本合海各区長等による公民館早期着工推進協議会がことし6月末に立ち上げられました。

今後は、地域の皆様の活動の拠点として、より使いやすく、日常的に活用していただける施設に整備するため、場所の選定や施設の機能及び管理運営などについてスケジュールを立て、地域の皆様の御意見をいただきながら進めてま

いりたいと思います。よろしく申し上げます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 今までと大して変わらないんだよな。具体的に検討なされた経過を聞きたかったんですよ。まだ検討を要するような答弁では納得いかない。

今、当地区でいろいろ話し合われていることも聞いております。その地域で話し合った意見を集約して、役所へ持ってきていただければ、それを題材にして進めますと、そういうことまでその地区に担当部署からおろされてきている経緯も聞いております。非常に地元の声を反映する意思があるということは、間違いなく伝わってくるわけでありますが、だからといって、その地区の区長方が主にその委員会を結成しているわけでありますが、そうした声をまとめて持ってきてくださいとした場合、地元の話し合った区長とかいろんな方々、我々が話し合ったこと、まとまったものを持っていけば、行政サイドでそれなりにやってくれるんだべかと、そのことまで話し合われているのです。私もそういう質問を受けました。いや、何ぼ地元でこういうふうにとまとまったからって、100%市でそれなりにそういうふうにやりますよって、恐らく言わないのでないかなという話もしたところではありますが、その辺どこまでどういう形で具体的に話し合われたものが、市で検討されて、地元の方々に理解してもらうのか、その辺お聞かせいただきたい。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 今、教育長が答弁した中で、そのほかに実際に6月にその公民館の改築の推進協議会というものが6月末に立ち上げられまして、その後9月5日にも第2回の協議会が開催されたという中で、その後その会議を受けた中で、報告という形で市役所においでいた

だいたということがあります。

実際にそうした経緯の中で、今後の協議会も重ねるわけなのですけれども、その中にうちのほうも直接的に、オブザーバー的に入っていきながら、実際にその方向性が決まったとすれば、調査費、当然のごとくスケジュールを立てるといのは、次年度の調査費、もしくは実施設計、その後は改築という形でスケジュールを立てて考えていくという形でもお話をさせていただいたところがございます。

先ほど清水議員から言われたとおり、地区公民館、いわゆる生涯学習機能の施設という捉え方、なおかつ地域コミュニティの形成の場としても捉えていますので、なかなか地区公民館の扱いの部分で、今現在、老朽化の中で御不便をかけているという部分では、それなりに築57年も経過している施設でもありますし、なおかつそこが避難所としての機能も果たさなければいけないという部分もありますので、その辺も含めて網羅した形で順を追って計画していくという形で考えております。

予算についても方向が決まり次第、当然、本合海に限らず、八向地区全体の区長、住民にも説明しながら考えていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 課長からはそういう考えを、当地域の区長初め関係者に話が行き届いているという話でありましたが、やはり八向地区には地域性があって、升形地区、本合海地区、この辺の地域性が非常にネックになって、今までいろいろと進める方向もめどがつかなかったということも、私なりに思っております。

しかしながら、いつまでもこういう状態を続けていいわけがない。これが今まで延びたということは、社会教育課で地区公民館、きちんと条例でうたわれているわけです。そこに社会教

育の地区公民館の役割というのは生涯学習、そういうことを考えた場合、もうとつに整備はできて、終わっていないなければならない。今、荒澤課長がそれなりに話したけれども、私にも升形地区の方々からも話がありました。地区公民館は升形では要らない。我々の地域公民館ですか、こういうものを整備していただきたい。市長にも話をしているということも言われました。市長、何言ったっけや、市長は老朽的になって利用しにくくなった面は直してやる。そういうふうにまちづくり会議等で話し合ったということも聞いております。市長が言ったか言わないかは、私が直接聞いていたわけではなくて、区長たちの話だった。升形の区長たちは、今山形県縦断駅伝がコースを変えて、升形を通って鮭川へ、そして升形地域公民館がバトンの場所で、非常にあそこの公民館、施設を利用しなければならないということで、いろんな升形の区長たちも市長にお願いしたという経緯もあります。

これは地域公民館だけれども、地区公民館を兼ねてのそういう話が出てきたということも私なりにあるものだから話をするわけで、やはり升形地区の人たちは、地区公民館、升形建ててくれと言ったって建たないべと。だから、我々は地域公民館をそれだけ整備してもらえればいいのだわという話も、恐らく課長たちは聞いていると思う。やっぱりそういう何らかの整備の仕方を考えてやらないと、いつまでたってもかわりばえのない、利用しにくい施設であるわけでありまして。これでその地区の人たちが納得して理解するわけにいかないです。

ぜひひとつ課長、大変な場面で課長になって文句言うのも大変酷なのですが、ひとつぜひそういう地域の思い、行政として手だてできる物事はやっていただくということをしていただかないと、何だやと。不信、不安、そういうものが先に立って、ややもすると市の行政のあらゆるものに波及していくおそれもある。そういう

ことを考えると、ぜひひとつ、話し合われたことは、やろうと思ったらやるべきなんですよ、これ。そうした話も直に聞いている区長たちも数多くいるのですから、ぜひひとつそういうことを踏まえて、市長初めまちづくりを進めていただければと思います。ひとつよろしく願いいたして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時55分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

星川 豊議員の質問

小野周一議長 次に、星川 豊君。

(3番星川 豊議員登壇)

3番(星川 豊議員) 久々の質問になりますけれども、皆さん方ほど前段の御挨拶も上手ではありませんので、強いて言えば、徳川家康だっけか、実れば実るほど頭を垂れる稲穂かななんてありますけれども、今ちょっと休み時間に外をのぞいたら、木の葉も草もみんな垂れていました。これは何のことはない、雨の重みのために垂れている状態でした。

そういうことで、少し和んだところで質問に入らせていただきます。

新制度の農業委員会、会長就任おめでとうございます。これらについて、新しい農業委員会制度が始まったわけですがけれども、私も30年間務めてきた経過がございますけれども、新しい制度になったということで、会長に新しく変わ

ったところを確認したいという意味で質問させていただきたい。そしてまた、初めての議会出席にもなるわけですから、いろいろ抱えている問題もございませうし、そういったところの抱負と、簡単に就任の挨拶も兼ねてお答えしていただければと存じます。

まずは、新しい農業委員会が始まりましたけれども、私の記憶といたしましては、まず、すてきなすばらしい会長を選んだと喜んでるところでございます。これはなぜかという、新庄市を含めて1市7町村の会長にもなられたということで、普通これは3回の経験をもってしないと、これにならないというのが通常だったのです。そして、県のほうのあれにも行けないと。そういうのが通常ですけれども、何か漏れ聞くところによると、郡内の会長が前に局長を経験しているときに厄介になったということで、すばらしい人だということで、ぜひともなってほしいという要望がありまして、全員一致で決まったそうでございます。

ということは、すなわち新庄市の会長だけではなくて、新庄最上の会長にもなったということは、県の農業会議の理事としても県のほうに出ていく。そして、県のネットワーク機構の、県の農業会議の常設常任委員会に出席されて、新庄最上から行った案件を審査するという立場にもなるわけです。そしてまた、新庄最上から出ていっているということは、例えば案件が出た場合には、これを審査し、そして例えば新庄の案件の場合は地元の人が審査するのではなくて、開発地区とかそういったものについては、新庄最上の1市7町村の関係のない、新庄市の案件が出れば新庄市から関係のない市町村の会長が審査すると、こういう形になっていくはずですがけれども、その中で新庄最上から理事が出ていくと、当然各地区から、山形県を4つに割った各地区から理事が出てくるわけです。その中から、県の農業会議の運営委員にもなられる

はずだと思っていますけれども、これもし私が言ったことが間違っていれば、後で御指摘いただきたい。そして、記憶を直しますのでね。間違っていないければ、何もそれで間違いありませんと一言答えていただければ幸いかと存じます。

そういうことで、いろいろ新しい制度になったところで抱える問題は、簡単に申し上げますと、耕作放棄地の問題とか、会費の問題とか、それからいろんな問題が、解決して引き渡したかったのですけれども、なかなかそんな簡単なわけにもいかないしね。でも、きっと新しい会長はそういった農地法の熟知もしているし、そういったことで活躍されて、市長と行政の右腕として一生懸命働いてくれるものと御期待申し上げます。

あとで、そういうことで就任の挨拶と抱負とか、そういったものを簡単に申し上げていただければ幸いと存じます。

ここで水を飲むはずでしたけれども、水がなくなっただね。

それで、2番目ですけれども、新庄市における今後の安心安全で住みよい環境づくりについて御質問申し上げます。

安心安全で空気のきれいな、非常に住みよいまちとしての高評価を受けているところですが、一昨年度から今年度にわたり、環境問題が多発している状況下にあるようであります。市民といたしましては、安価で安全な食材を求めているわけですが、これには多頭飼育によるコストの軽減化を図らなければ、安価な食材を生産できなくなるわけです。

そこで出てくるのが、異臭、粉じん、騒音、そういったもろもろの問題が発生して、市民との争議に至ってしまう。これらを解決するには、前向きに解決方法を考えていかなければと思いますが、市長の御所見をお伺いしたいと、これで1問結ぶはずですが、まるっきりこれでは内容がなっていないと言われると悪いので、

ただ私の知るところによると、今考えつくのが、なぜこういうものをやっていったらいいのかと、これから始まるわけですね。だから、課長には質問したってわからないと思いますので、具体的に申し上げますと、例えばある市民が、畜産農家ですけれども、みずから周りの人においを、異臭問題を、環境を悪くしたくないということで、みずから古い牛舎を借り受けまして、自分の住みなれた集落から息子を、その管理棟に住まわせていると、そういったことも出てきているし、皆さん御承知のとおり、本合海地区でもいろんな騒ぎがありました。そしてまた、新庄市をずっと見て回って、皆さんも御承知だと思いますけれども、本当は緑豊かな田園都市なはずなのですけれども、あるところでは、これは悪いことではないですよ。鳥インフルエンザを防ぐために鶏舎が真っ白になっています。知らない人が来ると、あれ何やと聞くのです。悪いことではないんです。それで病気を防ぐために、そういった万全のあれをして、毎日石灰を振ってやっているわけです。でも、非常にああいものがふえてくると、将来、私が冒頭に申し上げた、安全で空気のきれいな住みよいまちなんていう環境が壊されてしまう。これは、やはり環境基準に基づいていけば、上位法であって、こういったものが開発許可出てくると、何ともしようがない、これ上位法であるから基準に合っていれば、基準に合った装置を使っていれば、やはり許可せざるを得ないという状況下にある。

このままいきますと、大都市でそういったものをやろうとすると、土地は高いから、コストが高くなるから絶対できない。やはり地方にそういうものが必ず進出してくる。そうすると、結局は地方のきれいなところが、新庄市で言えば、きれいな田園都市が、そういったものごみのはきだめというか、悪く言えばね。そういった環境が非常に侵されるような状態に、今後

ずっとなっていく。これは非常にゆゆしき問題でございまして、今のところ何も話がない。企業の誘致をするけれども、そういった問題になるとときには、何もほっかぶりして、全然知らない。

ところがその後、例えば自分のうちの前に、基準には沿っているけれども、自分のうちのそばに異臭を放つ、騒音がある、粉じんが舞う、そういったものがいきなりぼんと出てきたら、これどうしますか。下手したら、お金のある人だったら引越すでしょう、逆に。そういった問題を事前に考えて、新庄中核工業団地もそうですけれども、実は先日2回ほど、夜中12時ごろに行ってみました。噴煙が上がると、天気の良いときに行くと、12時ごろから上がった煙が全部落ちてくるのです。工業団地の上に全部降る。2回行ったけれども、2回ともそうでした。天気の良い日です。日中は上昇気流に乗って、あれなんですけれども、ただあれ、夜もたいていいるのですよね。そうすると、12時過ぎからぼわっとおりてくるのです。それで、工業団地の工場の屋根の上にすんと乗っかっている。

これ、今だからいいんですけれども、これをもっとふえてくる可能性がある。前に清水議員もおっしゃっていましたが、そういったもののすみ分けもやっておかなければいけないのではないかなと、こういうふうを考えてきょうの質問に至ったわけです。事前にやっておかないと、大きな問題になってからでは、非常にこれ大変なことになるのでね。

まあ、ほかにもいろいろあるのです。だから、これは今から始まるわけですから、関係課長と市長のきょうの答弁によってゴーサインが出れば、関係課長が集まって、この問題に真剣に取り組んでいただきたい。

そして私は、これから3カ月、6カ月、1年ですか、そういった経過後に、今度は課長に進捗状況とか、どういうふうに対応しているのか、

厳しく追及していくつもりでおりますけれども、きょうのところはこのぐらいにして、答弁を終わらせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、2番目の質問であります。初めに私のほうから答弁させていただきます。委員会のほうは、会長から答弁すると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

安心安全で住みよい環境づくりについての質問でございますが、昨今の環境問題につきましては、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、悪臭など全国的にも課題となっているところであります。

当市におきましても、悪臭、野焼き、油漏れなど市民の方から相談が寄せられておりますが、こうした相談の対応や市内の環境保全対策については、市報での特集や啓発チラシにより周知を行っております。

さらに、不法投棄防止及び野焼き防止の広報活動を、衛生組合連合会と協力しパトロールを行うなど対応しているところであります。

また、不法投棄や野焼き、油漏れの水質汚濁など実際の事案につきましては、通報が入り次第、現場に行き、関係機関と連携し、原因者へ直接指導することにより再発防止に努めているところであります。

また、新しい事業所や既存の事業所周辺の環境に、地元住民が不安を持つなど配慮が必要な場合、事業者、地域団体と市が地元の要請に基づいて、環境保全協定を結ぶなどの対策を講じているところであります。

このように環境は、日々の生活を支える基盤であります。環境保全については御指摘のとおり、工業団地を初め、未開発地区における保全対策も含め、自然環境と土地利用のあり方を

検討した上で、環境保全を適切に行いながら、安心安全で住みよい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

浅沼玲子農業委員会会長 議長、浅沼玲子。

小野周一議長 農業委員会会長浅沼玲子君。

浅沼玲子農業委員会会長 初めに、前会長であります星川議員におかれましては、長年にわたり会長として農業委員会のため御尽力賜りましたことを、深く感謝申し上げます。今後ともよろしく御指導お願いいたします。

それでは、星川議員の質問についてお答えさせていただきます。

このたび、農業委員会会長に就任しました浅沼と申します。よろしくお願いいたします。

昨年4月に農業委員会等に関する法律が改正されまして、農業委員の選出方法や農地利用最適化推進委員の新設など、地方農政に大きな改革が迫られることとなりました。本市におきましては、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、いわゆる人と農地の問題は年々深刻さを増しております。

新しい制度では農地利用の最適化の推進が、農業委員会の役割として強化され、従来から行ってまいりました農地法に基づく許認可業務に加えまして、担い手への集積、集約、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが、農業委員会の新たな取り組みとして、これまで以上の活動と成果が求められております。

こうした組織を取り巻く環境が変化する中で、農家の代表機関として、公平、公正、透明性のある農業委員会業務の執行に務めるとともに、農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名の連携のもと、優良農地の保全と効率的利用を推し進めて、農家が安心して暮らせる地域社会を目指してまいりたいと思っております。

今後とも皆様の御協力をお願い申し上げます。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

小野周一議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） まず、農業委員会の会長、どうも御丁寧に内容もお知らせいただきまして、大変ありがとうございます。今後もひとつ頑張ってください。

市長、2の質問ですけれども、これは環境課が出てくるのがあれですけれども、今から始まることですから、これは課長に聞くのはやばで酷であると思いますので、ただ、今度市長からゴーサインが出たわけですから、逆に今後の抱負です。これを一言でもお話ししていただければ結構だと思います。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 大気汚染とか土壌汚染、また悪臭などの問題につきましては、農業経営と生活圏の問題とか、また工場の経営と生活圏との兼ね合いの問題になってくるのかなと感じております。問題が発生した場合は、現場に出向いて相手方とのやりとりはもちろんしておりますし、御指摘のとおり、環境の問題というのは生活の基盤であると感じておりますので、今後におきましても個別の状況を把握しながら、地域の事情に合わせて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（星川 豊議員） 議長、星川 豊。

小野周一議長 星川 豊君。

3 番（星川 豊議員） どうもありがとうございます。

今、いろんな問題を聞いたってしょうがないので、これは環境課だけではなくて、環境問題については少なくとも5ないし6つぐらいの課の人が一緒になって話をしないと解決しない問題だと思います。そういったことで、市長から非常に御丁寧な答弁をしていただきまして、そしてまた今後の方向づけを今ここで名言されたわけですから、そういったことで常に関係課

長と市長と交えて話をしながら、問題の解決に向かっていていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

小野周一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日9月13日から9月21日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を9月13日から9月21日まで休会し、9月22日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時13分 散会

平成29年9月定例会会議録（第4号）

平成29年9月22日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長 地域防災室長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長 井上 章
主査 沼澤 和也
総務主査 三原 恵
主事 小田桐 まなみ

議事日程（第4号）

平成29年9月22日 金曜日 午前10時00分開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 請願第5号「地方財政の充実・強化を求める請願」について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第12 議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第63号市道路線の認定及び廃止について
- 日程第14 請願第3号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について
- 日程第15 請願第4号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について

- 日程第16 議案第73号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第74号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第75号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 1 9 議案第 7 6 号平成 2 9 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号平成 2 9 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号平成 2 9 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 2 議会案第 2 号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3 議会案第 3 号平成 3 0 年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出について

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、環境課長が欠席のため、地域防災室長森正一君が出席しておりますので、御了承をお願いします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

決算特別委員長報告

小野周一議長 日程第1議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長奥山省三君。

（奥山省三決算特別委員長登壇）

奥山省三決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定に

ついてまでの計9件であります。

審査につきましては、9月15日及び19日の両日にわたり活発な質疑が行われたところであります。

初めに、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、また遠藤敏信委員より認定することに賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、

質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第71号平成28年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

初めに、議案第64号平成28年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

議案第64号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第71号平成28年度新庄市後期高齢

者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

議案第71号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第71号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第65号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号平成28年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての6件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第72号平成28年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号の6件は委員長報告のとおり認定し、議案第72号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告

小野周一議長 日程第10議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第11請願第5号「地方財政の充実・強化を求める請願」についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

(奥山省三総務文教常任委員長登壇)

奥山省三総務文教常任委員長 それでは私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願1件であります。

審査のため、9月14日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。総務課より説明を受けた後に審査に入りました。

総務課からは、本条例は基本的には「地方公務員の育児休業等に関する法律」を受けて設定しているが、この法律に基づくとともに人事院規則に従い運用してきた。本年3月に人事院規則の一部が改正された。その内容として、育児休業の再度の取得、育児休業期間の再度の延長、育児短時間勤務終了から1年していない再度の育児短時間勤務、これらができる特別の事情として、具体的には保育所や認定こども園などでの保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、入所できないという事情である。このたび人事院規則が施行されたことにより、本市においても改正を行うとの説明がありました。

また、総務課より、1点目の再度の育児休業の取得については、育児休業を終えて職場復帰しようとしたとき、その子供が保育所等に入れない状況となった場合、これまで再度の育児休業の取得はできないとなっていたが、今回の改正で再度取得できるようになったとのことです。

また、2点目の育児休業期間の再度の延長については、育児休業が終了した場合において1回について延長することができたが、その子が保育所等に入れない状況となった場合、さらに延長することができるので、最大で2回延長することができるようになる。

3点目の再度の育児短時間勤務については、保育に当たるために1日の勤務時間を縮めて勤務していた場合、その短時間勤務が終了してから1年を経過しないと育児短時間勤務を取得できないとなっていたが、その子が保育所等に入れない状況となった場合、再度取得できるようになったとのことです。

といった説明がありました。

審査に入り、委員より、上位法が3月に施行されたということだが、上位法が改正になった場合に準じての市の条例等はいつまで改正をしなければならぬといった期限はないのかといった質疑があり、総務課からは、特に期限はないといった説明がありました。

委員から、官が先行することによって民間に波及するという形がいいと思うがといった意見があり、総務課からは民間企業版の法律のほうが先に改正され、既に実施されているといった説明がありました。

また、委員より、市職員とはどこまで含むのかといった質疑があり、総務課からは正規職員と嘱託職員を含むとのことです。臨時職員、日々雇用職員は期間が短いため、該当しないということです。嘱託職員については、1年ごとの任用であるため、年度をまたぐことはできないが、該当させることができるといった説明が

ありました。

そのほか、条文についての確認の質疑がありましたが、委員よりほかに質疑はなく、採決の結果、議案第61号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「地方財政の充実・強化を求める請願」についてであります。

現状確認のため財政課職員の出席を求め、審査を行いました。

委員より、地方交付税が年々減ってきている状況だが、この請願の中のトップランナー方式とはどういったものなのかといった質疑があり、財政課からは、平成28年度の地方交付税の算定から導入されているもので、行政の効率化が進んだ、もしくは国のほうで進めたいと考えている民間への委託や施設管理の委託などといった事業を展開している自治体を基準として交付税を算定するといった内容であるといった説明がありました。

委員から、新庄は以前から施設管理などを民間に委託している。余り影響がないということなのかといった質疑があり、財政課からは、新庄市が進んでいるとはいえ、国が求めている全ての事業についてトップランナー方式を導入しているわけではないので、影響がないとは言えないといった説明がありました。

委員から、請願趣旨の4行目に基金を問題視するとあるが、どんなところが問題視されているのかといった質疑があり、財政課からは、財政調整基金と言われる急な出費に対応する基金のことだが、この基金を過大に造成している自治体がふえているところが問題視されていると理解していただきたい。国で借金をして交付税措置をしているのに、地方自治体でためているのはいかなものかといった議論があったのは確かである。新庄市の場合は20億円ぐらいであるが、財政で何かあった場合、基金から取り崩して対応するといった性質のお金である

ため、全てなくするのは財政運営にとっては非常に危険であり、ある程度の基金保有はしなければならないとは考えているとの説明がありました。

委員から、ここしばらくはこのような地方財政の充実・強化を求める請願は出ていないが、その間、各自治体の状況は変わっていない。国のほうにお願いするといった意見書の提出はいいのではないかとといった意見が出されました。

別の委員から、この請願は反対ではない。しかしながら、来年度の概算要求も出そろっている状況の中で意見書を出しても遅いのではないかとといった意見。

また、別の委員から、社会保障費が増大し、これからも減っていく可能性がない中で、もう少し地方にも手を差し伸べていただきたいというのは主張しづらい感じもするが、メッセージとして発信していくことは必要といった意見が出されました。

その他意見が出されましたが、採決の結果、請願第5号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号「地方財政の充実・強化を求める請願」について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第5号「地方財政の充実・強化を求める請願」については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号は委員長報告のとおり採択されました。

産業厚生常任委員長報告

小野周一議長 日程第12議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15請願第4号平成30年度以降の米政策の見直しに関する件についての4件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願2件です。

審査のため、9月13日午前10時より議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課の説明では、地域包括ケアシステムの強化のため、介護保険法が一部改正されたことに伴い、関係規定である市介護保険条例の改正を行うため提案するものと説明がありました。

審査に入り、委員からは、介護認定申請時において、今まで虚偽の申請をして10万円以下の過料を科すことはなかったということだが、今後も過料など科すことがないように、どのようなことを行うのかなどの質疑がありました。

成人福祉課からは、申請をしていただく時点で、口頭だけでなく、申請書の記載例などの書面も提示し、丁寧な説明を行ってまいりたいとの説明がありました。

また、別の委員からは、被保険者は何名いるのか、その業務を何名の職員で対応しているのかという質疑がありました。

成人福祉課からは、要介護・要支援の認定総

数は平成28年度末で2,080人、業務を担当している職員は正職員8名、嘱託職員2名の計10名で対応しているとの回答がありました。

採決の結果、議案第62号については全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

続いて、議案第63号市道路線の認定及び廃止については、委員全員で現地確認をし、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課からは、新庄市市道認定要綱や、市道認定及び廃止路線の詳細な説明がありました。

審査に入り、委員からは、今回認定予定の角沢松本線は、なぜ新しい市道を整備することになったのかなどの質疑がありました。

都市整備課からは、もともと角沢松本線は角沢を起点として松本までの路線があり、高規格道路ができ、寸断されたため、角沢と松本を最短で結ぶ路線として整備しなければならないということで、着工してまいったとの説明がありました。

その他質疑等がありましたが、採決の結果、議案第63号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第3号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について及び請願第4号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件については、同じ内容であることから、請願第3号の紹介議員の出席や、農林課の職員の出席を求め、一括して審査を行いました。

審査において、委員から、今後地元再生協の役割が重要となってくると思うが、再生協の総会等へ出席してみても、各団体や出席している方々からの声はなかなか聞こえてこないといった意見や、農家の不満や不安がある中で、再生協がさらに機能を発揮できるような環境整備の充実などの具体策を求めるこの請願は私は同感だといった意見などが出されました。

農林課からは、再生協は事務局が農林課にあり、再生協の総会を年2回開催し、その間も各農協や米穀業者等との協議を重ねているとの説明がありました。

その他、意見等がありましたが、採決の結果、請願第3号及び請願第4号については、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

小野周一議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号市道路線の認定及び廃止について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号及び請願第4号については、件名、内容が同じ請願でありますので、一括して質疑、討論、採決を行います。

それでは、請願第3号及び請願第4号平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号及び請願第4号については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、請願第3号及び請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第16議案第73号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第3号)

小野周一議長 日程第16議案第73号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) それでは私のほうから、20ページになります、10款1項3目、学校のつばさ支援事業委託料、これに関しまして、7ページ、15款2項7目、新聞を活用した教育活動の支援事業補助金、多分これが一緒だと思います。その中において、多分山形新聞などに載っているNIEですか、要は1学級1新聞のことだと思うのですが、まず一番最初に、県のほうで多分3月ぐらいに予算がついたと思うんですけども、なぜこの9月に補正がついたのか、まず1点目。

それと、今度これをやることによって、どの新聞を使うのか、お聞きしたいと思います。というのは、新聞は各社あるわけで、いろんな論文があると思いますけれども、あと地方新聞、また大きい新聞があると思うんですけども、多分学校判断でやるのかなと私は思っております。しかしながら、学校で判断すれば、新庄市

において非常に差が出てくると思うので、そこら辺をちょっと詳しく知りたいと思いますので、詳細な説明をよろしくお願ひいたします。

あと、22ページになります。10款5項8目ふるさと歴史センター費なんですけれども、今回山形ふるさと塾実行委員会負担金がありますけれども、どのような事業か教えていただきたいと思ひます。

最後になります。23ページ、10款5項12目体育管理業務委託料の上に修繕料が載っております。この修繕料はどのようにお使いになるか。

この3点、お聞きしたいと思ひます。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新聞教育についてです。

補正の時期ということでしたが、4月以降に県の交付要綱がまいりまして、それ以降ということで、今回の補正でお願いをしたところでございます。

また、どういった新聞を使うのかという御質問でございましたが、主な目的は郷土愛の醸成ということになっております。そういった面も含めて、各学校の校長先生方等の意見も聞きながら、新聞を統一した形で新庄市としては採用させていただいているということで、主な目的としてそういった郷土愛の醸成ということと、読解力の向上等を狙いながら、今回このような形で補正をお願いしたところでございます。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 ふるさと歴史センター費の山形ふるさと塾実行委員会負担金のことでございます。この事業については、市町村の総合交付金という形で、民話の伝承及び後継者育成のための交付金という形で、実際30万円の部分でございますが、毎年2月の中旬に行われますこども語りまつり、この事業運営に活用されているところでございます。主に謝金、学校のほ

うに出向いて指導するという部分での謝金が主でございます。

それからもう一つ、体育施設費のうちの修繕料でございます。484万4,000円。主に大きなところで言いますと陸上競技場のスタンドの壁の塗装修繕が約110万円ほど、それから野球場グラウンドの搬出用の鉄扉があるんですけれども、その修繕が170万円ほど、その他福田緑地の街灯の配線の漏電修繕であったり、武道館等の灯油用のホームタンクの更新修繕が加わりまして、484万4,000円というような形になっております。

以上でございます。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

まず最初に、新聞のほうなんですけれども、義務教育校、小学校、中学校全部の学級に行くのか、どこら辺まで配ろうとしているのか、ちょっとそこら辺がわからなかったの、教えていただきたいと思ひます。

それで、もし始めるとするならば10月1日からののか、そこら辺も教えていただければと思ひます。

また、ふるさと塾もそうなんですけれども、せつかくこれからやりますので、2月からやっていることなんですけれども、皆さんにもっと来ていただけるようなこともしていただければいいと思ひますので、そこも含めて、ほぼ謝金ということなんですけれども、PRのほうももっともっていただければと思ひますので、その2点をお伺ひいたします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 新聞教育のまず学年でございまして、新聞ということで、しっかりと読みこなせるということを考慮して、今年度については中学校1年生、あるいは萩野学園であれば7年生について入れていただいて、現在各学

校のほうにその成果等について見ていただくと、その成果をお聞きしながら、今後また考えていくということになるというふうに思っております。

また、何月からかという御質問でございましたが、5月から既に実施をしているところでございます。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 新庄こども語りまつりについては、昨年が第11回ということで、ことし12回を迎えます。昨年ですと、大体120名ぐらいの参加者があって、毎年大体そのぐらいの規模になりますが、この事業、今新庄・最上地域にある民話の普及というような部分では、これから将来、お子さんも含めてなんですけれども語り継がなければいけない財産だと考えておりますので、周知についてもいま一度工夫しながらやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 10ページの2款の1行目の最上地域奥羽新幹線整備実現同盟会負担金について、これは整備新幹線ということで15万8,000円ついているわけですが、9月20日に既に集まりも開き、予算執行をしているような気が、予算が通る前にやっているような気がするんですが、どうなのか。その内容等、お願いします。遅くなった理由などあれば、お願いします。

それから、22ページの10款の6で、文化財保護管理事業費、これは御霊屋というふうに説明がありました。何を先にすべきなのかということで、御霊屋も大事なんだろうと思いましたが、私としては矢作家も非常に危ない状況になっている気がするんですが、その選んだ順番とか、

それからどのような今後の見通しなどを持っているのか、お願いします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 最上地域奥羽新幹線整備実現同盟会負担金についての御質問でございます。実際議員おっしゃるとおり、先日、金曜日にこちらの設立総会を開催しております、今回の負担金につきましてはその設立総会の費用と今後行われる要望会等の旅費の費用になります。実際に事務局が町村会になるわけですが、そちらのほうの立ち上げと、それに伴う負担金の請求というものが来たのが2カ月前ぐらいになりますので、もう少し早く予算化すべきでしたけれども、今回請求に基づいて9月補正のほうで上げざるを得なかったということになります。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 文化財の保護管理事業費でございます。これについては、今現在4号棟の工事をやっているわけなんですけれども、その後、国の追加内示がございまして、これを受けまして今回補正の計上をさせていただいたという形になります。

それから、今議員指摘のあった矢作家の部分についても、昨年来文化庁とも御相談しながら、順次やっていくという形で、当然保存活用計画も立てながらやっていきたいというふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 2カ月前から負担金請求が来たということなんです、この是非について、私としてははっきり言って人口減少で半分になるだろうと日本全体が言われていることもあるし、そういう中で新庄市も含めた整備新幹線を再びやる、今までの新幹線も相当なお金

がかかったわけで、駅舎改築でも相当お金、新庄市の負担が、財政難に陥るほどかけた面がありますが、整備となりますとまたその上に負担が来るだろうということが目に見えますし、そういう重大な負担になるようなものなのに、遅くなってこのようになるというのはいかがなものかなど。執行する前にやはり予算としてどうだという話をする時間があるべきだったのではないかなと思いますが、その点についてもう一度お願いします。

それから、矢作家について、順次やっていくということですが、本当はすぐやらなければいけないだろうなと私は見ているんですが、その順番などはどのような形で見ておられるのか。予算全体が非常に少ないのか、そういう点もあるのか、順番はどのように見ておられるのか、お願いします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 9ページにございます山形新幹線延伸早期実現期成同盟会負担金を減額してございますけれども、5月に秋田県側と山形県側の同意を得まして、奥羽新幹線の整備実現に向けて進んでいこうというふうな合意に至りまして、発展的に解消したものでございます。それ以降、事務局の立ち上げを含めて、奥羽新幹線の整備実現同盟会の設立に向けた動きが始まりまして、それからの負担金の請求ということで、議員おっしゃるとおりもう少し同意のもとに進めるべきであったかと思っておりますけれども、県を挙げてこれを進めていきたいと思いますというふうな動きの中で、最上地域についても立ち上がったものでございますので、そちらのほうを御理解いただければと思います。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 文化財修繕等の順番ということでございますが、当然緊急を要する部分

についてはそれ相当に早期にやらなければならないというようなことで考えております。また、県のほうの担当者も現地に参りまして、当然うちのほうの担当者等も含めて、どれが一番緊急を要するのかも含めて、このたびについては4号棟、6号棟、追って今度は矢作家というような順番づけという形になったということでございます。ただ、その経過の中で、今今しなければならぬというような部分については、緊急を要する部分については早急に対応していかなければならないものと考えております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 社会教育課長のほうから、緊急のものは早期にということで、つぶれたとか屋根が抜けたとかとならないように、ぜひお願いしたいものだなと思う次第ですので、よろしくお願いします。

あと、整備新幹線については、県を挙げてということで、吉村知事を先頭にやりましょうというふうになったとのことではありますが、しかしどのぐらい負担が全体でかかり、新庄市もどのぐらいかかるのかという見通しは今持っているのかどうなのか。悪いですが、新庄市にとっては、東京まで行くのに3時間半ですか、それが整備新幹線になれば何十分か短くなるかもしれませんが、わずか何十分か早くするために何兆円も何十兆円も、わかりませんが、負担を強いられるのはたまらないという気がします。というのは、やはり人口減少で市全体も国も財政が厳しくなっていくだろうと盛んに言っているわけです。そういう中で、また同じような、わずか30分か40分か早くするために、しかも誰がやるのかといったら新庄市の建設会社が直接負えるとは思えないし、新庄市にお金がおりのわけではないのになと考えますし、わずかの時間を縮めるために莫大な

金をかける必要があるのかなと私は疑問に思っております。そういうことはお考えになったかどうか、お願いします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 こちらのほうは去年全県下的に立ち上がったばかりですので、具体的にはこれからということだと思います。また、新幹線がどのような効果をもたらすかということも含めて、いろいろ研究・調査しながら進めていくべきものと考えておりますので、先ほども申し上げましたが、具体的にはこれからの動きになっていくということでございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 補正予算書、15ページ、16ページになりますが、6款1項3目、担い手総合支援対策事業費の中の経営体育成支援事業費補助金、1,500万円ほど減額になっております。これは国の補助金かと思いますが、新庄市の中では何件申請があって、多分採択されなかった部分の減額補正かと思いますが、まず何件申請して、何件採択になったのか。

それから、この事業は農林課が窓口になりまして、恐らく2月で各経営体あるいは事業者の方から申請をいただき、国の裁量で決定されるわけですが、今回予定していた決定よりもはるかにおくれて連絡が入ったということで、農業者も戸惑っておりますので、まず採択が何割だったのか、それから決定がおくれた理由は何だったのか、お伺いいたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 経営体育成支援事業費につきましては、いわゆる認定農業者等の農業機械の購入の補助というふうなことになりますけれども、人数的には7件のうち3件が採択という形

になってございます。議員おっしゃるとおり、評価ポイント、その方の今後の発展の状況でありますとかが個々に評価ポイントがございまして、それが全県的なところで順位づけされて採択されるというふうなところでございます。当初の段階で、ある程度立候補の声はあったわけですが、国の当初の動きもちょっと遅かったところもありまして、ある程度暫定的な予算を組んだというふうなこともありまして、これだけ大きな減額補正になりましたけれども、そういった評価ポイント、要件の複雑さというふうなこともございまして、県全体でもございまして採択が厳しかった状況かというふうな結果になってございます。「決定までの期間がおくれたことについては」の声あり

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 決定の期間もちょっとおけているというふうなことで、利用者の方には本当に御迷惑をかけているのかなというふうには感じているところでございます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 私がなぜこのような質問をするかということを察してほしいわけですが、認定農業者が対象だということで、いいんですが、例えば農業機械を更新しようという場合、まだ動いている機械が来年壊れるとは想定していないわけです。そこは大前提であって、そんなにゆとりのある経営をしている農家は今誰もいません。いよいよになって、これはもたないぞというところで、何かいいメニューはないかなと農林課の窓口を訪れるわけです。多分3分の1が国からの補助金によるので、初期投資の部分でかなり農家の経営的にはプラスになるなという見方をしておりますが、国では担い手にこれから一律経営の強化をしますよと言う一方で、これは新庄市の中では7件手を挙

げて、残念ながら半分以下の採択率、50%を切っているわけですね。このようなことで、新庄市の担い手は育ちにくいのかなと私は思っています。あくまでこれは市に決定の裁量があるわけではないので、思うのですが、6月補正のときも県単位でこれまでやってきた補助金のメニューが国の産地パワーアップ資金にとってかわると。これは規模の大きな部分ですが、この場合においても、これまで市単独はないんですが県単独事業に新庄市が乗っていた場合の補助金のスタイルと比較しますと、これもやはりどうしても使い勝手が悪い、農業者にとっては非常に困惑を招く補助ではないかなというふうに思います。

6月定例会の、同じ補正予算の審議ではありましたが、そのときの課長答弁では、県内の課長級の会議をいたしまして、少し改善を国に求めていくんだということでしたが、担い手育成、この場合経営体育成にかかわるこの部分も私は同じではないかなというふうに感じておりますが、課長はいかがお考えでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 この制度自体、批判することではございますけれども、やはり議員のおっしゃるとおり現実的なところでかなり採択率が低いというふうなこともございます。また、この経営体育成事業につきましては、事業費というか、機械の単価も50万円以上というふうなことで、路地の畑なんかではもうちょっと安い機械を組み合わせるといふふうなところもございまして、そういった内容につきましても今後要望を続けていきたいと思っておりますし、何か補完するような事業ができないかなというふうなことで、県、国のほうにも訴えていきたいなというふうに思いますし、今後も実情を考えながら、来年度以降の予算に反映していければなというふうに考えてございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 8ページの19款繰越金についてお尋ねします。

今年度、前年度繰越金なんですけど、今まず残額が幾らになっているのかを伺います。

次ですが、7ページの民生費国庫負担金の児童費、扶養手当給付負担金について、こちらが補正額70万円、これから予算に計上していくということなんですけど、当初のところから申請の人数がふえたためなのかどうなのかということと、あとこれに伴って歳出の部分の13ページの3款民生費2目児童母子措置費のところの補正額の財源内訳なんですけど、国県支出金の歳入で70万円の予定しているところが73万5,000円になっているところのこの3万5,000円の違いというのはどこからの金額であるのかをお伺いしたいです。

次が、18ページの8款土木費、2の道路維持費なんですけど、道路維持事業に1,200万円の歳出が計上されているんですけど、こちらはどのような工事であるのか伺いたいと思います。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間、休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 最初の御質問でございます。

繰越金でございますが、補正予算書8ページ、19款繰越金1項繰越金1目繰越金でございます。繰越金の残額ということでございますが、決算で御承認いただきましたとおり繰越金にしましては総額で4億5,895万4,000円ございました。

当初予算でそのうち1億6,000万円を充てさせておりましたが、5月補正で1,615万9,000円、6月補正で3,056万8,000円、そしてこのたび8,978万2,000円を補正させていただきたいという御提案でございますが、それを全て合わせますと2億9,650万9,000円、これは9月補正を含んだ繰越金の額ということになります。それで、決算の4億5,895万4,000円からこれを差し引きますと1億6,244万5,000円ということで、9月補正が通ればこれが残額というようになるところかと思えます。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 叶内議員のほうからは、児童扶養手当に関する歳入と歳出に伴う内容についてというような御質問でございます。

まず初めに、今回増額補正をさせていただく理由ですけれども、平成28年12月に児童扶養手当の支給額の基準が変わったことが大きな要因です。これに伴いまして、支給を受ける方が受け取る額がふえたというふうなことでございます。当初予算に間に合えばよかったんですけれども、当初予算編成に間に合わなかったというような理由もございまして、今回補正をするものでございます。

改定の内容なんですけれども、第2子加算と第3子加算ということで、2人以上のお子さんがいらっしゃるケースについては加算というふうな措置がとられておりますけれども、改正前は第2子加算については5,000円、第3子加算については3,000円ということで、加算の額がそれしかなかったということなんですけれども、改正に伴って加算額に幅が生じました。第2子加算につきましては5,000円から1万円、第3子加算については3,000円から6,000円というこ

とで、幅のある設定になったものですから、それに伴いまして支給額が増額になったというようなことでございます。今回9月で補正をお願いするということは、今年度12月11日に3回目の支給があるものですから、今回補正をお願いしまして、不足する所要額を補正したということでございます。

国からの負担金ですけれども、いわゆる手当の支給に係る3分の1が国から来るというふうな制度になってございます。歳出のほうですけれども、特に歳出の国県支出金との差につきましては、内訳としましては73万5,000円のうち70万円を児童扶養手当に充当する予算と。あと残りの3万5,000円ですけれども、当初予算で一般財源で予算措置をしていた事業がございまして、児童母子措置費につきましては、児童扶養手当の支給だけの事業ではなくて、ほかの事業もありますものですから、その3万5,000円のうち、県の総合交付金というふうな市町村への財政的な支援がございまして、一般財源からそちらの交付金に振りかえて活用させていただくというふうなことでございます。

以上でございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 修繕料と工事費につきましては、区長と市長のまちづくり会議等で出されました地域要望に対応するために今回予算化させていただいております。あわせて、修繕費の中には雨で市道路線の路肩が欠けた部分がありましたので、災害のための改善費用として計上させてもらっております。

あと、舗装補修区画線につきましては、間もなくハーフマラソンが行われるわけですが、それに対応するための予算として計上させていただいております。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） ありがとうございます。

最初の19款の繰越金なんですが、山形県内13市あるうちの他の自治体の補正予算書などちょっと比べさせていただいたんですけれども、平成28年度の決算が今回の議会で決定されて、そして実質収支の4億5,800万円、この金額が今回の議会で決定されるということなんですが、金額がこうやって決定される前に5月補正、6月補正で繰越金を計上していくということは、通常なのかどうかということをお伺いなど。ほかの自治体の決算書を見ると、決算議会があって、決定されて、9月の補正で実質収支となっている金額が次年度繰り越しということで補正のほうにのってくるということをお伺いしたものですから、どちらが正しいというのがあるのかなのか、そこら辺をまずお伺いしたいというのがこの繰越金のところですね。

あとは、繰越金の規定、地方財政法での規定を見ると、翌々年度、余剰金が生じた場合、翌々年度までに2分の1以上の額を基金に積み立てるか地方債の繰り上げ償還の財源に充てなければならないという法律の規定があるということも伺ったものですから、残額をお伺いしたということがありました。

あと、国庫負担金については理解をしましたので、ありがとうございます。

そして、道路のところなんですが、舗装の修繕費用というのは表面の舗装だけで完了してということよろしいのでしょうか。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 繰越金に関してでございますが、基本的に年度予算といいますのが3月末で一旦締まります。出納整理期間ということで、5月末までそれが続くわけでございますけれども、既にその段階でいわゆる現金の移動は確定しておるといようなことでございます。当初予算から繰越金を見越して予算を組ませていた

だいている部分もありますが、いわゆる繰越金はある程度見込めるものとして予算を組んでいるところでもあります。補正に関しても同様の形で組んでおるといことです。

そして、正しいか正しくないかということでもありますけれども、決算統計という部分での決定、それから決算の決定というようなところで、若干考え方が違うところはございますけれども、あくまでも現金、いわゆる市町村が持っている現金というふうな動きを考えますと、当初はこれはあくまでも見込みですけれども、その当該年度の補正に関しましてはある程度繰越額が見えている状態での補正でございますので、そのあたりは御理解いただきたいというふうに思います。

あともう一つ、繰越金が生じた場合、基金を造成しなければならないという部分がございます。法律上は翌々年度に繰越金の2分の1を基金の造成費に充てなさいよというようなことも確かに決まっております。ただ、それはあくまでも市町村の決定を経て繰越金を2分の1の範囲内で基金に造成することができるというようなことでございますので、そのあたりは議会の決定を経てでございますが、市町村で考えるべき部分でございますので、必ずしなければいけないというようなことではないのかなというふうに考えてございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 今御説明をいただいたように、路面状況を改善するために行う通常パッチングと言われるものでございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第17議案第74号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

小野周一議長 日程第17議案第74号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 27ページの10款の繰越金についてですが、平成28年度の決算から見ますと繰越額が半分以下かなというふうに思っているんですけども、繰越額はこれで本当なのかということをお願いします。

それからもう一つは、30ページの歳出で、一般管理費でシステム改修業務委託料というのがありますが、どういう改修業務なのか、お願いします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 まず、特別会計の歳入の繰越してございますが、歳出のほうで補正額を計上しておりますので、それに合わせた形で繰越額のほうで調整させていただいた形となっております。ただいま議員のほうでお話ありました、さきに平成28年度の国民健康保険事業特別会計の決算特別委員会のほうで御審議いただきましたとおり、繰越金は5億円ほどございましたが、そちらのほうは9月補正の議案提出段階ではまだ決定ということではございませんでしたので、今回は9月補正の歳出予算のほうに合わせた形で繰越額を調整させていただいたというような形でございます。今回御審議いただきました平成28年度の特別会計の繰越額5億円何がしの部分につきましては、12月以降の補正で計上させていただきたいと考えておるところでございます。

あと、歳出予算のシステム改修費54万円でございますが、こちらはさきに当初予算のほうでも、平成30年度から始まります国民健康保険制度の県単位化に伴いまして、電算システム関係の改修費については既に計上しておりましたが、さらに県のほうより新たなシステム改修の部分が発生したということで、追加で通知が来まして、それに伴いまして今回新たに委託費ということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 最初の繰越金については、詳しくわかりました。

次に、県単位化に向けて県から追加の通知があったということなんですけれども、県単位化に向けて現在県とはどのような、一番は国保税のことにつながる納付金とかその他、こういう方向でという話し合いがされていると思うんで

すが、どのような話が出ているのか、教えていただきたいと思います。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 平成30年度からの国民健康保険事業の県単位化に向けた現在の状況でございますが、県のほうで現在平成30年度からの市町村の納付金額がどのくらいになるかという試算を行っているような状況でございます。最終的には、11月以降に平成30年度からの納付金額を県のほうで示すというような形のスケジュールになっておりますが、先週、参考程度にということ、もし平成29年度、今年度から県単位化が始まったとした場合に、平成28年度の実績値に基づく平成29年度の納付金額の試算ということでの通知が県から来たところでございました。その試算状況では、県平均では1人当たりの保険料は6%ほど低くなる、減になるというような試算となっております。以上でございます。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) そうなると、新庄市に当てはめるとどうということになりそうなのかというのがわかれば、お願いします。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 今申し上げましたのは、あくまでも試算でございますので、確定ではないということ、御理解いただきたいと思っております。既に新聞等でも公表になっておりますけれども、新庄市に当てはめると約20%ほど保険料は低くなるということでございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第75号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

小野周一議長 日程第18議案第75号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第76号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

小野周一議長 日程第19議案第76号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第77号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

小野周一議長 日程第20議案第77号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 47ページの歳出の介護予防・生活支援サービス事業費の補正の内容について、詳しくお願いします。

そして、4月から総合事業というのを始めている関連だと思うんですけども、現状について運営事業費やあるいは利用者からの声などあれば、お願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 総合事業の委託料、47ページ、介護予防・生活支援サービスの事業費でございますけれども、こちらの内容といたしましては従来の運動、訓練支援事業、2次予防の部分でございますけれども、議員おっしゃるとおり、この4月から総合事業ということで、短期集中の予防事業としましてお一人の方につきまして3カ月間程度の集中的な運動プログラムを実施してございます。その方々が要支援あるいは事業対象者から、状態が改善されまして、該当しなくなった場合に、その方々への手当として継続的なそういった運動プログラムを利用者と相談しながら、利用でき

るというふうなものを予算、この部分に計上してございましたけれども、対象者が従来の2次予防的な部分と、あと元気高齢者の部分というふうなことで、すみ分けする形で今回4款1項1目のところを減じまして、地域支援事業、4款2項1目のところに71万3,000円を組み替えてございますので、よろしく願いいたします。

あと、2点目の運営状況についてでございますけれども、窓口の状況を見てみますと、初めて申請される方については利用されるサービスの内容によって総合事業対象者とするか、あるいは審査会にかけて要支援の認定を受けるかというふうな区分になりますけれども、あくまでも申請される方の御意向を伺いまして、その辺のところは十分に御説明しながら、利用されるサービスと直結できるような形で御案内しているような状況でございます。

あと、具体的な利用の状況についてでございますけれども、4月に利用される方については5月に国保連のほうに事業者から請求がまいります。さらに国保連合会のほうで審査請求するのに1カ月ほどかかりますので、今のところ市のほうで把握している分については、正確なところは4月、5月、6月の3カ月分でございます。前にも御説明したかと思うんですけれども、今既に要支援の認定を受けている方がこの新しい総合事業のサービスを受けるかどうかについては、更新申請が1年かけて行われますので、一気に4月に対象者が全て事業対象者になるというふうなことでなくて、1年かけての事業移行になりますので、状況的にはもう少し推移を見守りたいなというふうなことで考えてございます。当初年間で120人ほどの見込みをしておりましたけれども、状況を見ますと半年たった段階でおよそこの目標の半分近くはいつているのではないかなというふうな感想を持ってございます。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 本当に数日前なんですけれども、自分が要支援で、週に1回だか2回だか風呂に入ったり、御飯を食べたり、デイサービスというのかな、そういうのを受けていた方が、風呂に入れなくなったということで、がっかりしておりました。自宅の風呂に入れと言われてたけれども、自宅の風呂は窓を二重にしても寒くて、とても入りづらい風呂なんだと言っておまして、冬になったら特に困るなと言っていました。今までのデイサービスの場合は、暖かいところで、手もかけてもらって、きれいにしてもらって、とてもいい感じだと思っていたのに、入れなくなったということで、すごく気を落として、がっかりなさっていました。今までどおりだといいいのになというふうに言っていた声を聞いて、胸がぐっと締めつけられるような気がいたしました。そういう声は聞いておられないのかということをお願いします。

それから、事業者のほうからは、訪問介護というのが要支援の人たちの報酬が低いということがあって、行けないという事業者が出ていて、高齢者が路頭に迷うというか、困ったという声が出ているとある事業者から出ました。結局引き受けてあげるんだけれども、時間は1時間だったのを45分に下げたとかおっしゃっていました。ヘルパーはみんな資格を持った方らしくて、ヘルパーの報酬を減らすわけにはいかないと言っていました。事業所の運営費のほうから減らさざるを得ないというようなことも聞きました。そういう意味で、大変事業所としても困っているという話がありました。そうしたら、8月19日付で山形新聞にこのように「軽度介護45%運営苦慮」と。担い手を確保できていないということで、大変困っているというのが出ておりました。地域住民が支え合う仕組みづくりという

ふうに国のほうでは言っているわけですが、それも大変難しいようだと言われていると聞いて載せてくださっておりますが、市のほうではどういうふうに把握しておられるのか、お願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 まず、最初の要支援の方についてでございますけれども、在宅でお風呂に入るようになったために、ちょっと苦勞されているというふうなお話でございますけれども、要支援の方についてのサービスは在宅サービスも使えますし、特設サービスの内容的には変わってございませんので、もう一度その要支援の方、困っている方がおりましたら、こちらのほうに御紹介いただければなというふうに思います。

あと、2点目の訪問介護の事業所が介護報酬が減らされたことで苦勞されているというふうなお話でございます。これまで要介護1から5までの方のホームヘルプのサービスの部分については、身体介護の部分と家事援助の部分はもとと分かれてございました。今回改正になったところは、簡単に申し上げまして要介護1から5の方々が利用されている区分で要支援の方も、例えば買い物ですとか調理ですとか掃除、そういった家事援助の部分と、あと体に触れての身体介護というふうな、援助されるサービスの内容に伴って、専門的な資格を要する身体介護と、ある一定程度の研修で援助できる家事援助というふうなところをはっきり分けたということでございます。

事業所がまだいないんじゃないかというふうなお話でございますけれども、市内の事業者のほうから事業所登録をいただいておりますので、路頭に迷うというふうな方は今のところ私のほうでは把握してございません。そうした方がお

られましたら、ぜひ窓口のほうに相談あるいは電話で問い合わせいただければなというふうに思います。

第一次的には、皆さん使われる方はケアプランというふうなことで、専門的な自立支援を目的にした上でのサービスを提供するためにケアマネジャーがおりますので、そういった方々と十分に真に必要なサービスというふうな部分を御相談いただければなと思います。

具体的に今のところヘルパーの資格を有しないで家事援助を行っている事業所があるかどうかという部分については、まだ調査してございませんけれども、4月以降新しく身体介護と家事援助の部分が分かれたことで、家事援助の部分だけを希望される方の需要といいますか、そういった動向を見据えて今後の事業所の職員の採用というふうな部分につながっていくんじゃないかなと考えてございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 総合支援事業の家事援助のところですが、資格がなくてもやっていたことができるということですが、なかなかそういう方が事業所で少ないんだらうなというふうに思います。地域住民が支え合う仕組みづくりが難しいという現状があるのではないかと、いうふうに新聞では言われているように思います。担い手確保が難しいと。私としては、国にもとに戻せと、資格がある人を雇い、報酬もやっぱり資格に合った、今までどおりの報酬で家事援助もできるように、あとデイサービスもできるようにすべきでないかと言っていく必要があるような気がしますが、どうでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 もとに

戻すというふうな議員の案のようでございますけれども、やはりその目的に沿った職種というのは理想的なのかなというふうに思います。というのも、介護報酬イコール利用者の負担に直結しますので、ある程度、無資格といひましても一定程度の研修を受けていただくこととなりますので、まるっきりの素人という見方とは若干異なります。そういう方々が研修を受ければできる部分と、ヘルパーの専門的な資格を有する方が行う援助というふうな部分では、やはり目的に沿った、その方が本当に必要とする援助、その援助イコール介護報酬の1割の自己負担という部分になりますので、この制度がどういふふうな利用動向になるのかをまず見定めていきたいと考えてございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第78号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算

(第1号)

小野周一議長 日程第21議案第78号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第78号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時57分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

健康課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 午前中の議案第74号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の審議におきまして、佐藤悦子議員より質疑いただきました中で、私の答弁中、平成30年度の国民健康保険の県単位化に伴います平成29年度の試算におきます1人当たりの保険料につきまして、新庄市の保険料につきましてはマイナス20%の試算となっていると申し上げましたが、この発言につきまして、内容についてはあくまで平成29年度、今年度の段階におきます平成28年度の実績額をベースにした試算値でありますことと、平成30年度からの実際の納付額とは算定ベースが違うこと、あと算定に当たってはその他の前提条件が平成30年度の納付額を計算する前提条件とは乖離していることがございますので、発言のほうを「現段階では新庄市は下がる方向であると聞いております」ということに訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

日程の追加

小野周一議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前11時50分から、議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めまして

議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしましたところであります。

協議の結果、議案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、また議案第3号平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出についての議案2件を本日の議事日程に追加していただくことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案2件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案2件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時04分 休憩

午後1時06分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

議案2件一括上程

小野周一議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第22議案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてから日程第23議案第3号平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

(奥山省三総務文教常任委員長登壇)

奥山省三総務文教常任委員長 議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成29年9月22日。新庄市議会議長小野周一殿。提出者、新庄市総務文教常任委員会委員長奥山省三。

別紙をお開き願います。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興支援と災害への備え、環境対策、地域交通の維持など、拡大するニーズへの対応が迫られる中、求人倍率の上昇などから公共サービスを担う人材確保も困難になってきており、いかに地方財政を確立し、地方創生を成し遂げるかが大きな課題となっています。

また、地域住民のニーズや歴史、気候風土を踏まえた自治体運営をすることは、まさに地方自治を体現するものであり、全国一律でなく地域の特色を発揮した行政が求められています。これを実現するためには、政府立案の地方財政計画における地方交付税をはじめとした財源が欠かせないものであり、加えて、自治体の基金は、この間の地方の工夫によって将来や不測の事態に備えて準備しているものであります。

地域に必要とされる公共サービスを提供するため、2018年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政を充実・強化することが求められます。

よって、国においては、次のことを実現されるよう強く求めます。

記

1 社会保障や環境保全、地域交通確保、人口減少策、東日本大震災避難者対策など、継続・増大する地方自治体の財政需要を的確

に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2 子育て支援、医療と介護・福祉の連携を進める「地域包括ケアシステム」、生活困窮者対策、介護保険・国民健康保険制度の見直しなど、増加する社会保障ニーズに対応し、人材確保に向けた社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3 地方交付税における「トップランナー方式」での一律低位標準化でなく、地方の特色を発揮できる、人口密度・事業規模を考慮したきめ細かな算定方式を導入すること。

4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣宛て、内閣官房長官宛て、総務大臣宛て、財務大臣宛て、経済産業大臣宛て、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）宛て、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）宛て。

以上です。

小野周一議長 次に、産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 議会案第3号平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成29年9月22日。新庄市議会議長小野周一殿。提出者は新庄市産業厚生常任委員会委員長佐藤卓也でございます。

別紙。

平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書。

平成30年産以降の米政策の見直しにつきましては、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明

らかにされておらず、未だ「平成30年産以降の絵姿が見えない」といった声や、「生産調整が不要となる」といった誤解があり、生産現場には不安と動揺が広がっている。米の需要と価格の安定は、生産者・消費者双方にとって重要であり、平成30年産以降においても、国民の主食である主食用米の生産を競争原理に委ねることなく、行政の積極的な関与と指導のもと、全ての産地・生産者・集荷業者等によるオール日本で需給調整に取り組んでいく必要がある。

ついては、米の主産地として下記のとおり強く要望する。

記

- 1 平成30年産以降、再生協の役割がこれまで以上に重要になることが想定されることから、運営費の十分な確保など、再生協がさらに機能を発揮できるような環境を整備すること。
- 2 関係団体が一体となって需要に応じた生産に取り組むための全国組織の設置を早急に進めること。
- 3 水田活用の直接支払交付金について、助成体系や交付単価を維持しうる十分な予算を確保するとともに、恒久的な措置とすること。
また、地域の裁量による活用を可能にすること。
- 4 平成30年産以降、米の直接支払交付金（7,500円/10a）が廃止されるなかで、需要に応じた生産とそのことに取り組む農家の所得向上等を実現するために、その財源を水田農業政策の総合的な充実・強化に活用すること。
- 5 現行のナラシ対策は、趨勢的な価格下落に対応できないことから、発動基準となる標準的収入の最低基準を設定するなど、再生産が可能であり、かつ生産者が先を見通し安心して取り組める仕組みとすること。

また、平成30年産以降も引き続き、再生協の仕組み等を通じて需要に応じた生産に取り組む生産者を対象とするよう、早急に適切な要件を設定すること。

- 6 作付段階で需要に応じた生産の取り組みを徹底したとしても、豊作等により供給過剰が発生する可能性があるため、米穀周年供給・需要拡大支援事業による長期計画的な販売の取り組みに対する支援の拡充等、出来秋以降の需給調整の仕組みを整備すること。

- 7 地域の水田農業の維持・発展に向けて、産業政策と車の両輪となる地域政策として日本型直接支払制度を拡充すること。

具体的には、農地維持支払いが担い手の所得向上に直接結び付くよう見直すとともに、中山間地域等直接支払制度が条件不利地のコスト差をしっかりと補える交付水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣宛て、財務大臣宛て、農林水産大臣宛て。

以上でございます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてから議会案第3号平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号から議会案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議会案第2号地方財政の充実・強化

を求める意見書の提出について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第3号平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第3号平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小野周一議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 いよいよ新庄にも実りの秋が近づき、収穫の秋、楽しい秋が来たなというふうに思っています。しかし、周囲を見渡しますと、まだまだ稲刈りが始まっていないというような状況で、ことしの日照不足が影響しているのかなというふうに思っています。台風にも見舞われましたが、大きな被害もなく、本当にいい実りの収穫ができることを心からお祈り申し上げたいというふうに思っております。

また、この議会中にJアラートの作動があったりしまして、緊張感が高まっているところではありますけれども、戦争は絶対にしないということは大変大事なことはないかなというふうに思っております。

そんな中で、この9月議会、決算議会ということで、議員の皆さんから各種御指摘、御指導をいただいたこと、真摯に受けとめまして、来年度事業につなげてまいりたいというふうに思っております。

これから10月につきましては10月7日、ハーブマラソン、そしてものがみ大産業まつり、10月14日、味覚まつり、また防災訓練、その後10月28日、29日には巣鴨に山車の派遣、11月はそばまつりというようなことで、収穫の秋、新庄満載であります。各事業に顔を出していただいて、各団体を励ましていただければ大変ありがたい

というふうに思っております。

9月8日から始まりました15日間にわたる長い決算議会、本当に皆様方の慎重審議、心から感謝申し上げます、御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

小野周一議長 以上をもちまして、平成29年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後1時21分 閉会

新庄市議会議長 小野周一

会議録署名議員 今田浩徳

〃 〃 新田道尋